

平成 23 年度 大学機関別認証評価
自己評価報告書・本編
[日本高等教育評価機構]

平成 23(2011)年 6 月
秋田看護福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 沿革と現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	5
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	5
基準 2 教育研究組織	8
基準 3 教育課程	20
基準 4 学生	35
基準 5 教員	52
基準 6 職員	59
基準 7 管理運営	63
基準 8 財務	69
基準 9 教育研究環境	75
基準 10 社会連携	81
基準 11 社会的責務	88
IV. 特記事項	94
1. 学生支援活動（キャリア教育への取り組み）	94
(1) 就職委員会の取り組み	94
(2) 国家試験対策	96
(3) 福祉行政研究室	100
2. 地域貢献	103
(1) ピアカウンセリング	103
(2) 横手市「健康の駅」事業	107

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神・大学の基本理念

秋田看護福祉大学（以下本学）の建学の精神は「真理・調和・実学」である。本学は学校法人ノースアジア大学（以下本法人）の組織の中にあり、前身の秋田桂城短期大学から同じ建学の精神を受け継いでいる。

この建学の精神は、本県が生んだ偉大な先覚者で経世学者であった佐藤信淵が説く「真理」を仰ぎ、本法人の創立者古田重二良が述べる「調和」をはかり、そして人間社会に実学（科学的実用の学問）を生かす学風を培うものである。

本学はこの建学の精神をもって、国際的視野に立ち、輝かしい未来に向かって伝統の灯を掲げていくことを基本理念とする（資料編：資料 1-1 大学案内、1-3 本学ホームページ、1-4 学生便覧）。

本法人の初代理事長である古田重二良は秋田市出身で日本大学の理事長・会頭を務めた私学界の重鎮である。高等教育を受ける手段が極めて限られていた秋田県の現状を憂い、次代を担う郷土の若者たちに高等教育と私学教育を提供し、地域社会の発展に貢献できる人材の養成を目指して昭和 28(1953)年 4 月、秋田県秋田市に学校法人秋田短期大学（商経科）を設置した（併せて附属高等学校も開校）。現在、本法人は大学 2 校と、短期大学、附属高等学校、附属幼稚園 2 園、附属保育園を有する。

建学の祖佐藤信淵は秋田県出身で、江戸に出て勉学に励み、やがて幕末を代表とする経世学者となった。

平成 8(1996)年 4 月、新たな時代への要請と秋田県から求められていた看護・介護の人材育成の要望、そして大館市を中心とした「秋田桂城短期大学支援協議会」の支援により、地域づくりや地域産業の担い手の養成を実践するため、本学の前身である秋田桂城短期大学（看護学科・人間福祉学科・地域社会学科）が県北初の高等教育機関として誕生した。

さらに、時代は看護大学への転換を要請し、高齢化社会を担う人材育成を目的として介護福祉士及び社会福祉士の養成を行う社会福祉学科を加え、平成 17(2005)年 4 月、秋田看護福祉大学として新たなスタートを切った。また、平成 21(2009)年、社会福祉学科は精神保健福祉士の養成を加え、福祉学科と名称を変更した。

「秋田桂城短期大学支援協議会」は現在、「秋田看護福祉大学支援協議会」として、学生募集広報、経済支援奨学金などの事業によって本学を支援している。

このように、本学は地域に支えられ、建学の精神の中心をなす「実学」への取り組みを強化し、地域社会および国際社会の発展への貢献を教育研究の基本理念・目的として保健・医療・福祉領域の人材の育成を行っている。

2. 使命・目的

本学は「真理・調和・実学」の建学の精神を支柱として、学則第1条に「教育基本法に則り、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」ことを明示している（資料編：資料 F-3 大学学則）。

わが国の超少子化・高齢化は日本の社会情勢に大きな影響を与えている。「ジャパンシンドローム」を世界で初めて経験する日本はそれをどのように乗り越えていくか、全世界から注目されている。したがって、保健・医療・福祉分野における人材の確保と質の向上がますます必要になるものと予想される。すなわち、それに対応すべく、少子化・高齢化に関わる教育研究は重大な局面にあるといえる。

3. 大学の個性・特色

本学は「建学の精神」を踏まえ、一人ひとりの学生を大切にしている教育を行っている。

(1) 少人数教育

小規模な大学のメリットを生かし、1年次から一人ひとりに目の行き届いた少人数教育を実践している。

1年次の基礎演習から4年次の卒業研究や国家試験対策まで、その精神は貫かれており、そのことが教員と学生の密接な関係を作り、学生生活や進路相談における親身な対応を生み出している。

(2) 実践的カリキュラム

専門科目には資格取得に必要な授業科目を重点的に配置したほか、保健・医療・福祉が相互に関連する分野においては、両学科の学生が共通理解を図るための総合科目（平成20年度までは共通科目）を設けている。

また、病院・福祉施設・市町村・保健所など、多くの実習施設の好意により充実した学外実習が行われている。講義・演習においても現場の方々が非常勤講師として教育に参加し、実践力のある学生を社会に送るよう、教育を行っている。

(3) 充実したキャリアサポート

「Face to Face」（お互いの顔がすぐそこに見えるほど、学生と教職員との距離が近い）をキーワードに、担任や卒業研究・ゼミナール指導教員が中心となって、一人ひとりの適性や能力を的確に把握してきめ細かな進路指導を行っている。

公務員試験対策講座、国家試験対策、病院や福祉施設の説明会・相談会も行われており、卒業生を招いての相談会も開いている。また、就職試験のための面接や書類の書き方の講習なども行っており、それらのことが、前身である秋田桂城短期大学以来の100%という高い就職率に結びついている。

(4) 地域に根ざした研究

地域の住民、医療・福祉関係者と連携した研究を行い、それを地域に還元することにより、研究機関としての役割を果たしている。

秋田県や市町村からの委託事業・研究も行われており、着々とその成果が蓄積され

秋田看護福祉大学

つつある。また、これらの研究成果は学内外の研究学術誌に発表されている。本学には総合研究所があり、「秋田看護福祉大学総合研究所 『研究所報』」が発行されている。

大学の個性・特色については、大学案内、入試広報誌等に掲載されている（資料編：資料 F-2 大学案内）。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 7(1995)年	12 月	秋田桂城短期大学設置認可
平成 8(1996)年	3 月	校舎竣工
平成 8(1996)年	4 月	大館市に秋田桂城短期大学開学 地域社会学科・看護学科・人間福祉学科開設
平成 9(1997)年	4 月	学歌制定
平成 16(2004)年	11 月	秋田看護福祉大学設置認可
平成 17(2005)年	4 月	秋田看護福祉大学看護福祉学部 看護学科・社会福祉学科開設
平成 21(2009)年	4 月	社会福祉学科を福祉学科に名称変更

2. 本学の現況

- ・ 大学名 秋田看護福祉大学
- ・ 所在地 秋田県大館市清水二丁目 3 番地の 4
- ・ 学部の構成 看護福祉学部：看護学科、福祉学科
- ・ 学生数、教員数、職員数

表Ⅱ-2-1 平成 23 年度 学生数 (データ編：表 F-4)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合 計
看護学科	57 人	61 人	59 人	60 人	237 人
社会福祉学科				27 人	27 人
福祉学科	34 人	33 人	31 人		98 人
合 計	91 人	94 人	90 人	87 人	362 人

※平成 21 年度、社会福祉学科は福祉学科に名称変更

表Ⅱ-2-2 平成 23 年度 教員数 (データ編：表 F-6)

専任教員	非常勤教員
31 人	46 人

表Ⅱ-2-3 平成 23 年度 職員数 (データ編：表 6-1)

正職員	その他の職員
9 人	11 人

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1 の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1 の事実の説明（現状）

建学の精神である「真理・調和・実学」は、本学の前身である秋田桂城短期大学の校舎が建設された平成 8(1996)年に学生玄関の横、とりわけ学生の目にふれる場所に掲げられた。学生に対しては、学生便覧に記載すると共に、入学式、入学オリエンテーション等で意識付けをし、大学案内、ホームページ、オープンキャンパス、大学祭プログラム、更には入試広報活動等を通じて学内外に向けて紹介している。また、法人として広報「さくら」など、様々な機会に学内外に提示されている（資料編：資料 F-2 大学案内）。



本学の学章は、学校法人秋田経済法科大学が学校法人ノースアジア大学と改称された平成 20(2008)年に、ノースアジア大学と同じマークになった（学校法人ノースアジア大学寄附行為）。マークの 3 色は、建学の精神である真理（オレンジ）、調和（濃紺）、実学（イエロー）を表してデザインされている（本法人ホームページ）。

(2) 1-1 の自己評価

建学の精神は本法人と共に、上述のさまざまな形で学内外に示している。大学の設置以来 6 年を経過し、秋田県内での周知はなされている。しかしながら、秋田県内は勿論のこと、県外への働きかけには一層の努力が必要である。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を学内外に示すことは、本学が地域に理解され、支援を受けるためにも必要である。さらに、秋田県内、東北、全国へと本学の存在が認識され、伝統的な教育機関として成長するためにも、地域貢献事業への参画を積極的にかつ継続的に行うことが必要である。すなわち、本学の「建学の精神」を学内外に示すと共に、地域貢献の「成果」を持って建学の精神をアピールする。

自己点検・自己評価は、毎年の大学・委員会・学科での活動のまとめと反省および将来計画の積み重ねをもとに、少なくとも 4 年毎に行い、公表する。そのことによって、建学の精神を確認し、問題点を把握し、解決することを常とする。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか

(1) 1-2の事実の説明（現状）

①の視点

本学の使命及び目的については、「建学の精神に基づき、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」と学則第1条に定めている（資料編：資料F-3 大学学則）。さらに、看護福祉学部および各学科はこれを踏まえて人材育成に関する目的と教育目標を次のように定めている（学則第6条第2項）。

看護福祉学部：幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成することを教育理念・目標とする。

看護学科：生命に対する深い尊厳の心を持ち、対象者がどのような援助を求めているかを正確に把握し、常に向上心を持って適切な看護サービスを提供できる看護職者を養成する。

福祉学科：社会福祉学という「知」と「実践」を統合した学問を機軸に、学究の営みに邁進し、共生社会の実現に向けて創造的な提言を行い、自ら行動できる福祉マインドを持った人材を養成する。

②の視点

本学の使命・目的・教育目標については、学生便覧に大きく記載されており、入学時に学生に周知徹底される（資料編：F-5 学生便覧）。教職員に対しては、毎年、新任教職員研修会で理事長から説明されると共に、随時、学内および法人における様々な取り組みの中で確認され、教育に反映されている。

さらに、本学においては、教職員に「建学の精神、本学の使命・目的、教育目標」が周知され、認識され、大学運営や教育研究に活かされるように常に配慮している。

③の視点

本学の大学案内、ホームページなどによって、大学の使命・目的が建学の精神と共に学外に公表されている。また、入試活動では高校、高校生や保護者の方々に、大学祭では地域の方々と、さまざまな機会に紹介されている。

(2) 1-2の自己評価

大学の使命・目的は明確に示され、入試活動など様々な方法で学内外に公表されている。しかしながら、それで十分であるとは思っていない。本学の使命・目的が本学の特色として全国に知られるよう、さらに多くの機会をつくる必要がある。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は教育課程の編成や学生生活への指導にも生かされている。今後は学生が学生生活の4年間を通じてこれらに対する認識を深め、学生が卒業後も本学の教育理念として認識できるようにしなければならない。例えば、「本学の社会貢献事業に教員と共に参加することで、地域における保健・医療・福祉の問題点を把握し、問題解決方法を見つけることを実践する」ことも生きた教育となる。そして、このような積み重ねが本学の歴史を作っていくと考えている。また、ホームページ等、広報活動にもこのような視点を更に強力に取り入れていかなければならない。

入試活動においては、とりわけ高校生に直接伝えることが必要である。このところ、本学への高校等からの出張講義や見学の依頼が多い。このような機会をも活用して本学の使命・目的をアピールする（基準4. 学生 表4-1-3 平成22(2010)年度 高校等への出張授業・大学見学等の実績）。

[基準1の自己評価]

法人としての建学の精神の周知は57年間の長い歴史と共に十分に行われている。それに比べ、本学の歴史は短大時代を加えても15年と短い。したがって、本学の建学の精神及び使命・目的の周知はまだ努力が必要である。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

大学案内、ホームページなどで広報活動を行うと共に、最近増加している高校での大学紹介や進路相談会などにおいて、本学の建学の精神のアピールを意識して行う。

更に、教職員、学生、地域への周知活動を入学式、卒業式、公開講座、入試広報活動など、様々な機会をとらえて行う。

本学の看護職・福祉職の人材養成はまさに「実学」教育である。また、日本の医療・福祉を担う人材の育成を行っているとの自負のもとに、本学の建学の精神や使命・目的を、教育目標や特色を含めてもっと広くアピールする。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明（現状）

①の視点

秋田看護福祉大学は図 2-1-1「秋田看護福祉大学教育組織図」に示すように、看護福祉学部の1学部には看護学科と福祉学科の2学科を置いている小規模な大学である。

また、総合研究所、附属図書館、福祉行政研究室などが本学の教育研究を支えている。

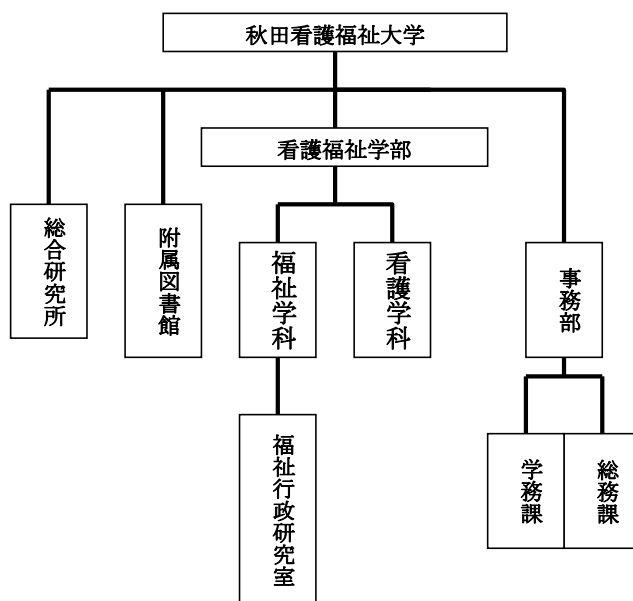


図 2-1-1 秋田看護福祉大学教育組織図

<看護学科>

入学定員 50 人、収容定員 200 人の看護学科は、学科の「教育目標」や「養成する人材像」に示す看護職者の養成を目的に（学則第 6 条）、卒業と同時に全員が看護師国家試験受験資格ならびに保健師国家試験受験資格の取得を可能とするカリキュラムを採用している。また、助産師国家試験受験資格の場合は実習施設の関係上 5 人の枠で選抜している。この選抜は助産科目の履修者を 3 年次前期終了時に行っている。なお、助産科目の履修については、学生便覧（資料編：資料 F-5）に記載し、ガイダンス及び個人面談において学生に十分な説明を行っている。

学科内には卒業研究係、カリキュラム検討係、学内演習調整係などを置き、学科会議での検討を経て、学部の各種委員会と相互に連携をとりながら教育が円滑に行われるように配慮している。

臨地実習においては、倫理的配慮に努め、患者等の承諾のもとに同意書を取り交わした上で実習を行っている。また、実習施設の看護職者は臨地実習指導者として各実習部署に複数配置され、実習指導教員と連携し学生の実習をサポートしている。

実習担当教員で構成されている看護実習指導計画委員会は委員長を学科長が兼務し、臨地実習要項の作成、臨地実習年間計画、技術水準の検討、技術習得・到達度のまとめ、実習評価、倫理文書作成、卒前演習、学生実習用品の整備、インシデントレポートの作成、病院実習における有事対応マニュアルの作成と管理などを行っている。

また、実習に係わる事項については、看護実習指導担当者連絡会議が病院、施設、保健所関係の 3 部会でそれぞれ年 2 回ずつ開催され、臨地実習指導者の方々との協議を行い、看護実践能力の育成と向上を目指して実習環境を整えている。

◇助産科目の履修について

- (1) 助産診断・技術学Ⅱ、助産管理論、助産学実習の履修許可人数は、実習病院等を勘案して決定する。
- (2) 助産診断・技術学Ⅱ、助産管理論、助産学実習の履修を志願する学生は 3 年次前半までに次の単位を修得していなければならない。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、保健・医療と法律、小児看護学概論、母性看護学概論、健康教育論、助産学概論、疫学、保健統計学、病態治療学Ⅲ、次世代育成ケア論、小児看護方法論Ⅰ、小児看護方法論Ⅱ、母性看護方法論、家族看護論、地域母子援助論
- (3) 志願者の選考は、看護学科長が選定し教授会の承認を得た「選考委員」が行う。
- (4) 選考委員会は志願者の中から履修候補者を選考し、その結果を教務委員会に報告する。
- (5) 教務委員会は履修候補者を審議し教授会に提案する。
- (6) 履修者の決定は教授会の議を経て学長が行う。
- (7) 選考基準：面接と上記の 3 年次までに単位を修得していなければならない科目の成績を合わせて、その成績の上位の者を選考する。

これらの事項は、学生便覧に掲載している。

◇看護学科特別講演

看護学科では全学年の学生を対象に、年 1 回特別講演を開催している。

目的：看護職従事を目指す学生の見識を拓げ、意識の高揚を図る。

本学の開設以来、これまでに実施した講演は次の通りである。

- (1)平成 18(2006)年 11 月 20 日「高齢者のセルフケア課題と支援」
元自治医科大学看護学部学部長 野口美和子氏
- (2)平成 19(2007)年 12 月 3 日「看護師のキャリア・プランニングと専門看護師」
弘前大学医学部附属病院母性看護専門看護師 工藤優子氏
- (3)平成 20(2008)年 12 月 8 日「国際協力における看護職の活動」
秋田看護福祉大学看護学科教授 山田智恵理氏
- (4)平成 21(2009)年 12 月 7 日「働き続ける現場の中で今、求められる看護」
聖マリアンナ医科大学ナースサポートセンター長 陣田泰子氏
- (5)平成 22(2010)年 1 月 24 日「看護の魅力」
社団法人秋田県看護協会会長 烏トキエ氏

<福祉学科>

平成 17(2005)年の本学の開設時は社会福祉学科の名称で、卒業と同時に介護福祉士の資格を得、社会福祉士の国家試験受験資格を得られるカリキュラムで出発したが、平成 21 年、精神保健福祉士の国家試験受験資格が得られるカリキュラムを加えて福祉学科と改称した。介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のうち、学生の単位取得科目によっては介護福祉士の資格と共に、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ることができる。未来の福祉国家を支える国家資格であり、希望する学生への綿密な指導は欠かせない。

実習の実施に関しては、福祉学科の専門科目を担当する全教員が委員である「介護実習等指導計画委員会」が行っており、福祉学科長が委員長を兼務している。

福祉学科には福祉行政研究室がある。研究室への所属は選抜制であり、主に福祉系公務員を目指す学生が通常の科目とは別に特別講義を受講し、公務員試験の合格をめざしている（下記の◇福祉行政研究室及びⅣ．特記事項を参照）。

◇2010 年度 日本社会福祉士養成校協会・日本社会福祉教育学校連盟 東北ブロック教職員研修会 第 8 回

上記教職員研修会の当番校として、研修会を開催した。

- ・日時：平成 22 年 6 月 26 日（土）
- ・場所：秋田看護福祉大学（大館市）
- ・テーマ：東北地方における社会福祉士養成教育の在り方を問う
～社会の要請と期待に、どのように応えたらいいのか～
- ・講演：「社会福祉士養成教育にかける期待 ～厚生労働省として各養成校に何を期待するのか～」
厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 社会福祉専門官 諏訪徹氏
- ・シンポジウム：社会福祉士養成教育の魅力を社会に伝えるため、今何をすべきか
 - ①社会に必要とされている福祉人材 ～秋田県の福祉職求人動向等から～
秋田県社会福祉協議会 地域福祉部長 加藤正樹氏
 - ②社会福祉士会全国大会開催経験をふまえての提言

秋田看護福祉大学

秋田県社会福祉士会 会長 秋田看護福祉大学教授 柴田博氏

③高大連携授業の展開から見た『福祉分野』への高校生の関心

大学コンソーシアムあきた 事務局長 藤井和明氏

◇平成 22 年度 社団法人日本介護福祉士養成施設協会 東北ブロック教員研修会
上記研修会の当番校として、研修会を開催した。

・日時：平成 22 年 8 月 28 日（土）・29 日（日）

・場所：ホテルクラウンパレス秋北（大館市）

・基調講演：「新カリキュラム施行後における介護福祉士教育の展望」

（社）日本介護福祉士養成施設協会 会長 小林光俊氏

・シンポジウム：「新カリキュラム施行後における介護福祉士教育の展望」

コーディネーター 福島介護福祉専門学校 副校長 鎌田恵子氏

①実習指導者の立場から

特別養護老人ホーム 東恵園 介護職員 仲野剛爾氏

②職能団体（介護福祉士会）の立場から

秋田県介護福祉士会 会長 平塚正博氏

③養成校の立場から

秋田福祉専門学校 相原京子氏

・分科会

第一分科会 「介護実習と介護過程の実践や工夫について」

第二分科会 「新カリキュラムに伴う社会福祉系と介護系科目間の連携とそれぞれの工夫について」

◇福祉行政研究室

平成 21(2009)年 4 月、福祉系公務員、又はこれに準ずる公務員等を目指す学生を対象に密度の濃い指導ができるよう、福祉行政研究室が設置された。希望者の中から選抜された学生は単なる受験勉強ではなく、良き公務員になるべく、自分たちによる自由でかつ自主的な研鑽、討論、ボランティア活動、福祉行政研究室の運営などを行っている。

福祉行政研究室はノースアジア大学国家試験等センター（警察官・公務員試験対策室）と連携しており、福祉学科の全教員が指導に当たる。このことにより、福祉の専門家が多くの自治体の福祉行政を担い、活躍するようになることを期待している。さらに、看護学科学生をも対象とした公務員試験対策講座も開講し、自治体病院などに就職希望の学生が受講している。

<附属図書館>

附属図書館の面積は 704m²であり、閲覧室の座席数は 100 席である（データ編：表 9-7）。蔵書は 35,543 冊、定期刊行物は内国書 926 種類（うち紀要 606 種類）、外国書 51 種類、視聴覚資料は 1,402 本を有している（データ編：表 9-6）。

OPAC(On-Line Public Access Catalogue 所蔵目録検索システム)および文献データベース等(Web)も導入されている。平成 22 年度の年間入館者は延べ 33,882 人であった（データ編：表 9-7）。附属図書館長（兼任）および 2 人の職員（司書）が業務を行っている。

◇利用できるオンラインデータベースおよび電子ジャーナル

国立国会図書館雑誌記事検索、官報情報検索サービス、MAGAZINEPLUS、医学中央雑誌、メディカルオンライン、CiNii。

◇開館時間

・通常

平日：午前 8 時半～午後 7 時

土曜日：午前 9 時～午後 5 時

・定期試験期間

平日：午前 8 時半～午後 7 時 30 分

土曜日：午前 9 時～午後 5 時

・夏季・冬季・春季の学生の長期休業中

平日：午前 8 時半～午後 5 時 10 分

土曜日：休館

◇利用者

・本学の教職員

・本学の学生

・本学の卒業生

・附属図書館長の許可を得た者（看護職者および福祉職者）

<総合研究所>

地域社会における保健、医療、福祉領域に関する学術の調査研究を総合的に行うことを目的にして設置された。所長及び所員（いずれも本学専任教員が兼任）で構成されている。所員は個人および協同の研究を行い、地域における学術の発展に寄与している。

総合研究所は本学の学則第 45 条第 2 項および総合研究所規程により、次のような事業を行っている。

(1) 地域における保健・医療・福祉に関する調査、研究、発表

(2) 研究所報及びその他必要な図書、雑誌の発行

(3) 研究会及び講演会の開催

(4) その他研究所の目的達成のために必要な事業

具体的には年 1 回「研究所報」を発行している。「研究所報」の論文は国立国会図書館雑誌記事検索、医学中央雑誌、メディカルオンライン、独立行政法人科学技術振興機構(JST, Japan Science and Technology Agency)に登録され、公開されている。

また、「大学コンソーシアムあきた」の事業を担当し、さらに、大館市教育委員会との共催で大学公開講座を開催している。

②の視点

本学の大学運営は法人の理事会のもとに、教授会、各種委員会、学科会議を軸に運営されている。このうち、決定機関は理事会であり、本学の運営方針は理事長の指導のもとに実施される。教授会は各種委員会から提案された議案を審議し、また、報告を受ける。

小規模大学ゆえに教員がいくつかの委員会の委員を兼任することは避けられないが、それが大学運営に良い効果として出るという利点もある。構成が複雑になると、見え

なくなるものもあるが、現在の組織規模では、常に全体の動きを把握でき、連携をとる事ができる。

教務委員会のように学科毎に委員会がある場合は両学科の合同委員会で審議する場合もある。

学長は必要に応じ委員会に出席し、審議状況を把握すると共に、委員会間の連携がなされるように努めている。また、学長は総合研究所長を兼務しており、教員の教育研究が社会の看護・福祉領域の発展に寄与し、本学の教育にフィードバックされるよう配慮している。

看護学科、福祉学科には所属する教員で構成される学科会議があり、学科内での連絡調整・意見交換を行っており、その内容は委員会に反映される。

(2) 2-1 の自己評価

教育研究上の目的を達成するために、概ね適切な規模と構成を有する学部、学科、附属図書館等の教育研究組織を有している。教授会より委任された教育研究上の事項を検討・実施する各種委員会には両学科教員が所属し、協力・連携を行うことで、「幅広い教養教育との密接な関連のもとに保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成する」という本学の教育目標（学則第 6 条第 2 項）を達成するための体制になっている。

本学の教育研究組織としての構成と連携は大学設置 6 年を経て軌道に乗っていると見える。月に 1 回は委員会を開き意見交換を行い、審議する。その結果は教授会に報告され、全学的に審議される。学長・学科長・各種委員会委員長は必要に応じて法人（理事長）への説明・報告・相談を行い（週 1 回以上）、指示・指導を受ける。

両学科とも、建学の精神である「実学」を重視し、「社会に貢献する大学」を基本理念としている。その実現のためには実習施設との協力のもとに学外実習を適正かつ円滑に行わなければならない。

そのために、看護実習指導計画委員会（看護学科）は看護実習指導担当者連絡会議を「病院部会」「地域部会」「施設等部会」の 3 部会とし、それぞれ年 2 回会議を開催し、年間計画の立案・契約・内容・評価などの説明や意見交換等を行い、実習指導者との連携に努めている。

介護実習等指導計画委員会（福祉学科）においても、年間計画の立案・契約・評価を行い、実習指導担当者連絡会議を「介護実習」および「社会福祉援助技術現場実習」部門で開催し、実習指導者との連携に努めている。

このように、教育研究の基本的組織の構成は整備されており、組織相互の関連性も適切である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

組織の円滑な運営と活発化のためには教職員の一層の資質の向上、弾力的な考え方の涵養、教職員の連携プレーが重要である。

附属図書館、総合研究所、福祉行政研究室等の機関はそれぞれの役割を担い、連携

を密にし、教育研究活動に寄与しており、小規模大学ゆえの一体感が感じられる。今後もこの連携と一体感が持続し、本学の教育研究活動が活発に行われるようにする。

また、「実学」を実践する大学としては、実習現場とのコミュニケーションが大切である。同じ専門分野の専門職として、教員と実習指導者は研究会など、日常的な交流も必要である。したがって、本学としては、このような企画をしなければならない。

看護学科で行っている「実習指導者研修会」は実際行われている看護教育を現場の実習指導者に知ってもらうためのものであるが、指定規則の改正に伴い、その内容をも再検討し、より学際的なものにも視野に入れて継続する。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

①の視点

本学の使命・目的である「幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」（学則第1条）を念頭に、バランスのとれた教養科目と、専門科目をみずえての総合科目のカリキュラムを編成している。教養教育については、合同教務委員会、各学科教務委員会および学科会議、教授会で意見交換を行っている。教養科目および総合科目は本学教員、ノースアジア大学の教員および非常勤講師が担当している。

②の視点

専門教育と平行しての教養教育であり、高校から大学への移行の意味をも持つ教養教育であるため、入学前教育および専門教育との連携・関連を熟慮しなければならない。従って、教養科目担当教員だけではなく、全教員の教養教育への理解が必要である。

教養科目および総合科目は両学科の学生が履修するため、合同教務委員会が責任を持つ。教育内容は各学科会議、教養科目担当教員、各学科教務委員会及び合同教務委員会において検討し、教授会で決める。

(2) 2-2の自己評価

教養教育は人との関わりを仕事とする看護職・福祉職に就く人材育成の教育機関として重要である。また、高校生から大学生になるためのステップアップ教育の意味も持つ。

本学の教養教育カリキュラム編成に際し心がけたことは、看護・福祉の専門教育を

受ける学生に文系・理系に偏らないバランスのとれた教養教育をすることである。

さらに、他の職域スタッフと連携して包括的なサービスを提供する重要性から、お互いに関連する分野について共通理解を図り、パートナーシップを組んでチームメンバーとして連携し、ニーズに対応すべきであるという観点から、看護学科・福祉学科の学生と一緒に学ぶ総合科目の意義も大きい。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教養科目の意義を教養科目担当教員だけではなく、全教員が認識し、大学全体で取り組む姿勢は変わらない。専門科目担当教員のほとんどは人と直接関わる職業を経験しており、その意見は貴重であり、尊重されるべきである。

また、大学教育への移行の意義を持つ「基礎演習」は常に検討し、時代に合った内容にする。英語教育については、英語論文を読み、書き、国際的視野で研究する看護職者及び福祉職者を養成する内容をも検討する。

上述した教養教育の方針を維持し、学生の履修者数を増やすよう、努力する。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の教育研究に関わる意思決定機関は法人理事会（理事長）である。学内の意思決定機関は教授会である。教授会のもとに各種委員会がある。さらに、学科の問題については、看護学科会議や福祉学科会議において議論を経ることで教員の理解を得て、その意思が委員会・教授会に反映される。

各種委員会には規程に基づく教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、図書委員会、総合研究所、国際交流委員会、ファカルティ・デベロップメント(FD)推進委員会、倫理委員会、看護実習指導計画委員会、介護実習等指導計画委員会、防災対策委員会、広報委員会がある。これらの委員会には教員および職員が配置され、委員長・副委員長を中心に教育研究の円滑な活動を推進するために相互の連絡を密にしながら活動している。

また、看護学科、福祉学科共に卒業と同時に国家試験受験資格を得ることが出来るため、それぞれの専門科目担当教員が所属する学科の国家試験対策チームを組織し、模擬試験・学習会・国家試験ガイダンス・講習会等を行い、学生を支援している。

<教授会>

秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程に基づき、本学の専任教員（教授、准教授、講師、助教）で構成されている。

◇教授会における審議事項

- (1) 教育及び研究に関すること。
- (2) 学生の入学、卒業及び退学等に関すること。
- (3) 学生の厚生補導に関すること。
- (4) 理事長が諮問した事項に関すること。
- (5) その他教育研究上重要なこと。

学部長が教授会を招集し、議長となり、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。審議事項（法人、学長、委員会等の提案による）の他に、各種委員会で検討されたことが報告され、教授会を構成する教員による意見交換がなされる。

<委員会>

それぞれの委員会規程により、次の委員会が教授会に設けられている。各委員会の役割は次のとおりである。

・教務委員会（看護学科教務委員会及び福祉学科教務委員会）

カリキュラム、時間割、入学前教育、学業奨学生、助産学専攻履修候補者の選考、卒業試験、特別講演、卒業判定、進級判定、卒業生の各賞受賞者選考、学事歴等

・学生委員会

学生会、保健室、大学祭、体育祭、保護者懇談会、学生の生活指導等

◇学生への生活指導

学生委員会は学生がお互いに良識ある行動を保つことでより良質な教育環境を実現し、快適に学生生活を送ることができるよう助言・指導にあたる。

その主な内容は次のとおりである。

- (1) キャンスマナー：挨拶の励行、学内の美化励行、禁煙の遵守
- (2) 受講マナー：迷惑行為の検視、遅刻・無断退出の禁止
- (3) 服装・頭髪・装身具：服装は清潔を心がけ、華美な着装・化粧を慎む。頭髪・装身具については要綱と細則を遵守すること。
(学校法人ノースアジア大学規程集：学生の装身具及び頭髪に関する要綱、学生の装身具及び頭髪に関する細則)
- (4) 交通安全：社会における交通ルールの遵守。学内における自動車の駐車、オートバイ・自転車の駐輪マナーの遵守
- (5) 学生相談・消費者金融相談

これらの内容は学生便覧（資料編：資料 F-5）に詳しく掲載されている。

・入試委員会

入学試験の実施および募集広報（オープンキャンパス、高校訪問活動、出前講義、各種進学相談会等）

・就職委員会

就職ガイダンス、合同就職面談会、病院説明会、マナー講座、個人面談、就職講演会等

・図書委員会

附属図書館の企画・運営等

・総合研究所

地域における保健・医療・福祉に関する調査・研究・発表、図書・雑誌の刊行、研究会及び講演会の開催等

- ・国際交流委員会
国際交流の推進
- ・FD推進委員会
教員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動
- ・倫理委員会
教員及び学生（卒業研究）から審査申請された研究についてのヘルシンキ宣言ならびに個人情報保護法に基づいた倫理審査等。倫理審査には学外学識経験者1名が参加している。
- ・看護実習指導計画委員会
実習計画、実習の契約等
- ・介護実習等指導計画委員会
実習計画、実習の契約等
- ・防災対策委員会
防災規程に基づく活動（防災訓練等）

<学科会議>

学科全体で討議しなければならない事項は学科会議（看護学科会議および福祉学科会議）で検討する。主にカリキュラムなどの教務関係、学生の状況の説明や学生支援に関すること、国家試験対策などが議題となるが、学科全体で共通の認識が必要な事項が対象となる。

②の視点

本学の教育研究方針については、教授会、各種委員会、学科会議の連携を密にして意思が集約され、理事長の指導のもとに大学運営がなされている。1人の教員がいくつかの委員会を兼務していることから、比較的広い範囲の内容を理解することができる。

学科長は教務委員長を兼務している。学長は入試委員会と教務委員会には必ず出席して検討内容や教員の意見の把握に努めている。学科会議においては必ず各種委員会、担任、実習担当者等からの報告があり、大学運営および学生の状況を全教員が共通の認識で把握できるようになっている。

学生の意見はクラス担任等との個人面談、保健室、授業評価、「学長との懇談会」、「意見箱」などで多角的に把握されている。「意見箱」に投書があった場合は、その内容により委員会等で検討の上、掲示によって学生に回答している。また、同時に、学生の意見は委員会や学科会議で取り上げ、大学の運営に反映するよう努めている。

(2) 2-3の自己評価

本学の教育研究の方針等は基本的には各種委員会の提案によって教授会において審議される。学長はその決定が大学の基本的方針に合致したものであるように、各学科会議および各種委員会にも出席して一体的な意識形成がなされるように配慮している。

教授会で審議された事項や学科内の状況、委員会活動は学長、学科長、委員長及び

事務職員によって理事長に報告され、理事長の指示のもとに大学運営が行われる。

学生の意見は個人面談や「学長との懇談会」等で把握され、その内容によって対応すべき部署で速やかな対応を行っている。

クラス担任による学生個人との面談は年に数回行われる。保健室での状況も合わせ、必要に応じ保護者との連絡もなされている。学外実習後であっても、学生の教員への訪問も多く、教職員と学生との距離が近いことが本学の特徴である。

このように、学生・教職員の意見はかなりきめ細かく大学運営に反映されている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

一人の教員がいくつかの委員会に属していることから、教員が大学運営の全体像を把握するのはある程度容易である。学科会議はほとんど毎月開かれ、その他に実習についての会議があるため、教員間のコミュニケーションはとりやすい。

しかしながら、非常勤の教員も教育に重要な役割を持っているため、非常勤教員の意見をどのように集約し、教育に生かすかが課題である。今後はこのような点にも配慮しながら全体の教育力を向上させる。

また、両学科は実習を重視する学科である。従って、実習施設とのコミュニケーション、実習内容の質が重要となる。時代と共に変化する社会情勢に合った内容の実習にすべく、教員や実習指導者の研鑽が必要である。

看護学科では、実習指導者研修会を 5 年間実行し、一応の成果が得られた。今後は指定規則の改正に伴い、新しい看護師・保健師・助産師教育に見合う研修会を行うべく準備を進めている。

[基準 2 の自己評価]

建学の精神並びにその使命及び目的を達成するために、学則に定めている両学科の人材養成に関する教育目標に沿い、「実学」である看護職・福祉職の人材を養成すべく、教職員は協同・協力・連携しながら教育研究を行っている。

教育研究に関わる事項は、各種委員会および学部長を議長とする教授会で審議され、適切に意見の集約がなされている。

[基準 2 の改善・向上方策（将来計画）]

本学の福祉学科は入学定員の確保にまだ努力が必要なのが現状である。しかしながら、超高齢社会を迎え、福祉行政の重要性がますます増すものと考えられる。したがって、福祉行政研究室を中心に、福祉行政に携わる人材の育成にも力を注ぎ、日本が世界の模範となる福祉国家となるように、教育研究に励む。そのためにも、新卒のみならず、社会人入学や編入入学制度を学内外に周知し、幅広い入試活動を行う。

FD 推進委員会においては、「学生による評価」が議論になっている。そのことをも踏まえ、FD 活動を学生支援活動の一環として捉えることで教員の資質向上に努め、授業や実習指導を教職員及び学生の人間形成、人材育成の場として社会のニーズに見合った内容にすることを全学で検討し、組織的に充実させる方向で進む。

また、一般学生と共に、社会人入学生や編入学生の意見も貴重であるため、それら

秋田看護福祉大学

の学生との意見交換会を行う。

基準 3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1 の視点》

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

① の視点

本学は「真理・調和・実学」の建学の精神を支柱とし、教育の目的および使命として、学則第 1 条に「教育基本法に則り、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」と明示している。

さらに、学則第 2 条第 2 項に「学部、学科ごとの人材養成に関する目的と教育目標」が定められている。「建学の精神」「教育目標」に基づく本学の人材育成のポイントを表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 秋田看護福祉大学 人材育成のポイント

看護学科	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養を身につけ、人権や生命の尊厳への深い理解と豊かな人間性を有する人材 ・看護の専門知識と技術を学び、科学的根拠に基づいた適切な判断力と問題解決能力を有する人材 ・医療を支える優れたケアを提供するための最善の仕組みを創造し、高齢社会に即した看護を実践する能力を有する人材 ・社会の変化に柔軟に対応し、看護職者として、保健・医療・福祉サービスのマネジメント能力を有する人材 ・急速に進展する医学・医療に即応できる判断能力、応用能力、自己啓発能力を有する人材 ・地域の健康問題とその影響因子をふまえ、個人・家族・集団のニーズに合った適切な指導や援助を実践できる人材 ・女性の健康問題や妊娠・分娩・産褥期の母子の状況を的確に把握し、適切な看護と助産を実践できる人材 ・他の職域スタッフと連携をとりながら増大・複雑化する保健・医療・
------	---

	<p>福祉のニーズに対応した包括的なサービスを実践できる人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際保健で活躍できる人材 ・率先して地域に溶け込み、健康問題に対する住民教育を実践し、ヘルスケア・チームにおける指導的能力を発揮できる人材
福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉の担い手として、高度な社会福祉の専門知識と技術を身につけ、情報化・国際化に対応できる人材 ・他の職域スタッフと連携を図りながら、増大・複雑化する保健・医療・福祉のニーズに対応した包括的サービスを実践できる人材 ・対人援助の専門職者として、常に自らを成長させる向上心と探究心を持ち続ける人材 ・社会福祉の理念に則り、常に対象者の QOL(Quality of life)に配慮し、自立を支援できる人材 ・どのような状況下にあっても、対象者一人ひとりの考えや気持ち、立場に配慮し、対象者の意思を尊重した適切な福祉サービスを提供できる人材 ・幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、かつ、様々な個性を持つ対象者に適切に対応できる判断力と応用能力を有する人材 ・対人援助専門職者として、社会福祉の理念や知識、技術を持ち、更には心理学等の知識と技術をも併せ持つ人材。

② の視点

本学の「建学の精神」「教育の目的」「教育目標」に適する教育を実践し、社会に貢献できる人材を養成するため、本学を取り巻く超高齢社会を迎える秋田県や本学が設置されている地域の社会情勢にも配慮して教育課程を編成している。

カリキュラムは教養科目、総合科目、専門科目に区分している。総合科目は看護専門職と福祉専門職がお互いに関連する分野の共通理解を図り、パートナーシップを組んでチームメンバーとして連携し、地域のニーズに対応する観点から、両学科に共通する学問領域として設けている。

(1)教養科目・総合科目

教養科目は人間系・社会系・自然系・コミュニケーション系・情報系からなる。学生はこれらの系からバランスを考えて科目を選択して学ぶことにより、専門職を支える教養が身につくように配慮している。

大学設置時から行われている基礎演習は、入学初年次教育として導入され、高校生から大学生への脱皮を図るために、大学での学習の目的と方法を学ぶために行われている。

また、両学科の学生は総合科目を合同で学び、コミュニケーションを深めると共に、お互いの専門性を認識することが、卒業後に他職種と協同して行う医療・福祉分野の活動に役立つと考える。

(2)看護学科の専門科目

看護学科の教育課程は、看護師・保健師・助産師に共通した看護学の基礎教育を効

果的、包括的に行い、それぞれの専門分野において高度な専門知識と技術を教授し、合わせて秋田県や本学のおかれている地域のニーズに対応できるように、「専門基礎科目」「看護学の基本」「成長発達と療養支援の看護」「老年と精神と地域の看護」「看護の展開と実践」に編成している。4年次には「卒業研究」を行い、卒業試験が課されている。

次に、看護学科「臨地実習要項」に記載されている実習の目的・目標を記載する。

◇臨地実習の目的

授業や演習で学んだ看護の専門的知識・技術への理解をさらに深め、科学的根拠に基づいた判断と問題解決能力を持った看護師としての能力を養うと共に、人種や生命の尊厳への深い理解と倫理的判断力に基づいた看護を実践できる能力を養う。

また、地域社会とそこに住むあらゆるライフステージの人々を対象に個人・家族・集団のニーズに応じた看護を実践できる能力を養う。

◇臨地実習の目標

- ①科学的思考に基づいた看護を実践する能力を養う。
- ②対象を総合的に把握し、看護過程を展開して包括的な看護ができる能力を養う。
- ③専門的知識に基づいたより安全で質の高い技術を習得する。
- ④対象の健康状態を生活や環境のなかで総合的に理解し、健康に関わる生活支援を実践できる能力を養う。
- ⑤保健・医療・福祉の連携の中で、総合的に理解し、健康に関わる生活支援を実践できる能力を養う。

(3)福祉学科の専門科目

福祉学科の教育課程は、専門基礎科目、基幹科目、展開科目、発展科目と、勉学の成長段階に応じながら、また、実践科目と資格教育にも配慮しながら充実した教育が受けられるように編成している。看護学科と同様、卒業試験が課されている。

福祉学科の実習の目的・目標を次に記載する。

◇介護実習の目的

理論的学習や演習を通して習得した介護福祉の専門的知識や技術を、実際の施設や地域の方々と触れ合う中で適切に実践する能力を養う。また、実習を学生自身の人間性も同時に豊かにする機会ととらえる。

◇介護実習の目標

- ①様々な生活の場における個々の生活リズムや個性を理解した上で、個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、他職種共同や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について習得する。
- ②利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する。

◇社会福祉援助技術現場実習の目的

社会福祉サービスおよびソーシャルワークを実践している各種機関において配属実習を行い、ソーシャルワーカーとしての実践力を高める。また、地域における相談援

助業務や生活支援等のソーシャルワーク実践に触れ、ソーシャルワーカーとしての視点やソーシャルワークスキルの獲得を目指すとともに、実習及び実習以前に学習した知識と実践との統合を図る。

◇社会福祉援助技術現場実習の目標

- ①各配属先機関及び施設のソーシャルワーク実践や地域における当該施設の役割、関連施設等についての理解を深める。
- ②各配属先機関及び施設におけるソーシャルワーカーの業務や他職種との連携のあり方及びその具体的内容について理解を深める。
- ③各配属先機関及び施設におけるソーシャルワーク実践について具体的な現場体験を通して理解し、実践において必要とされる専門知識や専門技術等についての理解を深める。
- ④ソーシャルワーカーとして仕事をする上で必要な専門知識や専門的援助技術及び関連知識の内容について理解を深めると共に、実際に活用することを通じて知識と技術との統合を図る。
- ⑤ソーシャルワーカーの職業倫理を理解し、専門職としての自覚に基づき行動できる能力を獲得すると共に、各配属先機関及び施設における就業規定に則し、組織におけるソーシャルワーカーとしての業務を遂行できる能力を獲得する。
- ⑥配属先機関及び施設での実習指導担当職員とのスーパービジョン(社会福祉事業で、ケースワーカーの監督・指導にあたること)及び本学教員による巡回指導、事後指導等を通じて、具体的な援助活動や実習体験をソーシャルワーク実践における専門的援助技術として概念化し、理論との統合を図るとともに体系的に思考できる能力を涵養する。

◇精神保健福祉援助現場実習の目的

精神障害者の抱える生活課題と社会環境等との関係、それらに対する支援方法について理解を深める。また、精神保健福祉士として必要な知識、技術を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助・リハビリテーションについて必要な資質・能力・技術の獲得を図る。

実習という実践の中で医療機関・施設・地域での精神障害者本人を中核とした支援の実際、および多職種連携のあり方、その技術などを学ぶことで、実習での体験を専門的援助技術として概念化、理論化して体系立てて考察していく能力を涵養する。

また、精神保健福祉士として自己覚知できる能力を養い、職業倫理を身につける。

◇精神保健福祉援助現場実習の目標

- ①学内の演習で習得した精神保健福祉士の専門的援助技術及びリハビリテーション技法について、保健・医療施設及び社会復帰施設等の配属された現場で体験学習を通じて実践力を高める。
- ②対象者の疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰のための退院後の住居・再就労の場の選択等について、積極的な提案・誘導等の一連の対応能力を習得する。

③ の視点

教育目的や教育目標を反映すべく行っている本学の教育方法を次に記載する。

- (1) 「講義—演習—実習」の流れを柱とする教育を行う。すなわち、講義だけで終るのではなく、「聞いて—見—実際にやってみる」ことで、知識・技術・心構えを習得して臨地実習に臨めるように配慮している。

例えば、「専門基礎演習」(2年次)では、学生は「専門基礎科目」(1年次)で学んだ知識を「臨床検査」の演習によって再確認すると共に、その知識の基になっている学問が臨床にどのように活かされているかを考察し、実習に臨む(3年次)。

- (2) 講義

視聴覚機器を活用しての授業や教員オリジナルの教材の作成などにより、教科書以外に社会の変化や科学の進歩に対応した授業を行い、専門職としての教養と知識、そして技術のバランスがとれた人材の養成に心がけている。

- (3) 演習

実践能力習得のため、知識と技術が一体化できるように学生個人の習得度を見極めながら進めている。また、グループ演習を行うことによって、学生に主体的な学習方法を学ばせるとともに、保健・医療・福祉のチームアプローチに対応できる人材を養成している。

- (4) 実習

実習施設の指導者との連携のもとに、実習オリエンテーションや技術の評価を行い、かつ学生の自己評価を行って、十分な学習効果が上がるように努めている。

- (5) ゲスト講師

現場で活動している人や教育研究活動をしている専門家の生の声から学生が学ぶことも多い。そのため、講義や演習の際にゲスト講師を招いている。

(2) 3-1の自己評価

建学の精神や大学の使命・目的に基づいて教育目的や目標が設定され、その実現に向けて教育課程が編成され、教育方法にもそれが反映されている。大学設置時から行われている基礎演習は、入学初年次教育として導入され、高校生から大学生への脱皮を図るために、また、大学での学習の目的と方法を学ぶために、少なからず効果を挙げている。また、その前提として、入学前教育も行われている。

FD(Faculty Development)活動の公開授業では、学科にこだわらず授業見学が行われ、事務職員も参加している。このことが教員の意識に影響を与え、それぞれの教員が科目に合った教育方法で「分りやすい、魅力ある」授業を目指す雰囲気を創り出している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

「高校における教育—入学前教育—大学での教養教育—専門教育」と、教育内容が連動していくことを心がけて教育課程を編成した。しかしながら、1年次から看護師教育や介護福祉士の教育が行われるため、時間的制約もあり、専門教育と平行しての教養・総合科目の初年次教育をどのように組み入れるか、常に悩んでいるところである。

平成23(2011)年度は、厚生労働省の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の

改正、文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告」や「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」に沿い、学士課程における教育課程の編成を看護学科教務委員会および看護学科カリキュラム検討係において検討する。

福祉学科においては、精神保健福祉士および介護福祉士のカリキュラム改正の動きも注視しながら、実習及び実習以前に学習した知識と実践の統合を図り、即戦力を身につけられるカリキュラムへと進化させる必要性を感じている。

なお、精神保健福祉士の実習については、介護福祉士・社会福祉士の実習指導同様、現場で指導にあたる職員を加えて連絡会議を開いて対応する。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

①の視点

本学の教育課程は、看護学科及び福祉学科の連携を目指し、教養科目、総合科目、専門科目から構成されている。

＜教養科目＞

それぞれの学科における専門科目の履修に先立ち、両学科ともに人間や人間生活に深い関わりを持つ学問を学ぶという観点から、広い視野での見識や多様な価値観、的確な判断力と行動力を身に付けるための基礎として位置づけ、併せて大学における能動的な学習やプレゼンテーション能力を身に付けることを目的としている。

＜総合科目＞

他の職域スタッフと連携して包括的なサービスを提供する重要性が近年ますます高まっていることに鑑み、特に本学で養成する看護専門職と福祉専門職がお互いに関連する分野について共通理解を図り、パートナーシップを組んでチームメンバーとして連携し、利用者のニーズに対応するという観点から、両学科に共通する学問領域を学

ぶ「総合科目」のカテゴリーを設けている。

＜看護学科専門科目＞

看護学科の専門科目は、看護師、保健師、助産師に共通した看護学の基礎教育を効果的、包括的に行うとともに、それぞれの専門分野において高度な知識と技術を教授し、併せて秋田県や本学が設置されている地域のニーズに対応できるように、「専門基礎」「看護の基本」「成長発達と療養支援の看護」「老年と精神と地域の看護」「看護の展開と実践」「臨地実習」に分けて編成している。看護学科の教育課程の概念図は次のとおりである。

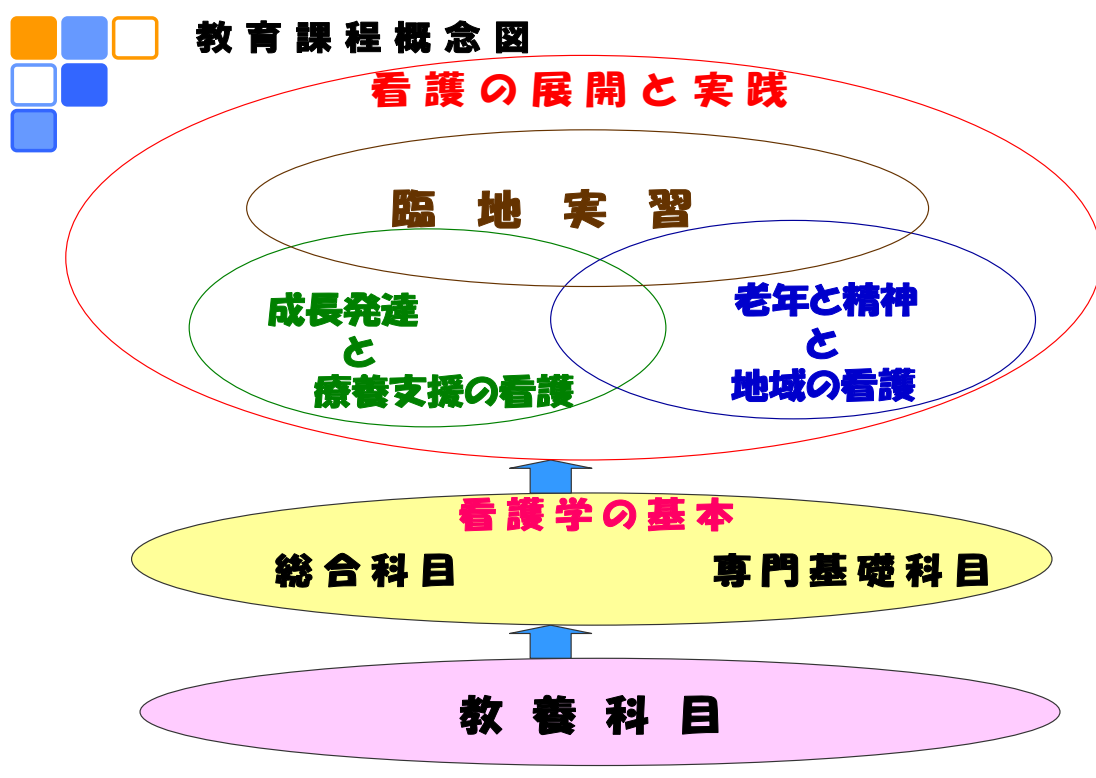


図 3-2-1 看護教育課程概念図

◇倫理的配慮

学生の臨地実習および卒業研究に際しては、「患者・家族に対する学生の臨地実習同意書に関する心得」「臨地実習説明書」「臨地実習同意書」「卒業研究（事例研究）説明書」などにより、指導教員は学生を指導すると同時に、患者および家族に対し十分な倫理的配慮を行っている（関連委員会等；看護実習指導計画委員会、学科会議、倫理委員会）。また、学生は臨地実習において（受け持ち制の実習の場合）、診療記録から実習記録に転記する場合は、住所・氏名など個人を特定できないよう十分配慮する。さらに、患者や家族に関する情報は他者に漏らすことがないように、プライバシーの保護に留意し、知り得る情報及びその取り扱いについて、十分な教員の指導を受ける。

＜福祉学科専門科目＞

福祉学科の専門科目は専門基礎科目、展開科目、発展科目に分かれ、それぞれが介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得に必要な科目を含んでいる。

1・2年次は主に介護福祉士資格に必要な科目、2・3・4年次は社会福祉士および精神保健福祉士資格に必要な科目を学ぶ。

実習は広域な場所での滞在型になる場合もあることから、学生の夏休み期間・春休み期間に集中して行い、講義・演習の科目を配置することができている。また、就職活動に備える時間と社会福祉士国家試験受験のための学習時間の確保のため、4年前期でこれら国家資格に関わる科目は現場実習を除いて取得済みとなるように配当している。

平成21(2009)年度・22(2010)年度の入学生に適用される教育課程では、介護福祉士国家資格が平成24年(2012)年度卒業生より国家試験の受験義務付けへと変更となることへ対応すると共に、介護福祉士養成指定科目の制度的な変更もあったことから、開講科目もそれに対応する形で変更した。また、同様に社会福祉士養成指定科目の制度的な変更もあったことから、開講科目もそれに対応する形で変更した。

なお、秋田県内に国家資格である精神保健福祉士養成校がないことから、養成施設としての要請も強かったが、開学以来この期待になかなか添うことができなかつた。しかしながら、平成21(2009)年、福祉学科への学科名称変更に伴い、精神保健福祉士養成指定科目も取れ入れることができ、精神保健福祉士国家試験の受験資格が得られるカリキュラム編成を行った。併せて、介護福祉士・社会福祉士国家試験受験に必修とされる科目を選択科目とする見直しも行い、124単位を取得しての学士卒業も認められるように変更した。

この背景は、卒業生の中に公務員試験に合格する者がおり、国家資格受験にこだわらない学士卒業を認めることで、国家I種及び地方上級公務員試験対策のための学習時間を十分に取れるように配慮したかったからである。

また、平成23(2011)年度入学生に適用される課程では、福祉専門職のみならず福祉行政分野、シルバー産業を中心とした福祉系の民間企業でも即戦力となる人材育成が可能になるようカリキュラムを再整備した。

従って、学生は卒業要件(124単位取得)を満たすことによって卒業できる(学士卒業)が、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格を希望によって上乗せして取得することができる。この際、いろいろの組み合わせがあるため、それらについての案内は、各履修モデルを作成し指導している。

希望する各国家試験受験資格要件を満たしているかのチェック体制については、教務委員会に所属する教員並びに各学年の担任(クラス担任)、学務課教務係職員が指導に当たっている。

実習指導については、介護実習等指導計画委員会が所管している。介護実習、社会福祉援助技術現場実習(ソーシャルワーク実習)、精神保健福祉援助現場実習と、それぞれの担当教員が委員となって定期的に会議を開いて連絡調整に努めている。とくに、学習進度の調整、学生の施設への配属についての調整、病気欠席による補充実習の調整、万一の事故対応等について、委員である教員相互の連携により、万全の指導体制をとっている。

次に実習の内容を記載する。

◇介護実習

表 3-2-1 介護実習の内容

介護実習Ⅰ (居宅を含む) (17日間)	利用者の暮らしや住まいなどの日常生活の理解や多様な福祉サービスについて理解を深める。 在宅での個別ケアを体験し、学習を深める。
介護実習Ⅱ (23日間)	利用者の施設での暮らしの理解及び他職種との連携について学ぶ。利用者の個別性に応じた自立支援の介護技術を習得する。
介護実習Ⅲ (17日間)	個別の介護過程を模擬作成し実行・評価し、実践から学ぶ。 介護福祉士の専門職としての責任と役割について考え、介護観を深める。

◇社会福祉援助技術現場実習

社会福祉士養成指定校規則に基づき、社会福祉士国家試験受験資格を取得するため、社会福祉援助技術現場実習の単位取得が必修とされている。福祉学科では学士卒業ができる教育課程に変更したことから、社会福祉士国家試験受験資格を希望する学生は本学科の選択科目に配置されている社会福祉援助技術現場実習の科目を履修しなければならない。

表 3-2-2 社会福祉援助技術現場実習の内容

社会福祉援助技術現場実習 (24日間)	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者理解とその需要（ニーズ）の把握及び支援計画の作成について学ぶ。 ②利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成について学ぶ。 ③利用者やその家族（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価について学ぶ。 ④多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際について学ぶ。 ⑤社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業等に関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解を深める。 ⑥施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの運営管理の実際について理解する。 ⑦当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であるということへの理解と、具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解を深める。
------------------------	--

◇精神保健福祉援助技術現場実習

精神保健福祉援助技術現場実習は精神保健福祉士養成指定校規則に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するため、その単位取得が必修とされている。福祉学科では学士卒業ができる教育課程に変更したことから、精神保健福祉士国家試験受験資格を希望する学生は本学科の選択科目に配置されている精神保健福祉援助現場実習の科目を履修しなければならない。精神保健福祉援助現場実習は平成24年度から順

次開講のため、実習の内容を省略する。

②の視点

本学の教育課程は、本学全体としての教育目標と看護学科および福祉学科それぞれの教育目標に基づいて、豊かな人間性の涵養と専門性を育み、かつ両学科の交流をも念頭に入れてつくられている。特に、コミュニケーション能力が重要な職業に着くことから、教養科目においては語学系を中心にコミュニケーションスキルを重要視した科目を配置し、総合科目には「人間関係論」「コミュニケーション論」を配置している。

専門科目においては、「看護コミュニケーション」（看護学科）や「コミュニケーション技術」（福祉学科）を学び、実習に臨む。このように、講義—演習—実習を通して実学としての能力向上をめざしている。

また、国際化、情報化が進展する中で語学系の充実と情報処理演習の導入を行った。特に情報処理技術では、他の科目においてもその技術を活用しての授業の展開をしている。例えば、グループワークや演習・実習の発表、卒業研究の発表等では学生は大きな達成感を感じている。

看護学科専門科目は看護師および保健師国家試験受験資格の取得に必要な科目を必修科目としている。福祉学科の卒業要件単位は 124 単位であるが、希望する国家試験受験資格を得るための履修モデルをつくり、学生への周知に努めている。

また、両学科ともに、実習科目を履修するにあたって、関連する科目を修得する必要要件などを「秋田看護福祉大学実習科目履修要件」にきめ細かく設定し、学生へ学生便覧（資料編：資料 F-5）に提示し、履修ガイダンス等で周知している。

③の視点

学事歴（年間行事予定表）（資料編：資料 3-2 学年暦）には講義期間、講義回数が明示され、時間割やシラバスと共に、各年度初め（4 月）と後期初め（10 月）のオリエンテーションや履修ガイダンスにおいて、全学生に配布される。

授業時間は学則 28 条に規定されているとおり、前期・後期ともに各 15 週確保されており、定期試験期間や集中講義期間などと合わせて年間 35 週以上が確保されている。集中講義は 9 月と 12 月にまとめて実施されている。

学事予定や時間割、教場変更、休講など変更がある場合は学内掲示等に掲載して学生へ知らせる措置を施している。

④の視点

履修できる科目は年次別に定められ、下級年次生は上級年次生の科目を履修できないことを履修ガイダンス等で説明している。進級要件は、3 年次に進級するために 2 年以上在学し、原則として 2 年次までに修得すべき必修科目をすべて修得していることが要件となることを学生便覧に提示し、履修ガイダンス等で学生へ周知している。

卒業要件は 4 年以上在学し、看護学科は 127 単位以上の単位修得、福祉学科は 124 単位以上の単位習得となっている。学生は前期・後期の一定期間に履修登録を行う。このことは、学則第 35 条及び別表第 1 に規定され、学生便覧にも掲載して学生への周

知に努めている。

なお、平成 20(2008)年度より、卒業試験の合格を看護学科は「卒業研究」、社会福祉学科（福祉学科）は「ゼミナールⅢ」の単位認定の条件としている。

進級判定及び卒業判定は教務委員会を経て教授会の審議により認定されており、厳正に適用されている。

本学に入学する前に大学・短期大学に在籍していた学生には、学則第 34 条に基づき、教育上有益と認めるとき、本人の申請によりその大学・短期大学において習得した科目の単位を 60 単位を超えない範囲において本学の科目を履修したものとし、単位を認定することが出来る。この場合、単位認定に関しては、本学の科目担当教員の認定が必要である。

取得単位数や科目が国家試験受験資格に影響するため、オリエンテーションやガイダンスにおいて説明をした他に、教務委員会委員、学務課職員、担任による履修指導が行われている。

⑤の視点

資格取得のため、看護学科、福祉学科においてそれぞれ 3 つの資格を得るには科目の取り方は限られるため、取得単位の上限設定はしていない。特に福祉学科では取得を希望する資格によって科目の取り方が複雑であるため、履修モデルを学生に提示している。

成績評価の方法は、学則及び学生便覧に明示されている。各科目の単位認定の方法はシラバス（資料編：資料 3-3 シラバス）に明示されており、筆記試験やレポートの成績、出席状況などで行われている。出席確認は全科目で行われており、単位認定に使用される。出席確認は学生の状況判断にも活用されており、早い段階での個々の学生への細かい指導に結びついている。単位認定の評価基準は次のとおりである。

表 3-2-1 単位認定評価基準

判定	合 格				不合格
評価	AA	A	B	C	D
点数	100 点～90 点	89 点～80 点	79 点～70 点	69 点～60 点	59 点以下

前期、後期ともに追試験、再試験を行うことがある。追試験はやむを得ない事情によって試験を受けられなかった者に対して、その理由を証明する文書を添えて願い出た場合に限り実施を認めている。再試験は所定の試験を受験したが単位認定されなかった学生を対象に実施されることがある。

成績評価の結果は、毎年前期と後期に学生に通知すると共に、保護者に対しても前期分は 9 月下旬、後期分は翌年 3 月下旬に学生の「成績通知書」を送付している。成績不良の学生には、担任や科目担当教員が個別に指導を行っている。

また、成績評価には GPA(Grade Point Average)制度を導入して、毎学年末で算出した結果を成績優秀者の表彰、履修制限助産科目履修者の選考などに利用している。

⑥の視点

本学は大学における能動的な学習方法を身につけるために1年生前期に「基礎演習」を設け、両学科の学生をグループ編成して演習を中心とした授業を展開している。

さらに、教養科目、総合科目、専門科目へと教育内容が連動してなされるように配慮している。4年生はそれらの総仕上げとして、卒業研究、ゼミナール、卒業試験を実施することで、「入口・中身・出口」の教育を系統的に充実させる方向で教育を行っている。各学年の担任および卒業研究・ゼミ指導教員は学業、卒業研究、卒業試験、国家試験対策、就職などについて、きめ細かく学生に対応している。また、卒業試験、国家試験対策は全教員がその専門分野に応じて指導を行っている。

卒業試験は看護学科、福祉学科共に実施されている。これは出口管理を行うことによって社会への責任を持つ本法人の教育姿勢の現われである。

実学としての本学の教育は演習・実習が重要な役割を担っている。特に実習は施設利用者、在宅療養者、入院患者に直接接するため、技術や知識の確認、倫理的配慮に格別の注意を払って行っている。この点はかなり確実に実施されている。

また、本学は看護福祉学部の中に看護学科と福祉学科を併設しており、看護専門職と福祉専門職とがお互いに関連する分野について共通理解を図り、パートナーシップを組んでチームメンバーとして連携し、利用者のニーズに対応するという観点から両学科に共通する学問領域を学ぶ「総合科目」をカリキュラムに設けている。この科目には、「社会福祉概論Ⅰ」「カウンセリング」「エイジング論」「健康づくりと生活」「社会保障論Ⅰ」「医療と福祉の英語」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」など、両学科の専門領域に関連した基礎知識の修得を目指した科目を配置し、両学科の学生が履修できる体制を整えている。

⑦の視点

該当なし。

(2) 3-2の自己評価

本学では、平成19(2007)年度入学生から入学前に大学生として必要な国語力を身につけさせ、また、大学の学習は小学校・中学校・高校の基礎学力の上に成り立っていることを理解させるために入学前プログラムを実施しており、対象者および高校側には概ね好評である。

教育課程は本学の教育目的や教育目標に従って編成し、また看護学科と福祉学科の連携を目指して「教養科目」「総合科目」「専門科目」から構成されている。このことは本学の教育目的にある豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成することに繋がっている。

総合科目は両学科の学生がコミュニケーションを図り、共通理解を得るために有効である。

教育課程の見直しは取得資格の「指定規則」の改正により、かなり頻繁に行わなければならないが、看護学科、福祉学科とも、社会情勢の変化に応じたカリキュラム改正がなされている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は地域の施設の協力、他大学等の協力があってこそ教育研究が出来る小規模大学である。これらの皆さんに感謝すると共に、地域の医療・福祉の向上への貢献が本学の役割であると強く感じている。指定規則の改正に伴いカリキュラムの編成が頻繁に改正される現状ではあるが、さらに充実した教育課程の編成を行う。

看護師・保健師・助産師を育成する看護学教育は、いま、ひとつの転機を迎えている。教育期間の延長、教育内容の充実が問われているため、今後の教育課程は大きく変わる。特に、保健師教育・助産師教育の期間延長により、保健師国家試験受験資格を選択制に移行するためと、看護学教育の充実を目指してのカリキュラム編成を行う。

福祉学科では、介護福祉士の資格取得、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ることのできるカリキュラムで教育が行われている。精神保健福祉士の教育もカリキュラムの変更が予定されている。さらに、福祉に強い公務員を目指す学生にも、そのニーズに応じた教育ができるようにさらに充実した内容にする必要がある。

また、本学は平成 19(2007)年度入学生から入学前プログラムを取り入れているが、その結果、入学後の大学での学習にどれくらい効果があるのか、その効果を検証し、今後の入学前プログラムに活かしていく。

◇平成 22(2010)年度入学前プログラム

○目的：入学予定者が高校までの学習の成果を踏まえて大学入学後の学習内容である医療・看護・福祉の専門的事項に親和性を持つこと、大学の学習の基本となる自分で調べる主体的な学習の準備段階を形成すること、また、課題内容を理解し、自分の意見をまとめて表現することで大学での学習の動機づけとする。

○対象者：推薦入試・AO 入試の入学予定者

○実施スケジュール

- ・12月中旬に入学予定者に課題を郵送する（締切：2月中旬）。
- ・教員による課題の添削指導を行う（3月上旬）。
- ・入学予定者に添削した課題を返送する。
- ・入学予定者と高校のクラス担任へ入学前プログラム実施のアンケート調査を行う（3月中に返送を依頼）。

○内容：新聞記事による学習課題

- ・課題報告用紙に医療・看護・福祉に関連する記事を貼る。
- ・記事の中から「専門用語」を5つ以上抜き出し、その意味を書く。
- ・新聞記事の感想文を800字以内で書く。

○入学予定者、高校クラス担任へのアンケート調査の結果を基に「入学前プログラム」を検証する。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3-3 の視点》

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の

企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3 の事実の説明（現状）

学則では、出席時間数が授業時間数の3分の2（実習は5分の4）に満たない場合は成績の認定を行わないとしている。また、2年次から3年次への進級は、原則として2年次までに習得すべき必修科目をすべて習得していることが要件と定められている（F-5 学生便覧；秋田看護福祉大学履修内規）。さらに、実習によってはそれを受けるために必要な科目の単位取得が実習履修要件として定められている（F-5 学生便覧；秋田看護福祉大学看護福祉学部看護学科実習科目履修要件、秋田看護福祉大学看護福祉学部福祉学科実習科目履修要件）。

学生の学習状況は定期試験、レポート、実習報告書、卒業試験等で把握している。両学科会議、教務委員会および教授会は学生の単位取得状況を常にチェックし、学生の勉学意欲の維持に努めている。

本学は両学科合わせて1つの国家資格と5つの国家試験受験資格を取得できるが、それに対する受験のための指導には全教員が当たっている。両学科の国家試験対策委員はこれまでの経験をもとに学生と共に年間の計画を立て、学習会や合宿、模擬試験を行い、その結果によって計画を練り直しながら、学生が希望に添った国家資格の取得ができることを目指して支援している。

就職は非常に順調で、1期生から3期生まで100%を維持している。前身の秋田桂城短期大学から続いているこの高い就職率には卒業生の協力も大いに寄与している。

就職委員会は就職説明会等を行い、卒業生や就職先の意見は学生に伝達される。また、平成23年度は3期生の卒業生が出たことから、卒業生及び就職先へのアンケートを行う予定である。

(2) 3-3 の自己評価

両学科とも、授業（講義・演習・実習）では必ず出欠をとっている。学生は資格取得を目的とすることもあり、授業への出席率は非常に良く、欠席は病欠など学生の情報を得ることに利用できる。

また、高校での学生の個人差が学習状況や資格取得に反映されることも考えられるため、入学前教育や1年次における「基礎演習」においては、その個人差を縮めることに留意しての学習指導が求められる。

国家試験受験勉強のためには学生のモチベーションを上げることが重要である。勉学は、とかく教員主導になりがちであるため、学生自身が計画的に対策を立てるようにならなければならない。

就職は良好である。看護学科では、国家試験が終了後、技術演習等を行って社会への移動がスムーズに行われるようにしていることが評価できる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

最近の学生は、個人や限られたメンバーではそれなりに何かをしようと努力するが、

クラスで何かをする機運がなかなか生まれない。教員主導ではなく、学生の積極的なチャレンジ精神が育つようしなければならない。

学外実習における学生の様子は、実習前後・実習中の実習指導者との情報交換において知ることが出来る。また、実習指導者による学生評価や連絡会議等でも把握することが出来る。これらの情報は、学生を社会人・職業人に育てる上で非常に参考になるため、実習指導者から学生の情報を得る方法については、さらに検討が必要である。

[基準 3 の自己評価]

教育課程は看護学科・福祉学科ともに指定規則改正に伴うカリキュラム編成の改正が頻繁で、1 年次から 4 年次までの一貫した教育がなかなか見通せない現状である。その中で、時代にあった、将来を見通した教育を行うべく、出来るだけの努力をしている。教職員は教育の質の向上に努め、また、学生の勉学への意欲が学年年次が進むにつれて低下しないよう、就業意識を常に喚起している。

学生の就職は良好である。就職のための国家資格取得への学生への支援は充実している。また、福祉行政研究室を中心とする公務員試験対策によって学生の職業の選択がさらに広がるものと期待している。

また、卒業試験を実施することにより、教育目的の達成を点検・評価し、社会への責任を果たしている。

[基準 3 の改善・向上方策（将来計画）]

社会情勢の変化への対応、教員の人材養成など、看護・介護分野の教育には課題が多い。それらの課題を地域の人材の活用しながら克服しなければならないと考えている。

教育は入試から卒業まで一貫した教育理念に基づいて行われることが必要である。また、教職員は学生の就職先の情報をも得ながら教育方針を明確にし、実行し、評価し、改善する必要がある。そのために、卒業生と就職先へのアンケート調査をする予定である。

本学の特徴である教職員と学生との「身近な関係」は「きめ細かな教育」を可能にする。そのことが社会でどのように役立っているか、学生の本学への満足度はどのくらいか等をこのアンケート調査で把握する予定である。

基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

①の視点

秋田看護福祉大学看護福祉学部（看護学科・福祉学科）においては、大学の建学の精神である「真理・調和・実学」を支柱として、学部の人材育成に関する目的と教育目標を「幅広い教養教育との密接な関連のもとに保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成する。」と学則第1条に定めている。

また、看護学と社会福祉学の専門性と独自性を尊重しつつ、学部および学科ごとの教育目標を定めている（学則第6条第2項）。

看護福祉学部：幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術を身につけて社会に貢献できる人材を養成することを教育理念・目標とする。

看護学科：生命に対する深い尊厳の心を持ち、対象者がどのような援助を求めているかを正確に把握し、常に向上心を持って適切な看護サービスを提供できる看護職者を養成する。

福祉学科：社会福祉学という「知」と「実践」を統合した学問を機軸に、学究の営みに邁進し、共生社会の実現に向けて創造的な提言を行い、自ら行動できる福祉マインドを持った人材を養成する。

これらの方針に基づき、秋田看護福祉大学看護福祉学部のアドミッションポリシーを図4-1-1のように定め、「大学入試要項」に記載し志願者全員に周知を図っている（資料編：資料F-5 学生募集要項）。また、オープンキャンパス等でも出席者、受験生に説明し、周知を図っている。

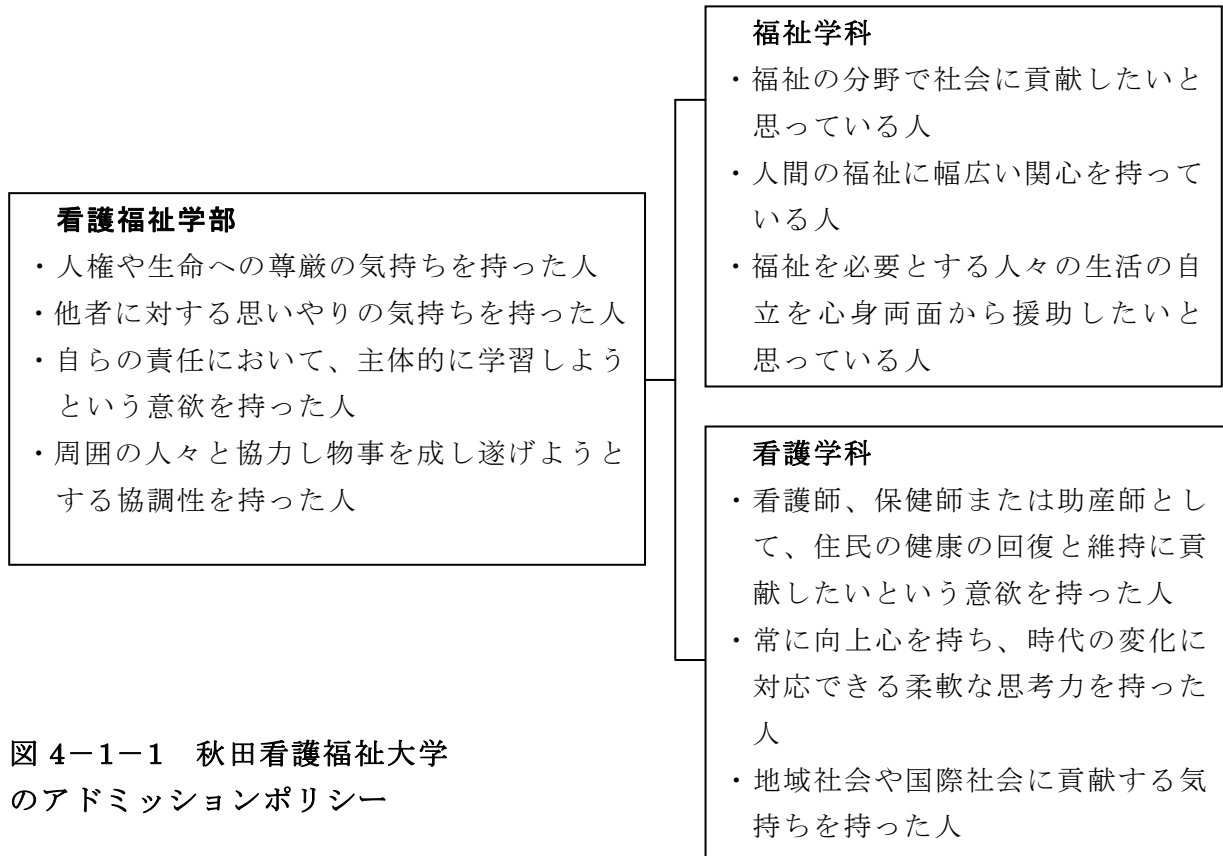


図 4-1-1 秋田看護福祉大学のアドミッションポリシー

②の視点

秋田看護福祉大学学則第 4 条は入学試験について「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする」と定めている。

この学則に則り、入試委員会はそれぞれの入試区分に応じて表 4-1-1 に示す入試方法（選抜方法、試験科目）及び試験日程、会場等を含む制度内容案を策定し、教授会における審議を経て合格候補者を理事長に諮問している。入学試験に当たっては大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な選抜方法を採用できるように努めている。

両学科で実施される推薦入試や福祉学科での AO 入試、編入学試験では、調査書の内容・小論文・面接等からも志願者の能力や適性、学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定して、本学で学び地域社会に貢献できる素質を有する人材発掘にも努めている。

入試問題の作成・実施は入試委員会が担当し、入試の都度、試験実施本部を設けている。また、入試の都度、実施要領を定め、教授会にて協議し、同要領に基づき厳正に実施している。試験実施本部では、入試に係る全ての情報管理、状況把握を一元に管理し、円滑な運営体制を整えている。

入学者の選抜については、学部・学科の教育目的・目標を踏まえて、表 4-1-1 のとおり、多彩な入学試験方式を導入している。

◇AO 入試

福祉学科では次のような学生や社会人の方を広く求め、AO 入試が行われている。

秋田看護福祉大学

- ・福祉関係の仕事や研究に一定の理解を示せる者。
- ・福祉学科で勉学することを強く希望する者。
- ・福祉学科にかかわりある資格を有する者（例えば、ホームヘルパー資格等）。
- ・特定の科目や分野に秀でた能力を持つ者。
- ・ボランティア活動ですぐれた活躍をした者。
- ・高等学校で福祉に関する課程を修めた者。
- ・今現在、福祉関連の施設や団体で働いている者。

◇編入学試験

平成 23(2011)年度（平成 22 年度実施）から福祉学科においては、アドミッションポリシーに基づき、編入学試験も実施した。

試験実施後の合格者の選抜にあたっては、入試区分ごとに試験結果を入試委員会で協議し、その結果を教授会に提案して合否判定を行い、合格候補者を理事長に諮問することで公正な入試選抜を実施している。いずれも実施要領に沿って厳正に行われている。

表 4-1-1 秋田看護福祉大学 平成 24（2012）年度入学選抜方法

その 1：看護学科

入試区分		選抜方法
推薦入試	一般公募	総合問題、小論文、面接（グループ）の成績を総合して選抜
	併設高校	総合問題、小論文、面接（グループ）の成績を総合して選抜
一般学力入試	前期日程	必須科目：国語、英語 選択科目：数学Ⅰ・数学A、生物Ⅰ、化学Ⅰの中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜
	後期日程	必須科目：国語と英語 選択科目：数学Ⅰ・数学A、生物Ⅰ、化学Ⅰの中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜
大学入試センター試験利用入試	前期日程	必須科目：国語（近代以降の文章）、英語（リスニング含まず） 選択科目：数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、理科総合A、理科総合B、生物Ⅰ、化学Ⅰ、物理Ⅰの中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜。（但し、選択科目は7科目の中から高得点科目1科目を利用する。）
	後期日程	必須科目：国語（近代以降の文章）英語（リスニング含まず） 選択科目：数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、理科総合A、理科総合B、生物Ⅰ、化学Ⅰ、物理Ⅰの中から1

秋田看護福祉大学

		科目を選び、3科目の成績を総合して選抜。(但し、選択科目は7科目の中から高得点科目1科目を利用する)。個別審査として志望理由等の確認のため面接を実施するが、参考情報として取り扱う。
社会人入試	一般前期日程と同日	筆記試験・小論文・面接(個別)の成績を総合して選抜

その2：福祉学科

入試区分		選抜方法
推薦入試	一般公募	総合問題、小論文、面接(グループ)の成績を総合して選抜
	併設高校	総合問題、小論文、面接(グループ)の成績を総合して選抜
一般学力入試	前期日程	必須科目：国語、英語 選択科目：数学Ⅰ・数学A、生物Ⅰ、化学Ⅰ、日本史B、世界史B、政治経済の中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜
	後期日程	必須科目：国語、英語 選択科目：数学Ⅰ・数学A、生物Ⅰ、化学Ⅰ、日本史B、世界史B、政治経済の中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜
大学入試センター試験利用入試	前期日程	必須科目：国語(近代以降の文章)、英語(リスニング含まず) 選択科目：数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、理科総合A、理科総合B、生物Ⅰ、化学Ⅰ、物理Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B、政治・経済、倫理、現代社会の中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜。(但し、選択科目は13科目の中から高得点科目1科目を利用する。)
	後期日程	必須科目：国語(近代以降の文章)、英語(リスニング含まず) 選択科目：数学Ⅰ、数学Ⅰ・数学A、理科総合A、理科総合B、生物Ⅰ、化学Ⅰ、物理Ⅰ、世界史B、日本史B、地理B、政治・経済、倫理、現代社会の中から1科目を選び、3科目の成績を総合して選抜。(但し、選択科目は13科目の中から高得点科目1科目を利用する。) 個別審査として志望理由等の確認のため面接を実

		施するが、参考情報として取り扱う。
AO 入試	自己推薦方式	ボランティア活動等の社会活動、課外活動、生徒会活動等の活動歴や特技、志望理由等を記載したエントリーシートを提出する。書類審査通過者に対して課題レポートを送付し、レポート提出者に対して個別面接を行う。課題レポート・個別面接・出身高等学校調査書による総合判定にて選抜
社会人入試	一般前期日程と同日	筆記試験・小論文・面接（個別）の成績を総合して選抜

その3：福祉学科編入試験

福祉学科編入試 区分		選抜方法
推薦編入試	一般公募	短期大学（介護福祉士養成施設等）または専修学校（介護福祉士養成施設等で、修業年限が2年以上、かつ1,700時間以上の総授業時間数の課程）の卒業見込み者で、学長または校長が推薦できる者。これらの条件を満たす者に対し、個別面接及び提出書類を総合判定して選抜
一般編入試	編入A（前期）	小論文、個別面接及び提出書類を総合判定して選抜
	編入B（後期）	小論文、個別面接及び提出書類を総合判定して選抜

③の視点

本学の入学定員及び収容定員、在籍学生数及び収容定員超過率は、表4-1-2のとおりである（データ編：表F-4学部・学科の学生定員及び在籍学生数）。

表4-1-2 平成22年度在籍学生数及び収容定員超過率

年次 学科	在籍学生数（人）					定員超過率 (在籍学生総数／収容定員)
	1年次	2年次	3年次	4年次	総数	
看護学科 (定員50)	57人	61人	59人	60人	237人	1.19
福祉学科 (定員40)	34人	33人	31人		98人	0.82
社会福祉 学科 (定員40)				27人	27人	0.68
合計	91人	94人	90人	87人	362人	1.01

※収容定員は、看護学科200人、福祉学科120人、社会福祉学科40人、合計360人

看護学科においては1年次から4年次まで定員を超える在学者がいるが、福祉学科は定員割れの状況にある。とはいえ、学部定員90人を基準に見ると、1年次学生が91人、2年次学生が94人、3年次学生が90人、4年次学生が87人となり、バランスがとれた在籍者数となっている。これにより、各学年ともに大幅な定員超過はなく、適正な教育環境を保っているといえる。

(2) 4-1の自己評価

学部・学科ごとの教育目的・目標、アドミッションポリシーを明確にし、大学入試要項、ホームページ、オープンキャンパス、各種の入試説明会・相談会、高校出前授業等で周知を図っている。このことから、学習に対する意欲が高く目的意識のしっかりした学生の受け入れが可能となっている。また、推薦入試や福祉学科AO入試合格者は翌年4月の入学までに長い期間があることから、受験勉強から解放され気の緩みが生じがちであるとの高校側の指摘があり、入学前プログラムを実施している。同プログラムは、高等学校までに学んできた学習の内容と本学入学後の学習の内容とをなるべく早いうちに連携させ、より充実した大学生活と将来展望の役に立てられるようにしている。

看護学科、福祉学科いずれも各学年ともに大幅な定員超過はなく、適正な教育環境を保ちつつ、かつ、少人数教育で学生と教員の濃密な関わりが可能な環境を整えられている。

卒業生、在学生の出身高校などからの出張授業や大学見学、ガイダンスの依頼が増加傾向にあることは、本学のこれまでの教育が認められたものと解釈している。こうした機会を捉えて、学部・学科ごとの教育目的・目標、アドミッションポリシーを更に普及させられるように努力する。

入学試験において、合格者のうち入学者数を予測することは、毎年傾向が少しずつ変化しているため困難な作業になっているが、今のところ、両学科合計の入学者数は定員とほぼ同じである。

表 4-1-3 平成 22(2010)年度 高校等への出張授業・大学見学等の実績

・その1：高校からの要請による出張授業

9月15日(水)	秋田県立湯沢高校「若者の薬物乱用～覚醒剤を中心に～」 成田猛教授
11月17日(水)	私立秋田和洋女子高校「介護福祉の専門性について～障害者擬似体験授業を通して～」 村田道彦講師
11月18日(木)	秋田県立湯沢北高校「人を助けること～福祉の仕事のやりがい～」 高橋和幸准教授
2月16日(水)	秋田県立大館鳳鳴高校「救急医療と救急看護」 水木暢子教授

・その2：高校からの大学見学に伴う模擬授業等

秋田看護福祉大学

10月21日(木)	能代市立能代商業 40人 模擬講義 「生命の誕生に立ち会う助産師の魅力」 大瀬富士子准教授 「人を助けること～福祉の仕事のやりがい～」 高橋和幸准教授
11月8日(月)	秋田県立花輪高校 42人 進学説明 「看護学科の魅力」 佐藤純子講師 「福祉学科の魅力」 高橋和幸准教授
11月9日(火)	秋田県立能代西高校 35人 「コミュニケーションセンスを磨く」 佐藤純子講師 「人を助けること～福祉の仕事のやりがい～」 宮本雅央助教

・その3：地域住民の生涯学習への協力としての見学受け入れ

11月12日(金)	秋田県立五城目高校 PTA 会員 15人 「なぜ大学で看護を学ぶのか」 佐藤純子講師 「福祉系四年制大学と短大・専門学校の違い～大学で福祉を学ぶメリット」 工藤英明講師
-----------	--

・その4：オープンキャンパスにおける模擬授業の提供

7月10日(土)	「血圧を測ってみよう」 佐藤純子講師 「子どもの貧困」 白石雅紀助教
8月6日(金)	「妊婦検診を体験しよう」 大瀬富士子准教授 「高齢者を体験しよう」 来住かおり助教
8月7日(土)	「妊婦検診を体験しよう」 大瀬富士子准教授 「高齢者を体験しよう」 来住かおり助教
3月20日(日)	「包帯法を体験しよう」 今野修助教 「福祉の魅力」 高橋和幸准教授

・その5：進路ガイダンス

7月22日(木)	秋田県立由利高校進路ガイダンス 「看護系大学に進む上での適性と、これからの高校生活ですべきこと」 佐藤純子講師 「福祉系の大学に進む上での適性と、これからの高校生活ですべきこと」 高橋和幸准教授
7月23日(金)	秋田県社会福祉協議会人材育成のための事業 平成22年度高校生福祉の進路ガイダンス(秋田市) 「福祉系大学で学ぶメリット」 高橋和幸准教授
7月28日(水)	秋田県社会福祉協議会 人材育成のための事業 平成22年度高校生福祉の進路ガイダンス(横手市) 「福祉系大学で学ぶメリット」 高橋和幸准教授
7月30日(金)	秋田県社会福祉協議会 人材育成のための事業

秋田看護福祉大学

	平成 22 年度高校生福祉の進路ガイダンス（大館市） 「福祉系大学で学ぶメリット」 高橋和幸准教授
10 月 26 日（火）	秋田県立西目高校進路ガイダンス「看護系の大学に進む上での適正と、これからの高校生活ですべきこと」 佐藤純子講師
12 月 17 日（金）	私立秋田和洋女子高校進路ガイダンス 「福祉の仕事の魅力」 柴田博教授

・その 6：中学生の大学見学および高校生の職場体験(インターンシップ)授業への協力

5 月 27 日（木）	大館市立第一中学校総合学習での見学受入れ協力「大学生のお兄さん、お姉さんが中学生の質問に答えるふれあい学習」
7 月 23 日（金）	秋田県能代高校インターシップ授業 「臨床心理士の仕事について」 成田猛教授

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

最近の社会情勢から、地元志向になっていることもあり、本学の入学者を地区別にみると、看護学科・福祉学科への入学者のうち、約 80%が秋田県内出身者で占められ、残り約 19%も秋田県を除く東北 5 県からで占められている（データ編：表 4-3 出身高校の地域別、学部別、志願者数、入学者数）。

学生募集にあたり、学部・学科ごとの教育目標、アドミッションポリシーを明確にし、大学案内パンフレット、ホームページ、進学相談会等で普及に努めてきたが、更に強化し、全国的な展開も必要である。

とはいえ、積雪寒冷地、過疎指定を受ける市町村が多い地域では、高校生の保護者の経済的状況が深刻なため、学力格差を生み、進学を諦めざるを得ない例もみられる。そのため、本学では、学力試験に特化し過ぎることなく、志願者の能力や適性、学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方式を両学科の推薦入試や福祉学科 AO 入試において活用している。これにより、本学で学び地域社会に貢献できる素質を有する人材発掘にも努めており、広く有能な学生を集められるようこれからも対策を講じていきたい。

留学生の受入れに関しては、これまでに実績はない。本学での学習には臨床現場での実習が求められるため、患者等との円滑なコミュニケーションスキルが求められる。

また、難解な専門用語を覚えるなどのスキルも求められる。そのため、留学生受入れについては、同一学校法人で経営されるノースアジア大学の留学生別科での経験を参考に対策を講じていきたい。

障害をもつ学生の受入れについては、入試要項（資料編：資料 4-3 入学試験要項）にも記載し、また相談体制も構築して門戸を開いているが、これまで志願者が現れていない。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2 の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の特色の一つに「少人数教育」がある。それは単にひとりの教員が教育する学生数の少なさだけでなく、学生と教員との距離の近さを意味する。

看護学科では卒業研究においては1人の教員が4～8人の学生を受け持ち、教員と学生の濃密な接触が可能な環境を整えている。福祉学科でも、基礎演習や3、4年ゼミナールにおいて1人の教員が5人程度の学生を受け持っている。さらに、演習や実習指導科目においては1人の教員に対して学生20人以下として、行き届いた指導ができるように配慮し、適切な教育環境の確保に努めている。

学生は教員を頻繁に訪問し、通常の授業や実習での疑問点を尋ねるなど、卒業研究・ゼミ・国家試験対策・公務員試験対策において、きめ細かい指導が行われている。そのことが、学生が担任などの教員への個人的な相談をしやすい環境を作っている。教員の専門が保健・医療・福祉であり、学生の健康面などの相談に専門的立場からアドバイスできる。また、保健室には保健師が常駐し、“こころとからだ”の相談に乗っており、勉学のための環境支援の支えになっている。

学生の学習については、各教員、クラス担任、学科会議、委員会、事務職員・保健室・学長がそれぞれの立場で、一人ひとりの学生に気を配って支援している。

◇保護者懇談会

平成22(2010)年9月4日、本学において初めての保護者懇談会（保護者と教員との懇談会）を行った。

・内容

「看護学科・福祉学科の現状について」：教育目標、カリキュラム、卒業単位、進級要件、実習、卒業試験

「就職の現状」「国家試験対策」「教員と保護者の懇談」：学年毎及び個別面談

- ・保護者からはぜひ継続して欲しいとの要望があり、今後、実施方法を再検討してなるべく多くの保護者が参加できるようにして実施する。

②の視点

該当なし。

③の視点

学生の意見の汲み上げはクラス担任との面談、卒業研究・ゼミ・実習での教員とのコミュニケーションなど、日常的な教育の場で行われているのが最も多い。また、「意

見箱」が設置されており、これには学生個人のさまざまな意見・要望を寄せることが出来る。それに対する大学としての回答は、本人のみならず、掲示によって全学生に提示している。また、学生からの意見は随時学生委員会にも伝えられ、大学として対応している。毎年2回（前期・後期）行われる「学生による授業アンケート」では、各教員に対する学生の評価のみならず、授業に対する意見や要望を自由に記述することが出来る。教員は、それに対してどのように対処するかをファカルティ・デベロップメント(FD)推進委員会に報告する仕組みになっている。学生の氏名が伏せられて教員に伝わるため、教員には学生の氏名がわからないようになっている。

また、平成23年2月18日（金）、学生と学長との懇談会を行った。その率直な意見を今後の教育研究・運営に反映させる。

(2) 4-2 の自己評価

本学は少人数教育を特色としている。教職員は学生の学業上の悩みに限らず、生活上の悩みなどについても相談にのりながら学習支援を行っている。このことにより、質の高い教育の実践と学生ニーズの整合性が図られている。

このように、学習支援体制はかなり評価できる。また、国家試験のための勉学は、大学であることを基本とするように指導している。そのことによって、生活のリズムの乱れを防止し、教員との相互関係を保ち、勉学を支援できるようにしている。学生は附属図書館や演習室を利用できるのみならず、空いている教場などでも勉強できる。時間も遅くまで利用でき、「演習室」は休日も利用可能である。冬でもストーブ等を利用出来る。

「実学」である看護・福祉を学ぶ学生は「技術」の習得が必須である。通常の演習以外に技術の学習のために学内実習室を使用したい場合は午後7時まで利用でき、学外実習が終わった後であっても技術の確認に利用できる。講義等のない「空き時間」を利用しての学習も可能である。

学生の意見の汲み上げの主な仕組みは「教職員との面談等」「意見箱」「学生による授業評価アンケート」「学生会」であるが、それぞれをもっと活発に行うことが必要である

表 4-2-1 学内施設の使用可能時間

	中・小 教場	実習室	演習室	食堂	体育館 テニスコ ート	サーク ル棟	OA室
平日	8:30～ 20:00	8:30～ 19:00	8:30～ 21:00	8:30～ 20:00	8:30～ 21:00	8:30～ 21:00	8:30～ 20:00
休日	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 21:00	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:30～ 18:00	8:00～ 18:00

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の学習支援はかなり良好な仕組みになっている。しかし、改善を怠ることなく継続していきたい。学生の意見の汲み上げについては、学生委員会やFD推進委員会、教務委員会などを中心に検討し、さらに充実したものにしなければならない。その際、学生の意見の汲み上げ（社会人入学生や編入入学生を含む）、教員の意見の汲み上げ、さらに相互のコミュニケーションのあり方を連動させる。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

①の視点

学生サービスおよび厚生補導は本学の学生委員会・事務部学務課学生係が主に行っている。また、本学の全教職員は日常的に学生に関して様々な角度から注意を払い、見守っている。何か問題がある場合はクラス担任・委員会（委員長）・学科長・学長が対処する。さらに、学科会議や学生委員会、教授会などでの議論や学生・保護者との面談を経て解決すべく動いている。その際、クラス担任は主に学生との面談や保護者との連絡調整の役割を持っている。

これらの組織の連携によって、学生サービス、厚生指導は適切に機能している。

②の視点

本学は少人数教育に努めており、学生の学業上の悩み、生活上の悩みについても一体的に相談にのりながら学習支援を行っている。

日本学生支援機構の奨学金を受けている学生は在籍学生の半数に近く（データ編：表4-10 奨学金給付・貸与状況）、さらに、本学独自の奨学金制度を設立してバックアップしている。

本学では成績優秀者に対して学業奨学金を用意し、努力の成果が報われるという教育評価の実践にも力を注いでいる（秋田看護福祉大学学業奨学生規程）。具体的には、2年次以上の在学生の場合は原則としてGPA(Grade Point Average)（学業平均値）上位2位までの者に対して授業料の半額免除を行う「秋田看護福祉大学学業奨学金第Ⅰ種」を実施している。また、1年生については推薦入試と一般学力入試の試験成績上位者の中から2名程度を「秋田看護福祉大学学業奨学金第Ⅱ種」対象者とし入学金免除を実施している。

なお、在学生から寄せられる学納金の支払い困難等への相談については、学生係の奨学金担当窓口で対応し、日本学生支援機構の奨学金や地方公共団体等が実施してい

る奨学金の案内や本学が在学生向けに独自に設けた「秋田看護福祉大学経済支援奨学金」（秋田看護福祉大学経済支援奨学金貸与規程）で対応している。

また、超高齢化を迎えるなかで次代の福祉人材育成という使命を帯びていることから、福祉学科入学支援奨学金を新たに創設して入試合格者に対し 50 万円を限度額に無利子貸与を実施している（秋田看護福祉大学福祉学科入学支援奨学金貸与要綱）。これにより、経済的理由により入学手続き金の納付が特に困難な者には優先的に貸し出して可能な限りのバックアップをしている。

その他、本法人としては、学園内大学入学支援制度・家族学費支援制度がある（学校法人ノースアジア大学教職員奨学基金規程）。

表 4-3-1 主な奨学金制度

奨学金制度	備 考
日本学生支援機構奨学金	第一種（無利息）、第二種（上限年 3%利息）
秋田県看護職員修学資金	秋田県内の指定施設に 5 年以上勤務した場合、返済義務免除
秋田県介護福祉士等修学資金	秋田県内において貸付を受けた期間以上、規定された業務に従事した場合返済免除
その他の地方公共団体・民間団体の奨学金	岩手県看護職員修学資金、青森県育英奨学金、各医療機関奨学金制度等
秋田看護福祉大学学業奨学生制度	第Ⅰ種（2 年次以降。当該年次授業料の半額を免除）、第Ⅱ種（1 年次。入学金免除）
秋田看護福祉大学福祉学科入学支援奨学金	入学時に最大 50 万円を無利子で貸与する。 在学中はボランティアに参加すること。 入学の翌月から 12 年間に返還する。
秋田看護福祉大学経済支援奨学金	支援奨学金を無利子で貸与する。
学園内大学入学金支援制度	併設高校である明桜高校から入学する者に対し、入学金の 1/2 を免除する。
家族学費支援制度	入学者の保護者および兄弟が学校法人が設置する大学を卒業又は現に在籍している場合、入学者の学納金の一部を免除する。

③の視点

健康増進については体育館やテニスコート等の運動施設の積極的開放を推奨し、サークル単位だけでなく友達仲間の単位でも借りられるよう学生係に運動施設貸出窓口を設けている。心の健康増進のためにはリフレッシュが大切であり、文化活動を含めた課外活動に対しても、学生委員会所管のもとでサークル活動の公認と助成を行って

いる。

また、毎年6月には体育祭、10月には大学祭を学生会（資料編：F-5 学生便覧 秋田看護福祉大学学生会会則）が主催する際にも学生委員会が運営に対して人的に強力にバックアップしているおり、健康増進や学生生活の楽しみに対するフォローアップにより、アットホームな教育環境づくりに努めている。

実習などのため、学業との両立はたやすくはないが、空時間や夕方以降の時間を利用して学生はうまく課外活動を行っている。

秋田看護福祉大学看護福祉学部では、下図のとおり両学科の教員で構成する学生委員会が中心となり学生から寄せられる相談に対応している。

また、学生の悩みは授業や現場実習、日常生活上のトラブル、学費等多様なことから、相談窓口機能として各学年にクラス担任を設けている。クラス担任は学科長・学長に適宜報告と相談をしながら、学生から寄せられる相談対応に当たっている。ゼミナールの担当教員、卒業研究担当教員、各実習指導教員とも連携し、クラス担任は学生個々の置かれている現状を把握し、問題回避の予防に努めている。

全学的に取り組まなければならないもの（セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント等）については、セクシャルハラスメント防止に関する規程で対応している。なお、開学以来こうした問題の発生は起きていない。

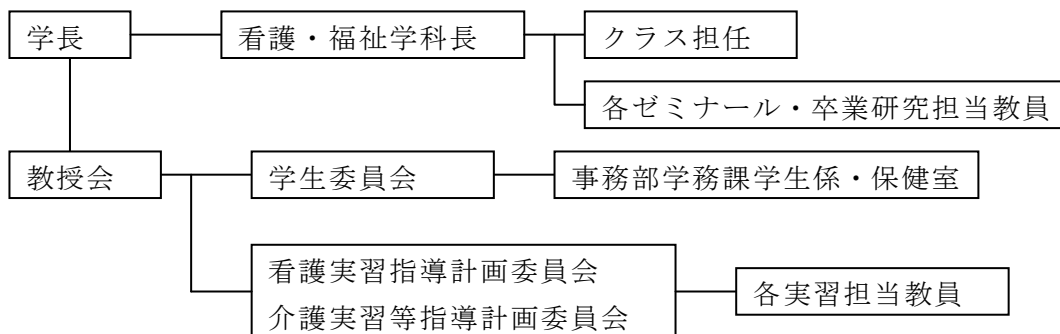


図 4-3-1 秋田看護福祉大学 学生相談対応 体制図

臨地実習やインターンシップ、ボランティア等に出掛ける機会が多い本学の学生には、万一の備えが必要である。そのため、大学として総合賠償保険「Will」に加入している。

就職支援は就職委員会、国家試験対策は学科の国家試験対策チーム、公務員受験対策は福祉行政研究室が中心となって支援している（IV. 特記事項を参照）。

④ の視点

健康管理については保健室に担当職員を置いて健康相談に対応し、日常的応急手当も行っている。また、毎年4月に定期健康診断を在学生全員に行い、健康管理を徹底し、受診が必要な場合は適宜、保健室・学生係・担任から受診を促している。また、徒歩数分の距離にある病院に校医を依頼し、連携協力のもとで学生の健康管理をして

いる。

また、両学科に看護師・保健師・助産師免許を有する教員が専任でいることから、学生の健康管理、療養については的確な助言ができる。

生活相談など、担任をはじめ教職員は常に学生の相談相手として十分に対応している。本学の教員は看護・医療・福祉の専門家であるため、学生も相談しやすいと思われる。

◇実習に臨むための予防接種等の配慮（保健室）

〔看護学科〕

- ・入学時、予防接種の調査を行う（保護者の協力による）。

内容：BCG、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎

麻疹、風疹、水痘、おたふくかぜについては、「罹患も予防接種もしていない」「不明」の場合は、出来れば1年次の後期授業開始前までに予防接種を終えてもらう。

また、予防接種を終了したら、その旨を保健室に届け出る。

- ・臨地実習に際しての予防接種

大学で費用を負担：ツベルクリン反応、B型肝炎抗体検査

自己負担による接種を勧める：BCG、B型肝炎ワクチン、インフルエンザワクチン

〔福祉学科〕

- ・大学で費用を負担：介護施設での実習の前に、施設の要望がある時のみ、学生の腸内細菌カンピロバクターの検査を行う。
- ・自己負担による接種を勧める：インフルエンザワクチン

表 4-3-2 平成 22 年度 保健室利用状況

内科系	95 人
外科系	33 人
皮膚科等	31 人
検診等	149 人
相談等	25 人
予防接種	228 人

⑤の視点

学生の意見・要望はクラス担任、ゼミ・卒業研究担当などを介して汲み上げている。本学構内の随所には「意見箱」が置かれ、学生の意見を随時集めている。

平成 23(2011)年 2 月 18 日、学生委員長、学科長、事務職員も参加して「学長と学生代表との懇談会」が開催された。

(2) 4-3 の自己評価

学生の意見を汲み上げる仕組みはまだ改善の余地があると考えられる。学生数が少ないので、学生と教職員との通常のコミュニケーションで十分なように思っていたが、少数ではあるが不満を感じている学生がいることがわかった。また、誤解に基づく不満

もあった。今後はこのような会を重ねることによって、理解を得られることも多くなると感じている。

学生サービス、厚生補導、経済的支援、健康相談、心的支援、生活相談、いずれも細かい配慮がなされているといえる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は学長だけでなく、学科長やクラス担任との話し合いの機会を持つ。学生には、個人対個人ではない話し合いの経験が教育的観点からも必要である。

今後は社会人入学生や編入学生との懇談会も開き、学生の意見の集約に努める。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4 の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4 の事実の説明（現状）

①の視点

就職・進学に関する相談・助言・キャリア教育体制の整備は就職委員会が行っている。さらに、クラス担任や卒業研究・ゼミ担当教員が関わっている。学生は入学時からある程度就職意識や職業感を持っているが、4年間でさらに現実的な職業感が確立されるように配慮している。就職委員会・教授会は毎月の会議で就職状況を確認し、就職未定の学生への支援を行っている。本学が就職率 100%を持続しているのはそのようなきめ細かい就職体制運営の成果である。

本学は職業安定法第 33 条の 2 に基づいて求人を紹介している。就職を希望する学生は「個人登録票」を提出し、就職が内定した場合は「進路内定書」と共に「試験報告書」を提出する。また、インターンシップに行く場合も事務に届出をしている。

なお、先決優先の社会通念に基づき、原則として最初に内定を得たところを就職先とし、他に応募している医療機関や福祉施設等がある場合は速やかに就職活動を中止するように指導している。

②の視点

就職委員会はキャリア教育のためにいくつかのプログラムを用意し、学生の参加率も良好である。プログラムは主に 3 年生および 4 年生を対象としているが、低学年から職業感を持つように指導を心がけている。学生は主に 2 年間にわたり就職のための様々な行事によって就職に関する情報を得ていく。就職委員会の活動についてはⅣ. 特記事項に記載する。

就職資料室には病院・施設等から送られてきた多くの資料があり、自由に見ることができる。本学への求人は随時掲示板に張り出される。学生は自主的にインターンシップに参加し、就職活動を行っている。病院から本学への説明会も度々あり、就職している先輩に会って話をする機会もある。さらに、学生は学外実習によっても職業・職

場を詳しく知ることもできる。

福祉行政研究室では公務員をめざす学生が通常の授業以外に特別カリキュラムによる勉強を行っている。さらに、福祉学科のみならず、看護学科の学生も公務員をめざすため、公務員対策講座を開講している（Ⅳ．特記事項を参照）。

看護学科および福祉学科には国家試験対策チームがあり、チーム長が中心となり、全教員がその指導に当たっている。学習支援の年間計画等はⅣ．特記事項に記載する。

表 4-4-1 看護師・保健師・助産師国家試験成績（看護学科）

卒業生	看護師		保健師		助産師	
	受験者	合格率	受験者	合格率	受験者	合格率
第 1 期生（平成 21 年 3 月卒）	50 人	95.9%	50 人	95.5%	5 人	100.0%
第 2 期生（平成 22 年 3 月卒）	54 人	96.3%	50 人	62.0%	4 人	25.0%
第 3 期生（平成 23 年 3 月卒）	54 人	100.0%	48 人	85.4%	5 人	100.0%

表 4-4-2 社会福祉士国家試験成績（社会福祉学科）

卒業生	受験者	合格者	合格率
第 1 期生（平成 21 年 3 月卒）	32 人	18 人	56.3%
第 2 期生（平成 22 年 3 月卒）	27 人	6 人	22.2%
第 3 期生（平成 23 年 3 月卒）	38 人	20 人	52.6%

- ・社会福祉学科卒業生は全員介護福祉士の資格を得る。
- ・平成 21 年度入学生から福祉学科卒業となる。
- ・精神保健福祉士は平成 21 年度から養成が始まった。

(2) 4-4 の自己評価

就職・進学支援体制は就職率 100%の実績から、順調に運営されていることがわかる。就職委員会はきめ細かい支援をしており、学生の就職活動も活発である。

本学の特色である「少人数教育」とは、学生と教職員の距離が近く、コミュニケーションが十分にとれる環境にあることである。従って、就職・進学相談はもちろん、健康や生活全般にわたる相談体制は行き届いている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教員は学生が社会に出る前の段階として、自己管理がしっかりできるよう、見守りの姿勢で接しながらも、きめ細かい支援をすることが学生の成長を助けるとの考えで接している。このような方針は今後も継続する。

[基準 4 の自己評価]

大学全体での入学者は定員を満たしているが、福祉学科の入学者募集にはまだ努力が必要である（データ編：表 4-2 学科別の志願者数、合格者数、入学者の推移）。

入学者の資質向上のための支援（入学前教育）は高校・受験者へのアンケートの結

果に基づいて更なる工夫をする。入学後の学習支援体制としては、「少人数教育」をモットーに、きめの細かい指導が行われている。

学生へのサービス体制は、学生の意見を吸い上げる体制に強化が必要であるが、就職支援は十分に行われている。教員の専門分野からも、健康に関する支援はかなり良い。

しかしながら、精神的・身体的に問題を抱える学生が出る場合がある。生活指導も含めての学習支援にかなりの困難が伴う場合は保護者との連携が必要になる。このような場合はクラス担任が中心となって電話、手紙、面談などで対応している。このように、本学と保護者とのコミュニケーションはかなり良い。

[基準 4 の改善・向上方策（将来計画）]

福祉学科への入学者の増加のためには、広報活動を充実させ、福祉という仕事の理解を得ながら、今後の日本にとって重要な役割をする仕事であることを高校側、高校生、地域の方々にもっと伝えなければならない。

地元志向、都会志向と、社会情勢の変化もあり、学年によって学生の就職希望先の傾向は変わる。それに十分に答えられるよう、幅広い就職先の開拓をする。特に、福祉関係の就職先の開拓が今後の課題になる。

就職支援については、学生、就職先からの意見をも汲み上げ、それに基づいた支援を取り入れる。

基準 5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1 の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

(1) 5-1 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の専任教員数は平成 23(2011)年 5 月 1 日現在、31 人である。教授は 15 人であり、大学設置基準上必要な教員数 30 人、教授数 15 人を満たしている（データ編：表 F-6 全学の教員組織）。

日本では看護・介護の教員養成が不十分であるのが現状である。その最も大きな原因はこれらの分野での大学教育の歴史が浅いことによる。看護・保健・助産・介護・福祉の教員には、一定期間の実務経験が求められることがある。実務に携わっているうちに、教育現場に移行する機会を失うこともある。そのため、教員養成機関の必要性とその周知が求められる。昨今、通信制の大学院が増え、進学が多くなったとはいえ、働きながらの通学に地理的な制約を伴うことも多い。

このようなことから、地方に存在する本学においては国公立教育機関や病院などで経験を積んだ教員を迎える場合が多くならざるを得ない。

②の視点

教授職の高齢化は若手教員の不足、教育の将来への不安を意味しているが、学生にとっては経験豊かな教員に接することができる利点もある（データ編：表 5-2 専任教員の学部ごとの年齢別の構成）。

医療にかかわる科目は、地域の教育・医療機関との連携により、多くの医師が非常勤講師としてそれぞれの専門分野の講義を受け持っている。教養科目や専門基礎科目は、他県の国立大学などの教育機関からの兼任教員も担当している（データ編：表 5-4 学部・学科の開設授業科目における専兼比率）。

(2) 5-1 の自己評価

看護学科においては、それぞれの分野に必要な教員が適切に配置されているが、すべての専門分野に専任教員を確保することは難しい。3 期生までの卒業生しかいない本学としては、卒業生を教員として迎えることがまだ不可能であることから、当分このような現状が続くものと思われる。したがって、定年後の教員を採用することはやむを得ないことではある。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

4 年制大学卒業生の臨床経験がまだ少ない現状で、若手の教員を得ることはかなりの

困難を伴う。このことから、学生には、在学中または卒業時点で“教員への道”についての働きかけも行う。現状は臨床経験の豊かな看護職・福祉職の方を活用することに加え、地域の教育機関・医療機関・福祉施設との連携で教育を行うことになる。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明（現状）

①の視点

教員の選考及び教員の採用・昇任については、「学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準」の第2条第1項に「教員の選考は、人格、経歴、教授能力、教育ならびに研究実績及び教育に対する熱意について総合的に判断して行うものとする。」と定めている。また、学校法人ノースアジア大学が定める大学及び短期大学の教員選考規程第2条に「教員の採用および昇任は、別に定める本法人が設置する大学及び短期大学の教員選考基準に規定する資格を有する者について、人格、経歴、研究並びに教育の能力及び業績、健康状態等を総合的に判断して審査するものとする。」と定め適切に運用されている（資料編：資料 5-2 教員資格審査に関する規程または資料、資料 5-3 教員任免・昇任に関する規程または資料）。

②の視点

教員の採用・昇任については、学校法人ノースアジア大学が定める大学の教員選考基準において教授・准教授・講師・助教の資格を明示し、その資格を有する者を選考している。採用は学長が理事長に依頼し、公募を原則として大学ホームページに掲載すると共に、独立行政法人科学技術振興機構の求人公募情報のサイトにも掲載して広く人材を求めている。応募者があった場合、理事長の指名により選考委員会が設けられ、人格、経歴、研究業績及び教育の能力、健康状態を総合的に審査し、決定する。選考方法は、書類審査のほか、模擬授業及び面接による。

本学は教育研究の活性化を図るため平成19(2007)年から任期制を導入し、学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学の専任教員の任期に関する規程に基づき雇用契約を締結している。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任については、学校法人ノースアジア大学が設置する大学の教員選考基準、学校法人ノースアジア大学が設置する大学及び短期大学の教員選考規程に基づき、公正かつ適切に審査決定している。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

大学教員の確保の難しさを改善するにはそれなりの努力と年月を要する。地方に存在する大学としては、現状と理想の乖離を埋める方法を模索しながら教育機関としての責務を果たさなければならない。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

①の視点

各分野の教育は講義・演習そして実習から成り立っている。一つの分野の講義・演習・実習を一人の教員が受け持つことは大変であるが、教育内容の継続性や学生の理解度を総合的に判断できるという面ではかなりの効果がある。さらに、学内における講義・演習の時間を得るために、病院実習のように1日を費やす場合は2人1組で担当している。

看護学科・福祉学科ともに、巡回指導は広域にわたり、訪問施設数も多い。そのため、助教を含めて数人の教員が施設を分担して担当している。通常、1つの施設に週2回程度訪問するが、施設が遠方の場合、1日1施設の訪問がやっとならざる場合がある。教員はこの現状の中で、時間をうまく使って教育研究活動ができるよう、努力している。

(データ編：表5-3 学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数)

②の視点

本学は看護や福祉、専門分野にこだわらない指導体制、共同研究がなされることを歓迎する方向で運営している。このことは、教育研究の視野を広くすることでもある。ほとんどの教員は修士を取得しており、教育研究力の基礎はある。現在、博士課程で学ぶ教員もおり、教育研究能力が本学のみならず、他機関でも磨かれるものと期待している。

また、FD(Faculty Development)活動が徐々に効果を上げ、教育指導力の向上に役立っており、学科や分野を超えた教育研究活動の相互的支援が行われている。

③の視点

教員には一定金額の研究費が配分されている。この研究費の中から学会費や学会への参加費・交通費、研究のための消耗品などを支出できる。研究を行うため、高額な備品などが必要な場合は科研費など外部からの補助金を得ることで賄っている。毎年

数件の科研費の申請や民間への申請が行われており、自治体の委託事業、自治体への協力事業も行われている（データ編：表 5-6 専任教員に配分される研究費、表 5-7 専任教員の研究旅費、表 5-8 教員研究費内訳、表 5-9 当該年度における科学研究費補助金の採択状況）。

本法人には学術の研究・調査、国際交流を目的とする海外研究員制度、個人研究・共同研究・総合研究に対する学術研究助成金交付制度、学術論文の出版経費を助成する制度がある（資料編：資料 5-7 研究費に関する規程または資料）。

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育・大学運営活動はおおむね活発である。研究活動については個人差があるが、これは教育と大学運営に費やす時間と関連する。また、新採用の教員が多い場合は教員経験のある教員の担当時間数が多くなるのは避けられない。

研究費については、今後、外部資金を得る努力が必要である。実習担当教員は特に教育に関する拘束時間が長く、熱意なくしては研究することはできないが、任期制であり、教育・研究・大学運営への協力が教員評価に反映されることが、教員の教育研究活動の動機づけにつながる。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

設立 6 年にして、本学の使命・特徴である「地域に根ざした教育研究活動」は地域貢献事業として認められようとしている。この芽がさらに確実なものとして成長するよう努力する。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4 の視点》

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4 の事実の説明（現状）

①の視点

本学には設立以来ファカルティ・デベロップメント(FD)推進委員会があり、次のような活動をしている。

◇FD 推進委員会の活動（平成 17 年度～平成 22 年度）

(1)学生による「授業評価アンケート」

平成 17 年度から毎年前期・後期に実施している（資料編：資料 5-8）。教員はその結果を受けてそれぞれの対応策を FD 推進委員会に提出する。

本学が開設された平成 17 年度からの学生の評価推移を図 5-4-1 に示す。縦軸は 1～5 のスケールのうち、5（強くそう思う）と 4（そう思う）を合算した値（%）である。この図から言えることは、

- ①本学の学生の「授業に対する評価」は非常に高い。
- ②前期よりも後期の評価が高い。
- ③この5年半で評価はわずかではあるが上昇傾向にある。
- ④教員は授業の準備を良く行い、その授業は有益であり、満足することが多い。
- ⑤学生の努力（予習・復習等）の評価が最も悪い。

従って、今後の課題としては

- ・「学生の努力」の改善が最も大きな「課題」である。
- ・「授業方法の効果」と「理解」に対してはさらに努力が必要である。
- ・「前期」と「後期」の評価の波の原因をみつけ、対応する。

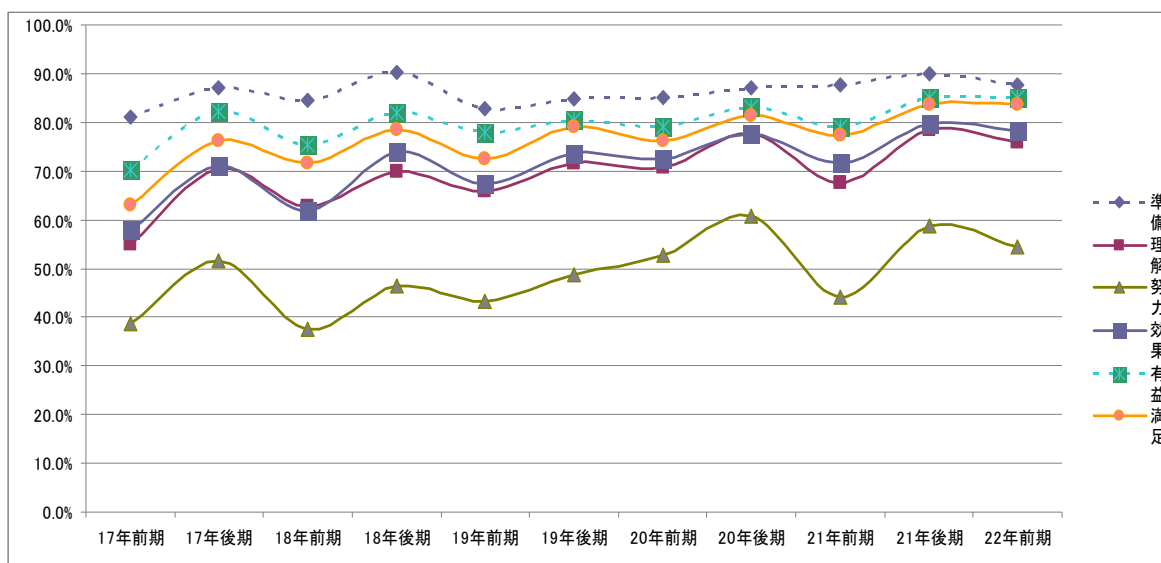


図 5-4-1 学生による授業評価

【質問項目】

準備：教員は講義時間をきちんと守り、シラバスに則り、十分な準備のうえで熱心に授業に取り組んでいる。

理解：この授業は良く理解できる。

努力：授業内容をより理解できるように、自分で努力している（予習・復習等）。

効果：授業方法（話し方、板書、視聴覚教材、配布資料等）は、授業の理解に効果的である。

有益：この授業は有益（知識・考え方・技術の習得という点で）である。

満足：総合的に判断して、この授業に満足している。

【評価尺度】

5：強く思う 4：そう思う 3：どちらともいえない

2：そう思わない 1：全く思わない

(2)公開授業

平成 19 年度以降毎年 4 回（前期 2 回、後期 2 回）行っている。公開授業の後には検討会を行う（前期 1 回、後期 1 回）。

学科にこだわらずに授業見学が出来るため、それぞれの分野の特性も知ることができ、教員にとって意義深いものになっている。さらに、授業内容を知ることによって、教科内容の重複や別の観点からの授業展開などを知ることができる。

(3) 研修会、講演会の開催

開学時（平成 17 年）からの活動は表 5-4-1 の通りである。

表 5-4-1 FD 活動（研修会、講演会の開催）

年 月 日	活動の内容
平成 17 年 3 月 19 日（木）	FD 研修会：本学の沿革・建学の精神・特色・理念と目的・教育方法等
平成 17 年 8 月 25 日（木）	FD 講演会：「よりよい教育・授業のための取り組み - 40 年の経験から探る -」看護学科教授 藤澤洋子氏
平成 17 年 9 月 1 日（木）	FD 講演会：「より良い教育・授業を目指して - FD の必要性について -」（株）進研アド教育研究部 高山裕司氏
平成 18 年 1 月 27 日（金）	FD 講演会：「グラウンデッド セオリー アプローチ」におけるインタビューの実際」山形県立保健医療大学助手 三澤寿美氏
平成 18 年 11 月 30 日（木）	FD 講演会：「秋田看護福祉大学における基礎学力の現状について」（株）ベネッセコーポレーション 神崎則夫氏
平成 19 年 12 月 6 日（木）	FD 講演会：「授業改善のための FD のあり方 - ティーチング・ポートフォリオとラーニング・ポートフォリオ」弘前大学 21 世紀教育センター教授 土持ゲーリー法氏
平成 21 年 2 月 27 日（土）	第 7 回社会福祉士養成校協会東北ブロック教職員等研修会：「大学生の基礎学力向上対策の最前線」名古屋大学高等教育研究センター教授 夏目達也氏

(4) 研修会への参加

年 1 回は全国的な FD 関連の研修会に教員が 1 名以上参加している。

②の視点

学生による教員への評価は少なからず教員に影響を与えている。教員は対応策を FD 推進委員会に提出し、授業への取り組みに生かしている。

また、本学は教育研究の活性化を図るため、平成 19(2007)年度より任期制を導入しており、教員の再任用については、教育研究活動も評価される。

(2) 5-4 の自己評価

FD 推進委員会による組織的な取り組みは順調に推移していると考えている。しかし

ながら、公開授業には授業や実習などで参加できない教員もおり、その具体的な実施方法はさらに改善が必要である。また、学生による授業評価についても6年間の実績を分析し、その実施方法や実施内容について再検討する。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

FD推進委員会の取り組みは毎年の反省と改善への努力が必要である。授業見学への参加教員を増やすための方策として、実施日を検討する。また、「学生による授業評価」から、まずは「学生の努力をどのように引き出すか」から始める。

今後は、より積極的に時代に則したFD活動を行うための企画が必要であることから、平成23年度は外部講師を招いての講演会を予定している。

[基準5の自己評価]

教員の確保については当分の間は現状が続くと思われるが、本学の卒業生など、若手教員の確保に努めたい。研究費は外部資金の確保に努力するとともに、本学としても自治体や民間との事業提携に積極的に取り組まなければならない。

FD活動による教育研究活動の活発化と評価については、現段階においては短大での経験もあり、一定の評価をあげている。しかしながら、現在の課題である「学生の努力を引き出す方法」について検討する必要がある。

[基準5の改善・向上方策（将来計画）]

これからの社会に適応できる看護職・福祉職の人材育成のために、教育活動は勿論であるが、研究活動はより活発に、そしてより厳密な計画をもって行わなければならない。そのためにも、積極的に学会などに参加し、情報を得ることが必要である。

教員養成と教員の確保は実習施設の協力を得て模索しながらも行う。公募によって熱意のある教育者を得、地域社会に貢献する教育者としての研鑽をする。

また、本学として自治体や民間との提携事業などの確保に努め、研究活動を活発化させる。

基準 6. 職員

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

①の視点

職員については、事務を適切にかつ能率的に処理するための事務組織のほか、職制及び職務について必要な事項を「学校法人ノースアジア大学組織規程」に定めている。本学における教育・研究の目的達成と大学運営の維持・向上をはかるためだけでなく、学校法人の将来構想等に基づき毎年各部署の役割の見直しを行い、それに必要な人員構成を検討して職員の採用・配置に反映させている。

現在秋田看護福祉大学には 20 名の職員（うち 9 名が正職員）が配置されており、円滑な大学運営を行っている（データ編：表 6-1 職員数と職員構成）。

②の視点

職員の採用・昇任・異動に関しては、学校法人の将来構想に基づき適宜実施している。各部署の適正な人員配置、戦略的な配置、適材適所な配置、そして職員個人のスキルアップを目的とした配置、さらに業務量・日常業務の評価等を総合的に勘案し実施している。

③の視点

職員の採用・昇任・異動に関する規程は、「学校法人ノースアジア大学就業規則」及び「ノースアジア大学事務職員職階内規」に定めている。採用に関しては、新卒者、既卒者を問わず定期的な採用試験の他に、中途採用者を対象とした試験も行っている。毎回 100 名近い受験者の中から若干名を採用している。

教員と同様に、事務職員についても様々な角度から各職員の能力、適性、勤務状況の評価・把握し、昇任・異動の際の評価基準としている。さらに、本法人は評価制度を取り入れていることから、若手でも能力が優れた者は積極的に重要なポストに配置して、熱意のある者が報われる体制が整えられている。

また、組織の活性化を図ることを目的として役職の定年に関する内規も設けられている。一方、高年齢者の雇用の安定等に関する法律の定めに従い、「学校法人ノースアジア大学再雇用制度要綱」を制定し、退職後の再雇用制度も導入している。

(2) 6-1 の自己評価

現在の職員組織は、本学の目的達成のために業務を遂行する上で、適切に配置されている。職員個々が各部署で、業務の理解を深め、そして部署間の連携を円滑に進めるためには人事異動が有効な手段と考え、積極的に異動を行っている。

また、業務の固定化を排除し、異動を通じて職員のスキルアップを目指している。評価制度の導入により、各部署の所属長は日常的に課員の業務処理能力の把握に努めており、適宜所属課員へ指導するようになっている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

ここ数年、大学を取り巻く環境の変化に即応できるよう、事務組織の連携強化に積極的に取り組んできた。今後も理事会の運営方針に基づき人事異動を積極的に行い、様々の分野の業務に関わり、知識を身につけることによって、柔軟な心と職員のスキルアップに務め、事務体制の強化を図っていく方針である。

6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

《6-2 の視点》

6-2-1 職員の資質・能力の向上のための研修、SD の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2 の事実の説明（現状）

職員の資質向上のための取組みは適宜実施しており、内容に関しては概ね次のようなものを必要に応じて実施している。

- (1) 初任者研修
- (2) 採用2年目・3年目の事務職員研修会
- (3) 課長級以上の研修会
- (4) 希望者に対する研修会
- (5) 全職員を対象とした試験(事務職員事務能力試験)
- (6) その他、文部科学省、日本私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団その他が主催する研修会に必要に応じて参加するようにし、知識・技能・事務処理方法を修得している。

(2) 6-2 の自己評価

職員の資質向上のための取組みは、理事会の運営方針に基づき定期的に実施している。昨今は受動的な研修ではなく、自ら法律の条文をひき、私学人として最低限の法的知識を身につけるよう啓発している。また、昨年は全職員が恒常的に自身の資質向上に取り組む意識を持つようにするため、事務職員事務能力試験を実施した。

一方、日常的事務処理をすることにとどまらず、学生とのコミュニケーションの取り方を模索し、マネジメントの向上にも、自ら取り組んでいる。

このように、大学を取り巻く環境の変化に即応できるよう、様々な工夫をこらして

職員の能力向上に努めている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これからの職員は自己啓発し続けることが求められる。そこで、そのような意識を全職員に持ってもらうよう、今後も事務職員対象の試験は実施していく。本学園の職員として身に付けるべき知識等を明確にし、発信することで、職員も的確な自己啓発ができるものとする。実際にどの程度理解しているのかを確認するためにも定期的に試験を実施していく。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3 の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3 の事実の説明（現状）

看護学科・福祉学科のカリキュラム改編及び日々の授業や実習において、教職員は常に一体となって取り組んでいる。本学では学務課が中心となって支援している。

(2) 6-3 の自己評価

職員は学生の募集から入学、履修相談、日々の生活相談、就職支援、国家試験対策まで、教員と常に連携を図って取り組んでいるため、大学として効果的に機能している。

また、全職員がパソコンを利用して教員との情報の共有化を図っている。それにより、教員の教育・研究を円滑に支援できる体制が整っており、情報の共有、実務能率の迅速化もはかられ、適切に機能している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育・研究支援を円滑にできる体制が構築されているが、さらに効果をあげることができるよう SD(Staff Development)の強化を図り、より高度なニーズに対応できるような体制を構築していく。

[基準 6 の自己評価]

今後の高等教育を取り巻く環境を考慮すれば、職員には、事務処理能力の向上や専門的知識の高度化が求められ、大学の方向性に沿って大学を引っ張っていく人材の育成が不可欠である。その意味で現在学園が取り組んでいる人事施策は、効果があがっている。

[基準 6 の改善・向上方策（将来計画）]

今の施策に満足せず、常に新たな取組みを試していく予定である。学園が求める知識・能力等を明確にし、それを身に付けることを求めていく。目指すところは、小規模多機能型の事務組織であり、またそれに対応できる職員が今後は不可欠である。その

ために、マネジメント能力がある職員、常に自己啓発を忘れず勉強し続ける職員、新たなことに挑戦し続ける職員を育成していく。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の設置者（法人ノースアジア大学）の管理運営体制は、「学校法人ノースアジア大学寄附行為」「学校法人ノースアジア大学組織規程」及び関連規程にも基づき整備されている。

本学の管理運営は「秋田看護福祉大学学則」及び関連規程に基づき管理運営体制が整備されている。

◇法人の管理運営体制

理事長総室・法人事務部は、法人の管理運営に関する業務を遂行している。

<理事会>

理事会は、学校法人の業務を決定・執行する権限を与えられた理事によって構成されている。なお、寄附行為第 6 条により法人の代表権は理事長にのみ与えられている。

学校法人の業務は理事会で決定し、理事会の議事は法令及び寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる（寄附行為第 12 条第 8 項）。また、理事長は法令及び寄附行為に規定する職務を行い、法人の業務を総理し、学校法人の管理・運営の最高責任者として位置づけられている。

<監事>

監事は学校法人の業務執行の状況と財産状況を監査するもので、性格上、各自単独にその業務を行う。

なお、監事の職務については、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、寄附行為第 8 条に規定している。監事は理事会、評議員会に出席することができる。

<評議員会>

学校法人に置かれている合議制の諮問機関である。評議員会は理事長の諮問機関である。寄附行為第 19 条により、予算、借入金及び基本財産、その他重要な資産の処分、事業計画、運用財産中不動産及び積立金の管理、余剰金の処分、寄附行為の変更、寄附行為の施行規則、合併、解散、理事長が必要の認めた事項について、意見を述べることを職務としている。評議員会は合議制の機関であることから、その意見は会議における議事として決定される。ただし、諮問機関である性格上、決定された意見は理事会を拘束するものではない。評議員会の役割は、学校法人に対する意見を広範囲に

求め、その意見を反映させることにより、学校法人の公共性を保つために組織されている。

評議員会は原則として毎年3月と5月の2回行われる定例会と理事長が必要と判断した場合開催される臨時会がある。

◇大学の管理運営体制

<教授会>

教授会は大学の審議機関として原則として月1回開催される。学部長が必要と判断した場合は臨時に招集される。教授会は学部長が招集しその議長となり、専任の教授・准教授・講師・助教で組織されており、所属教員の2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議決される。審議事項は、教育課程に関する事項、学生の入学・留学・休学・退学・除籍及び賞罰に関する事項、学生の試験並びに卒業に関する事項、教育及び研究に関する事項、その他教育上重要な事項である（学則第8条・第9条、秋田看護福祉大学看護福祉学部教授会運営規程）。

<委員会>

教授会の下に各種の委員会を設置し大学運営を行っている。これらの委員会の委員長、副委員長、委員は理事長が任命している。

<大学事務部>

大学事務部は大学の管理運営を事務面から支えるとともに、教育研究支援や学生サポートなどの重要な役割を担っている。

②の視点

役員を選任については、寄附行為に定められ明示されている。

・理事の選任

理事の選任については寄附行為第7条に定められている。理事の定数は寄附行為第5条により5人以上8人以内とされている。理事の選任及び構成は寄附行為第7条により、ノースアジア大学学長、学識経験者で理事会において選任された者1人、理事会において選任された者1人以上3人以内、評議員の内から理事会において選任された者2人以上3人以内となっている。そして、寄附行為第6条により、理事の互選により理事長が選任される。

学長の選任については、「学長選考規程」に定められている。選任手続きは理事長が指名した者について、理事会の同意を得て理事長が任命する。

・監事の選任

監事の選任は寄附行為第8条に定められている。監事の定数は寄附行為第5条第1項第2号により2人とされ、その選任については、寄附行為第8条により、評議員会の同意を得て理事長が選任することとされている。

・評議員の選任

評議員会の定数は理事会定数の2倍を超える数の評議員で組織することになっており（私立学校法第41条第2項）、本法人では寄附行為第14条第2項で11人以上23人以内の評議員をもって組織するとされている。

評議員の選任及び構成は、寄附行為第14条により次のようになっている。

- (1) ノースアジア大学学長
 - (2) 秋田看護福祉大学学長
 - (3) 秋田栄養短期大学学長
 - (4) この法人の教職員のうちから理事会において選任された者 7 人以上 12 人以内
 - (5) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任された者 2 人以上 4 人以内
 - (6) 理事会において選任された学識経験者 1 人以上 4 人以内
- ・その他の大学管理運営責任者の選考・採用
- 役員以外の管理運営責任者の採用や選考（法人の人事案件）については、理事長が行うことになっている。

(2) 7-1 の自己評価

「事実の説明」で述べたとおり、大学及び法人の管理運営体制は寄附行為や学則をはじめとする諸規程により整備されており、管理運営を担う各組織はその機能を適切に果たしている。法人業務は理事会を中心に適正に管理運営されており、決定された事業は適正に執行されている。

評議員には本学学長と福祉学科長が選任されており、本学の意見が反映される体制がとられており、法人との意思統一が図られている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及びその設置者の管理運営体制は整備され、各組織がその機能を適切に果たしている。しかしながら、私学経営の厳しさが増す中で、経営の安定化を規するため、より高度な専門性を有する教育、スペシャリストを育てることに努めなければならない。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

法人の全体の報告及び本学の運営に関する事項は、理事長と本学の学長、学科長、又は各種委員会委員長との面談（週 1 回以上）において情報の交換を行うことにより、恒常的な意思疎通が図られている。その内容は教授会、委員会、学科会議等で説明、報告されている。

本学運営全般に関する重要事項の協議は教授会で行われる。このことにより各教員の理解が得られ、適切な運営に繋がる。教授会、委員会などの各会議には事務職員も一部委員として又は管理者側として出席しており、本学の大学運営に関する諸事業、行事は教員と事務職員の協同で行われている。

学長は専任教員を兼ねており、教学と管理部門は一体となっている。

(2) 7-2 の自己評価

本学の管理部門と教学部門は一体であり、事務組織と教員組織の連携協力体制によって健全な大学運営が行われている。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の運営全般に関しては、これまでの学長・教員組織・事務組織の協力関係を生かし、さらに強化する。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3 の視点》

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の自己点検・評価については、学則第 2 条に「本学は教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、その 2 項に「前項の自己点検・自己評価を行うにあたっての項目設定、実施体制等に関して必要な事項を別に定める」としている。

学校法人ノースアジア大学は平成 5(1993)年には「学校法人秋田経済法科大学（現学校法人ノースアジア大学）自己点検・評価規程」を制定しており、その第 2 項に「法人の自己点検・評価制度は、建学の精神・教育理念に基づく教育研究及び管理運営等の状況について、自ら点検・評価を行い、改善に努め、その結果を公表し、本法人の存立意義を広く社会に提起し、教育・研究の向上と活性化に努めるとともに、管理運営等の適正化を図ることを目的とする」と定めている。

②の視点

本学は平成 17(2005)年 4 月に開学し、完成年次である平成 20(2008)年 12 月、大学設置・学校法人新議会大学設置分科会から設置計画履行状況調査を受けている。

その後、今回の大学認証評価を受けることから、本学は自己点検・自己評価を行っていない。しかしながら、FD（ファカルティ・デベロップメント）推進委員会を中心とする教員の資質向上を目的とする活動や法人及び本学の大学運営体制の見直しを行っている。

③の視点

本学の FD 推進委員会が行っている「学生による授業評価アンケート」は学生に公表され、教員はその結果に基づく対応を FD 推進委員会に提出しなければならない。また、本学は任期制であり、教育・研究・大学運営等への貢献度が評価対象になっている。

各種委員会は活動計画と活動の総括及び次年度の引継ぎ事項を学長に報告している。

(2) 7-3 の自己評価

FD の活動は評価できるが、自己点検・自己評価の大学運営への反映はさらに努力が必要である。特に、指定規則の変更に伴うカリキュラムの改正が頻繁に行われることでもあり、その遂行経過や成果を自己点検・自己評価する必要がある。今回の大学認証評価を始点に、今後の定期的実行を計画する。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

今回大学認証評価および今後の自己点検・自己評価、「学生による授業評価アンケート」、教員の授業見学などの FD 活動を確立し、その改善を行い、本学の大学運営・教職員の資質の向上に努める。各種委員会や各学科による総括および引継ぎ事項による大学の教育研究および大学運営に対する自己点検・自己評価は毎年行い、4 年毎にまとめる。

[基準 7 の自己評価]

大学の使命・目標を達成するために、本法人と本学は連携協力し、機能的に運営されている。この運営に関する規則・規程は整備されており、大学運営は教授会と委員会を中心として教員と事務職員の共同でなされている。

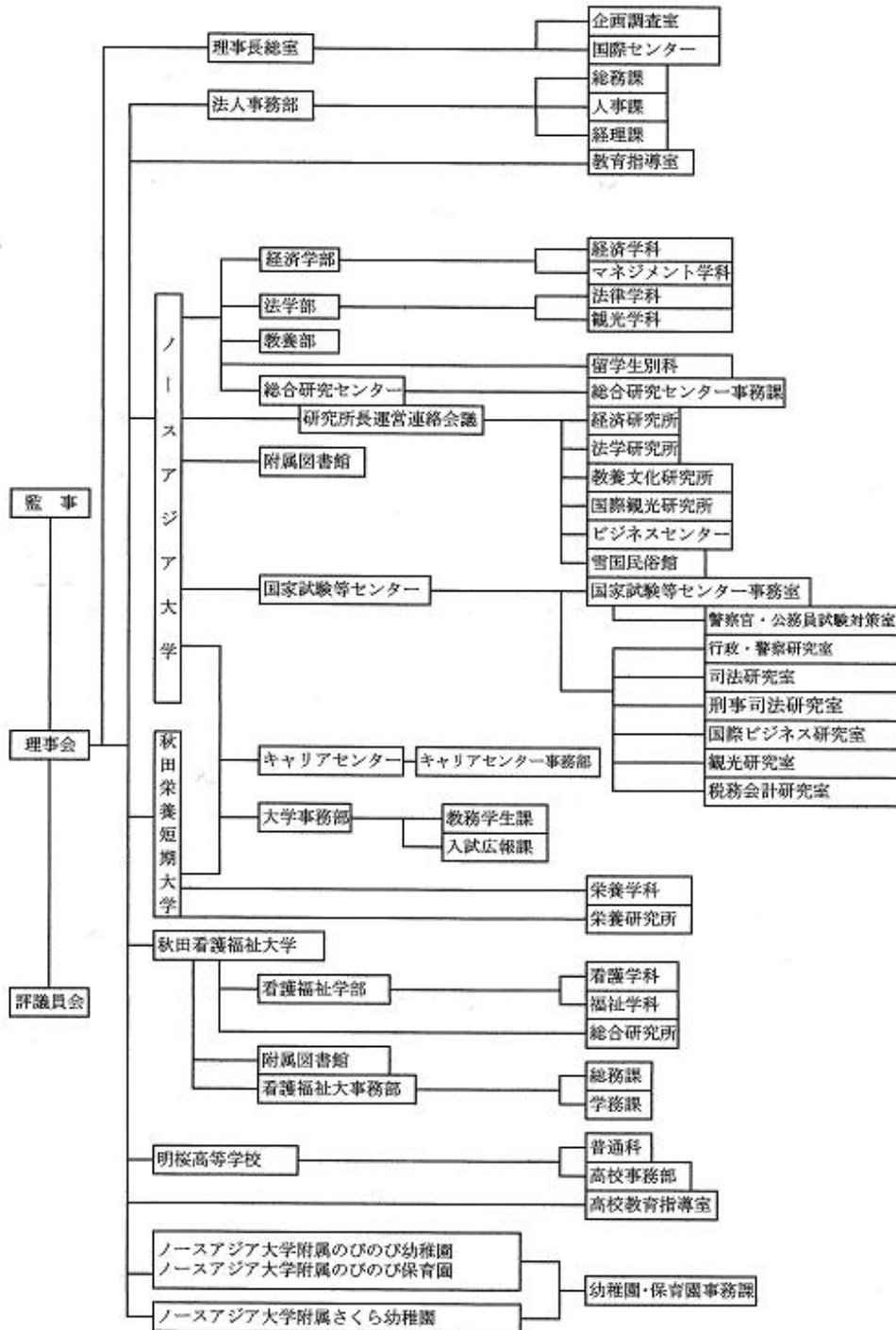
[基準 7 の改善・向上方策（将来計画）]

本学は本法人と距離的に離れているが、法人との情報交換は密に行われている。事務部幹部および教員管理職と理事長又は法人事務部とは定期的に面談や学内メールでのきめ細かい意思疎通が行われている。ただ、緊急的判断が必要な場合の伝達の仕方、および円滑な起案の実行に工夫が必要である。

今回の大学認証評価の結果を踏まえ、大学の管理体制・教育研究組織・委員会組織が、新しい時代に沿った、地域社会に貢献する大学として発展するよう改善に努める。

そのためにも、本学の自己点検・自己評価は少なくとも 4 年に一度は行う必要があるが、毎年の見直し作業は欠かせない。

学校法人ノースアジア大学組織図



基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1の事実の説明（現状）

①の視点

「データ編」表 8-1 に示すとおり、本法人の収入は、帰属収入の 58.3%を占める学生生徒等納付金と 22.7%の補助金であり、学生生徒等納付金比率は、全国同規模法人平均 72.7%ではあるが、補助金比率については、全国平均 12.9%よりも高い値である(出典:『平成 22 年(2010)年度版 今日私学財政』)。また、本法人は、平成 17(2005)年度より無借金経営を継続しており、「データ編 8-3」に示すとおり、総資金に占める自己資金の割合が 96.6%であり、教育研究目的を達成するために必要な資金の短期的な支払能力を判断いわれる流動比率は、532%で全国の全体平均 232.7%よりも高く、資金繰りには、支障のない状況にある。

以上のとおり大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤は、確保されており、その収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

平成 22(2010)年度の本法人及び大学単独の財政比率は、「データ編」表 8-1、表 8-2、表 8-3 のとおりとなる。(参考までに各比率の行末に数値の高低の評価を記載している。また、高低で評価できない比率については対象外としている。)

◇表 8-1、表 8-3 財務比率比較表

1) 平均よりも良好あるいは、同程度(全国平均と同規模法人平均の中間のものを含む)のもの

<消費収支計算書関係比率>

財務比率名	本法人比率	全国平均	同規模法人平均	評
人件費比率	50.1%	52.6%	49.4%	低い値がよい
借入金等利息比率	0.0%	0.4%	0.4%	低い値がよい
消費収支比率	92.5%	110.8%	108.9%	低い値がよい
帰属収支差額比率	7.8%	3.7%	△0.3%	高い値がよい
補助金比率	22.7%	12.9%	10.7%	高い値がよい

<貸借対照表関係比率>

財務比率名	本法人比率	全国平均	同規模法人平均	評
固定資産構成比率	84.9%	86.8%	83.2%	低い値がよい
流動資産構成比率	15.1%	13.2%	16.8%	高い値がよい
固定負債構成比率	0.5%	7.5%	11.4%	低い値がよい
流動負債構成比率	2.8%	5.7%	5.9%	低い値がよい
自己資金構成比率	96.6%	86.8%	82.7%	高い値がよい
消費収支差額構成比率	6.7%	△8.1%	△21.3%	高い値がよい
固定比率	87.8%	100%	100.6%	低い値がよい
固定長期適合率	87.4%	92.0%	88.4%	低い値がよい
流動比率	532%	232.7%	287.3%	高い値がよい
総負債比率	3.4%	13.2%	17.3%	低い値がよい
負債比率	3.5%	15.2%	20.9%	低い値がよい
前受金保有率	1019.9%	298.1%	532%	高い値がよい
退職金引当預金率	154.6%	70.6%	36.7%	高い値がよい
基本金比率	100%	96.9%	96.1%	高い値がよい

2) 平均よりも下回るもの

<消費収支計算書関係比率>

財務比率名	本法人比率	全国平均	同規模法人平均	評
人件費依存率	85.9%	72.4%	174.4%	低い値がよい
教育研究経費比率	30.7%	30.9%	42.9%	高い値がよい
管理経費比率	10.8%	10.3%	6.4%	低い値がよい
寄付金比率	0.1%	2.5%	1.8%	高い値がよい
基本金組入率	0.4%	13.1%	7.9%	高い値がよい

②の視点

本法人の会計処理は、学校法人会計基準及び本法人諸規程に従い適切に行われている。

予算については、理事会で決定された予算編成基本方針に基づき、法人事務部経理課が各部署とヒアリングを行ない、査定したうえで事業計画書や収支予算書の作成を行う。その後、評議員会ならびに理事会の審議を経て事業計画と予算書を決定している。

決定された予算は、各部署に予算決定の通知と内容を説明のうえ配当し、執行され

ている。予算は、法人事務部経理課において予算管理を行い、会計処理については部署ごとに確認や事前相談による指導を行なって、不適切な会計処理が行われないように注意をしている。

さらに会計処理上判断が困難な場合は、公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団に連絡を取り指導を受け、適切に進めている。

③の視点

本法人では、公認会計士による監査と監事による監査を行なっている。公認会計士による会計監査を年間約70日間実施されている。

また、法人の監事は、理事会に毎回出席し、運営及び法人の業務に関する監査や、決算時の監査を行い監査報告書を作成して、5月の理事会・評議員会に監査報告をしている。

(2) 8-1の自己評価

消費支出比率は低い値が良いとされているが、本法人の消費支出比率は、92.2%で低い値となっている。これは自己資金が充実しており、経営に余裕があることを示している。また、基本金比率は、高い値が良いとされているが、本法人は上限の100%で、全体平均96.9%、同規模法人平均96.1%よりも高い値である。このことは100%に近いほど未組入額が少ないことを示すと同時に本法人が借入金や未払金をもって資本金組入対象資産を取得していないことを意味している。さらに、固定資産の自己資金に対する割合を示す固定比率は、低い値が良いとされ、本法人は、87.8%で全体平均100%、同規模法人平均100.6%よりも低い値である。このことは、学校法人が教育研究事業を行なうために必要不可欠な固定資産に、返済する必要のない自己資金を投下している割合が高いことを示している。

以上のことから、本法人は、教育目的に必要な基盤を有しているといえる。

消費収支差額構成比率は、消費収支差額の総資産に占める構成割合であるが、消費収支差額は支出超過（累積赤字）であるよりも収入超過（累積黒字）であるほうが良いということから高い値が良いとされる。本法人は6.7%で、全体平均△8.1%、同規模法人平均△21.3%よりもかなり高い値である。このことから本法人は、累積黒字の値が高いことを示している。

また、消費収支比率は低い値が良いとされるが、本法人は92.5%で全体平均110.8%、同規模法人108.9%よりも下回っており収入と支出のバランスのとれた運営を行なっている。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

高い値がよいとされている補助金比率が本法人の場合には22.7%となって、全体平均12.5%同規模法人平均10.7%よりもかなり高い値である。一般的には本法人全体として、補助金の多い優良法人であるとの見方もあるが、秋田県からの補助として看護師養成および社会福祉士、介護福祉士の養成校である秋田看護福祉大学と明桜高等学校への補助金が法人全体の補助金の中での割合が大きい。

大学単独での補助金比率は37.5%と高い値となっている。（高い値が良いとされる）

国又は秋田県からの補助金において、財政的削減により厳しさが増すことが予想されるが、今後の、大学経営では、より積極的な増収を図らなければならないと考える。現在、学科毎に私立大学等経常費補助金特別補助、科学研究費補助金及び受託研究、共同研究による助成金等について積極的に資金の獲得に努めており、将来的にも補助金の申請・獲得を協力を推進していく予定である。

18歳人口の減少を受け、主な収入源である学生生徒等納付金が平成18年度と比較して平成22年度では31.7%の減収となっており、学生の確保は極めて重要な問題となっている。数年前から、学生募集対策チームを設置して学生募集を推進しているが、さらに実効ある学生募集対策を実施し、学生を確保することで、学生生徒納付金の増収を計っていききたい。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

平成17(2005)年4月1日からの私立学校法の改正により本学でも、公共性を有する法人(大学)としての立場から説明責任を果たし関係者の理解と協力を得るために、利害関係者より財務情報の閲覧請求があった場合は、閲覧を可能としている。閲覧することができる財務情報関係書類としては、資金収支予算書・計算書、消費収支予算書・計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事による監査報告書などの諸書類を法人事務部などの各施設に備えている。

その他の公開方法としては、本法人のホームページで一部公開している。その他は、学園広報誌である「さくら」に資金収支予算書・計算書、消費収支予算書・計算書、貸借対照表の概要を掲載している。

(2) 8-2の自己評価

公開方法において、保護者等関係者をはじめ一般の方々に理解と協力を得ていくためには、閲覧しやすい環境と、公開手段をさらに検討しなければならない。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開では、大学に対する的確な理解を得るためにも、資金収支予算書・計算書、消費収支予算書・計算書、貸借対照表の概要を掲載した学園広報誌「さくら」を本学ホームページ上に掲載するのみにとどまらず、解説や図表なども取り入れるなどの工夫をして、より積極的な情報公開に努め、さらに情報公開に関する規程を整備することが必要である。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各

種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8-3 の事実の説明（現状）

本学の総合研究センター主催による、教職員・一般市民を対象とした資格取得講座や公開講座を行っており受講料を徴収している。毎年公開講座が行われていることにより、参加者も増加していることから収入も増加傾向にはあるが、経費も収入と同程度掛かり、収支の改善にはいまだいたっていない。また、併設されている二つの幼稚園では時間外保育時の預り保育を行っており、それらの収入も法人への補助活動収入に計上され年間 400 万円程度の収入を得ている。さらに、施設利用料収入については、毎年公共機関や関係団体（商工会議所など）を中心に、一般向けに施設・設備の貸出を行い、年間 600 万前後の収入を得ている。

補助金収入は、平成 22（2010）年度私立大学経常費補助（一般補助・特別補助）として 1 億 3000 万円、秋田県からの補助金として 5 億 9100 万円の収入を得ている。

また、科学研究補助金やその他各種補助金に対する取り組みとしては、秋田看護福祉大学においては、平成 22（2010）年度の科学研究費補助金として 5 件が継続研究費として交付されている。他には、平成 22（2010）年度財団法人喫煙科学研究財団より研究助成の交付を受けている。平成 23（2011）年度の科学研究費補助金においては 5 件応募し、新たに 1 件が、教育研究の取り組みとして採択されている。ノースアジア大学においても、平成 22（2010）年度の科学研究費補助金において 7 件応募し、1 件が採択されている。平成 23（2011）年度も引き続き、科学研究費補助金の申請を行っており、外部資金導入のため努力を行っている。その採択によって一定の外部資金導入も行われている。

(2) 8-3 の自己評価

本法人は、外部資金のうち資産運用収入については、有価証券等の安定した利金の確保に努めており、決算時には、予算額をほぼ確保している。

事業収入については、寮会計・補助活動収入など年々収入の増加が見られるが経費も同様に掛かっているため、内容の充実のみではなく、収支についても検討すべきところである。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学において、それぞれの大学の専門分野に関する調査研究依頼があれば積極的に行うよう努力したい。また、科学研究費補助金・特別補助金の申請については、教育の推進は勿論であるが、採択されるための方法についての検討や研究の必要がある。そのためには、学部・学科ごとに申請目標を定め、獲得できるように努めたい。

今後は、組織的に教員と事務サイドの連携のもと外部資金導入に向けて活発な活動を行っていく。

[基準 8 の自己評価]

財政基盤と適切な運営および会計処理

教育目的を達成するために必要な財政基盤を有しており、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

会計処理は、学校法人ノースアジア大学経理規程に基づき管理され、適切に処理されている。

財務情報の公開

学園広報「さくら」に法人全体の資金収支及び消費収支の予算、決算、と貸借対照表と予算概要、決算概要を掲載するほか学園のホームページ上にも広報「さくら」を掲載しており、財務情報の公開は適切な方法でなされている。

外部資金の導入等の努力

法人全体では、外部資金としての補助金は、国庫補助と比較して地方公共団体からの補助金額が比較的多く良好な状況といえる。補助金の獲得のためには、一般補助の他、特別補助の公募についても、採択されるための方法について検討や研究のもとに、外部資金の導入の努力が必要である。

[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]

大学としては、補助金獲得のため将来的にも私立大学等経常費補助金特別補助、科学研究費補助金、受託研究・共同研究による助成金等について補助金の申請を協力を推進していく予定である。同時にさらに実効ある学生募集対策を計画し実施することにより、学生を確保し学生生徒等納付金の増収を図りたい。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

①の視点

＜校地・校舎＞

校地・校舎の面積は表 9-1-1 に示すように、大学設置基準上の必要面積を満たしている（データ編：表 9-1 校地、校舎等の面積）。

表 9-1-1 秋田看護福祉大学 校地・校舎の面積

	本学の面積 (m ²)	設置基準上必要な面積 (m ²)
校地面積	40,669.0	3,600.0
校舎面積	11,740.7	4,759.6

校舎の概要は次のようになっている（データ編：表 9-3 学部の学生用実験・実習室の面積・規模）。

表 9-1-2 秋田看護福祉大学 建物の概要

名称	面積(m ²)	名称	面積(m ²)
校舎	11,740.7	LL 教室	160.1
附属図書館	704.0	体育館	1,000.7
学生 OA 室	169.7	クラブハウス	484.6

講義室は 8 室あり（大教場 1、中教場 2、小教場 5）、その他に LL 教室、OA 教室、実習室がある。実習室は看護学科が使用する基礎看護実習室、成人・地域看護実習室、小児・母性看護実習室及び福祉学科が使用する家政実習室、介護実習室、入浴実習室がある。これらの実習室には実習に必要な設備、機器、用具、消耗品があり、学生の技術習得に使用している。その他に実験実習に使用する自然系実習室があり、主に生化学的な内容の専門基礎演習や教員の研究に使われている。演習室は 10 室あり、グループ演習・卒業研究・ゼミ・学生の自習に使用されている。

クラブハウスには 20 室のサークル室があり、文化局、体育局のサークルが使用している。

学生 OA 室、就職資料室、附属図書館閲覧室、研究室等にはパソコンが配備され、インターネットを利用でき、教育・研究に利用出来るようになっている。学生 OA 室には 61 台のパソコンがあり、学生が授業を受けるには十分である。

<附属図書館>

附属図書館には 100 席の閲覧席があり、視聴覚資料室にはビデオや DVD(Digital Video Disc)が豊富に整えられ、教育に活用されている。附属図書館には OPAC(On-Line Public Access Catalogue) (所蔵目録検索システム) も導入され、教員は研究室から図書の検索が出来る。また、学外からの検索も可能である。学生がパソコンを持参して利用することも出来る。教員用の閲覧室も 2 部屋あり、落ち着いて資料の収集ができるように配慮されている。視聴覚資料室には各種のビデオ・DVD があり、個人・グループでの使用が可能であり、授業のための教員への貸し出しも頻繁に行われている。また、複数の文献検索サイトを契約しており、学生や教員の教育研究活動に大いに利用されている。

<体育館>

体育館は体育（「健康と運動」）の実技、サークル活動、体育祭、大学祭など、学生に有効に活用されている。また、近隣の中学校などからの借用があり、地域にとっても必要な施設となっている。

<附属施設>

食堂のほか、休憩・談話のできるホールが食堂前に設けられている。サークル棟は体育館の手前に隣接されている。学生のロッカールームには在学生分のロッカーが備えられ、シャワールームも設備されている。

(2) 9-1 の自己評価

運動場は校舎と離れているが、その他の施設の使用は学生にとって便利であると思われる。学生用のパソコンは学生 OA 室や図書館にある。学生 OA 室は授業で使っていない時間帯は自由に使用でき、午後 9 時まで使用可能である。また、学内実習室は午後 7 時まで使用することが出来、授業以外にも技術の確認などにも学生が自主的に使用しており、学生にとって恵まれた教育環境にあるといえる。

附属図書館も広く、設備が充実しており、視聴覚資料が十分に備わっており、授業等で活用されているのが特徴である。授業等で必要なプロジェクターやスクリーンも順次整い、増加する使用頻度に見合う設備が確保されている。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

教場の設備は機器の買い替えなど、大学建築後 15 年が経過し、建物や設備の計画的なメンテナンスも必要である。今後、機器の進歩に合わせた設備投資が必要と思われる。

9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2 の視点》

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

(1) 9-2 の事実の説明（現状）

校舎は平成 8 年、本学前身である秋田桂城短期大学の設置の際に建設された。従って、昭和 56(1981)年の建築基準法改正後に基準に沿って建築がなされているため、耐震性での安全性は確保されている。建物の付帯設備（電気・空調・照明・防火等の各設備）や昇降機類（エレベーター）は、法令に基づく定期の自主点検及び法定点検の調査結果により、その都度、必要に応じて改善措置を講じている。

施設の安全の保安・維持管理を図るために、民間警備会社と契約し学内の警備体制を講じている。

また、万一に備えて緊急連絡網をつくり、いつでも対応できるように体制を整えている。防災体制については、火災・震災等に対する人命の安全及び被害の軽減を図る目的から、学内に「防災対策委員会」を組織し、消防署の指導のもとに運営を行っている。その他に、総務課の職員が随時施設・設備の巡回点検を実施し、その点検結果について検討を加えて必要な補修・整備等の改善につなげている。

バリアフリーについては、学内にスロープ・障害者トイレ等が整備されており、車椅子での利用が可能である。大学祭には車椅子での参加者もみられる。

(2) 9-2 の自己評価

建物及び付帯設備等については、定期点検を行い、必要な補修や改善措置により安全性を確保している。また、設備の安全と保安・維持管理を図るために、警備体制、防災体制を敷くと共に、総務課職員による施設・設備の巡回点検により、補修・整備、安全性の確保をしている。バリアフリーについては、看護学科・福祉学科があることもあり、十分に対応している。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

安全かつ快適な教育研究環境を維持するために、法定による定期点検はもちろんのこと、総務課を中心に使用実態に即した点検・整備を行い、必要な補修・改善措置を継続的に行う。また、今後は防災訓練を定期的に行うなど、より充実した危機管理体制をとらなければならない。

9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3 の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-3 の事実の説明（現状）

・緑化状況について

校舎の周囲に芝生を整備し、樹木の適切な配置により緑化は周辺の景色とマッチしており、学生や教職員に憩いの雰囲気を提供している。また、周囲の環境にも溶け込

んでいる。

- ・喫煙について

本学は大学設立の時から構内を全面禁煙としている。

- ・食堂

食堂は民間委託業者が営業している。提供は昼食のみである。食堂が営業していない時、食堂は学生の談話・コミュニケーションの場であると同時に、勉学に利用されている。冷暖房が整い、テレビもあり、学生にとっての憩いの場であり、議論・勉学の場である。

(2) 9-3 の自己評価

快適な教育研究環境を確保するため、建物の景観維持、学内の緑化、禁煙に配慮し、学内ホール、食堂などの設置を図っている。本学は小規模であり、敷地も広くはないが学内の施設は附属図書館など、利用しやすい環境にある。また、本学の周辺にはコンビニや食堂などがあり、生活にも便利な環境にある。さらに、大館駅から徒歩10分程度と通学・通勤に便利である。

(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は周囲の環境が生活圏と重なるため、かなり便利性の良い立地条件にある。アパートも近くにあり、自宅通学者以外は通学に便利である。保護者の中には寮を望む人もいるが、前身の短期大学設置時から、大館市民の為にも民業活用を基本としている。この点については、実際に本学を見て保護者も納得している。

大館市内には専門書を扱う書店がない。現在は通販や秋田市からの出張販売に頼っているが、今後は教科書や参考書の購入をいかに便利にするかを考えなければならない。

[基準9の自己評価]

現状では校地・校舎ともに設置基準を満たしており、校舎、体育館、サークル棟等の施設設備は良好な状態で整備され、有効に活用されている。また、これらの施設設備は、教育研究活動の目的を達成するために、適切に維持、運営されている。

建物及び建物付帯設備については、定期点検等を行い、必要な修理・改善措置により、安全性を確保している。また、施設の安全と保安・維持管理を図るために、警備体制、防災体制を敷くとともに、施設・設備の循環点検による補修・整備、安全性を図っている。また、基本的なバリアフリー化は行われている。

快適な教育研究環境を確保するため、建物の景観維持、学内の緑化、禁煙、食堂・学内ホール等の談話ができるスペースの設置を図っている。これにより、全体としては快適なアメニティとしての教育研究環境が整備され、有効に活用されている。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

本学の施設設備については、適切に維持・運営されている。施設設備の維持・運営においては、より安全性を重要視した管理体制を構築し、きめ細やかな対応に心がけ、

秋田看護福祉大学

自己や災害の起きないように、常に見直しを図りながら、改善につなげていく。

快適でより安全性の高い教育研究環境を構築していくために、中・長期的な視点で整備・運営・管理に関する計画を立て、毎年の予算設定において、緊急性や必要性等を考慮して整備の順位づけを行い、教育研究目的を達成するために必要な施設設備の整備・維持に努めていく。

本学の校舎配置及び平面図は下図のようになっている。

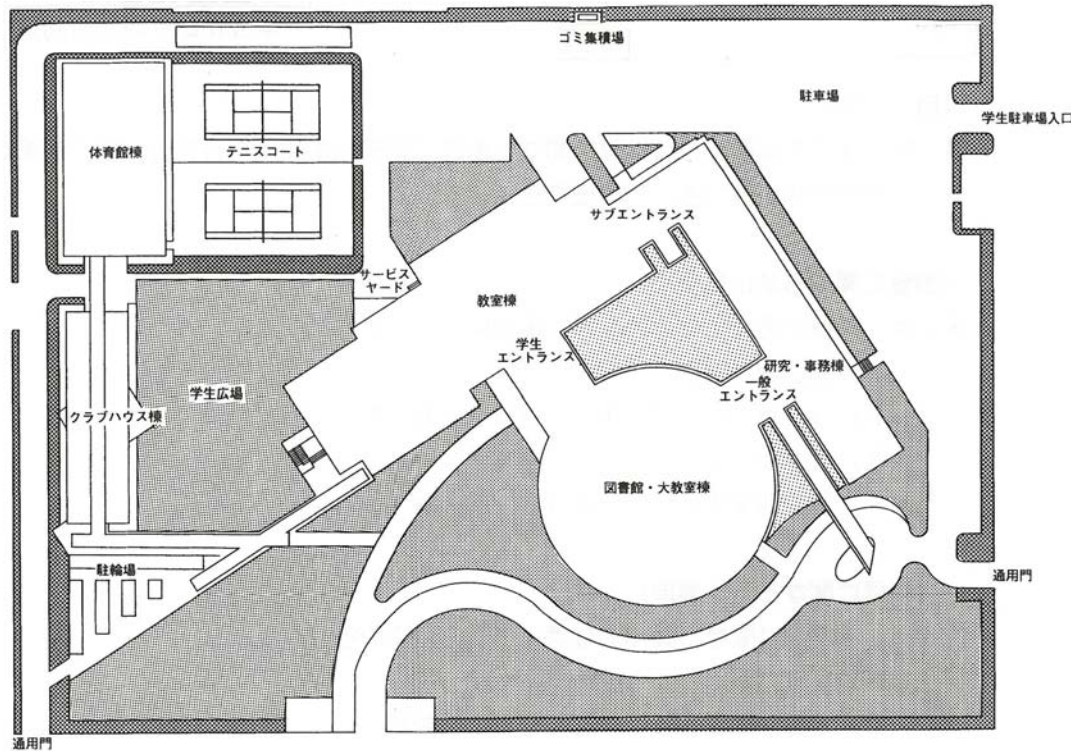


図 9 - 1 - 1 校舎配置図

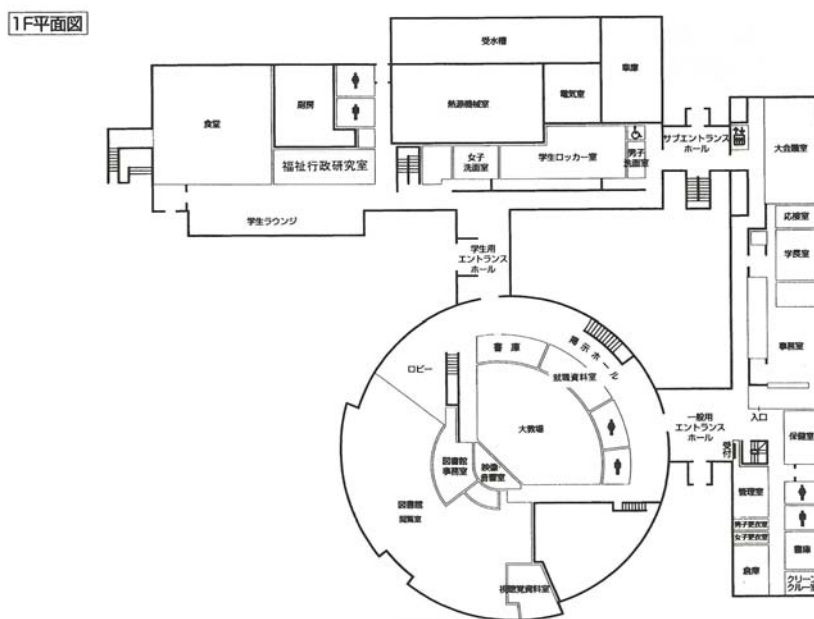


図 9 - 1 - 2 1 階平面図

秋田看護福祉大学

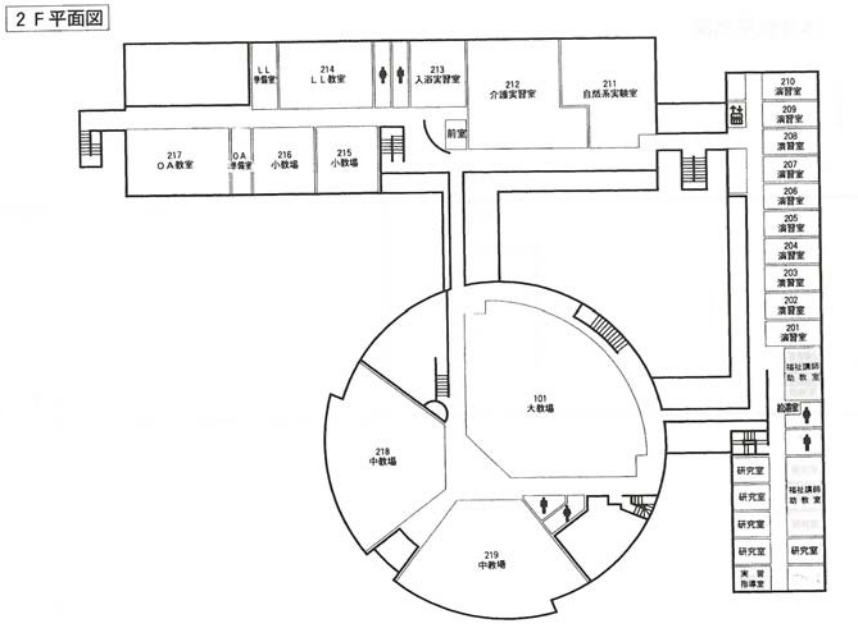


図 9-1-3 2 階平面図

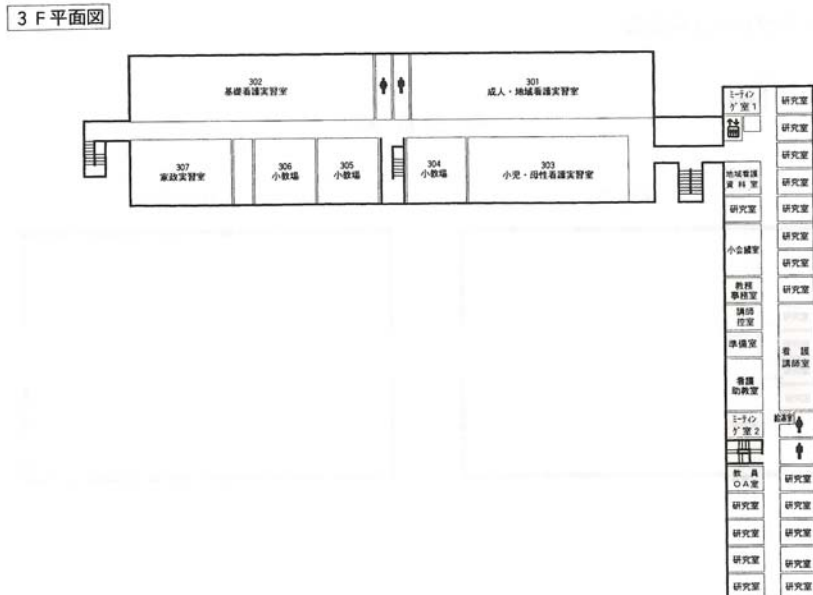


図 9-1-4 3 階平面図

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1 の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1 の事実の説明（現状）

①の視点

大学の施設は教場や体育館等を学校や一般市民も所定の手続きを経て利用できる。附属図書館は図書の利用・貸出ともに所定の手続きを経て社会人の利用が可能である。看護および福祉の学科で構成されている大学であるため、それらの専門書が多く利用されている。

本学の教員は地域の介護認定審査会や各種委員会等に委員として参加している。また、各種講演会の講師として活動している。本学の大学公開講座は大館市と共催の講演会で、秋田桂城短期大学と秋田看護福祉大学を通してすでに 16 回開催されている。平成 22(2010)年度の公開講座は 3 日間行われ、延べ 130 人が聴講した。

さらに、高校・中学への出張講義等も行っている。

昨今注目されるのは、講演会に男性の参加者が増えてきたことである。高齢化社会においては、男性も女性と同じように、介護や医療への関心を持つことが必須である。本学は秋田県北部にある唯一の大学として、また、福祉職・看護職の人材を育成する大学として地域にとって貴重な存在であり、専門職の物的・人的資源を有しているという自負のもとに、大学を運営している。

表 10-1-1 平成 22(2010)年度（第 16 回）・平成 23（2011）年度（第 17 回）（予定）
大学公開講座

開催日	テーマ	講師
平成 22 年 7 月 13 日（火）	上手に使おう薬と食品	田中禮子教授
平成 22 年 7 月 14 日（水）	福祉夜話あれこれ	柴田 博教授
平成 22 年 7 月 15 日（木）	地域社会における健康づくりと生活者個人の役割	池田信子教授
平成 23 年 7 月 12 日（火）	胎教の効果	村上京子教授
平成 23 年 7 月 13 日（水）	脳卒中 －退院後の生活支援の仕組みづくりを考える－	赤羽卓朗教授
平成 23 年 7 月 14 日（木）	ターミナルケア（命のバトン）	田口牧子教授

表 10-1-2 地域の委員会・審議会等への本学教員の派遣

大館市立総合病院治験審査委員会委員	田中禮子教授 池田信子教授
大館市生涯学習協議会委員	田中禮子教授
おおだて発人間力創造コンソーシアム運営委員会委員	田中禮子教授
大館市企業誘致促進協議会委員	田中禮子教授
大館市次世代育成支援対策地域協議会委員	岩間薫教授
大館市保健センター運営委員	日景真由美准教授
社会福祉法人大館圏域ふくし会評議員	成田猛教授
社会福祉法人花輪ふくし会サービス点検調査委員（苦情処理第三者委員）	成田猛教授
大館市障害者施策推進協議会委員	柴田博教授
大館市障害程度区分認定審査会委員	柴田博教授
大館市介護保険施設等の整備事業者審査委員	柴田博教授
社会福祉法人大館圏域ふくし会苦情解決第三者委員会委員	高橋和幸准教授
横手市健康の駅推進会議委員	高橋和幸准教授
大館市環境審議会委員	村田道彦講師
社会福祉法人大館市社会福祉事業団「苦情解決第三者委員会」委員	村田道彦講師
大館市障害者自立支援協議会委員	村田道彦講師
大館市環境審議会委員	奥野智旦教授
秋田県感染症診査協議会委員	佐藤孝講師

また、委託事業等においても本学の人的・物的資源が社会に提供されている。

(1) (秋田県受託事業)「女性の健康支援事業における思春期からの健康支援事業」

秋田県では 20 歳未満の人工妊娠中絶数が増加していること、性感染症・エイズの報告件数が減少傾向にないことから、平成 13(2001)年度から思春期健康教育の手法の 1 つであるピアカウンセリングの実践の推進してきた。平成 13(2001)年度から平成 15(2003)年度までは秋田中央健康福祉センター（現、秋田中央地域振興局福祉環境部）の事業として行われ、ピアカウンセラーの養成と高校生へのピアカウンセリングの実践により、普及面においても着実な進展がみられた。さらに、平成 16（2004）年度からは全県的な推進に向けての事業が展開された。本学では、平成 17(2005)年度から平成 20(2008)年度は北秋田地域振興局大館社会環境部において、「いきいき北秋田思春期ヘルスサポート事業」を展開した。また、ピアカウンセラーの育成・支援のための「ピアカウンセリング事業」を行った。

平成 21(2009)年度からは「女性の健康支援対策事業における思春期からの健康支援事業（高校生を対象にしたピアカウンセリングの開催等）」を行っている。

本学は 6 年間継続してピアカウンセリング事業を秋田県から委託され、思春期ピアカウンセラーをベーシックセミナーで 65 名、フォローアップセミナーで 35 名養成した。ピアカウンセリング実施回数は 47 回である。（IV. 特記事項参照）

(2) 秋田県横手市「健康の駅」事業への協力

秋田看護福祉大学福祉学科高橋和幸准教授ゼミナールでは、秋田県横手市が全国に先駆けて行っている行政主導型「健康の駅」事業の推進に協力している。この事業では、交流拠点となるトレーニングセンターを大規模駅、公民館・校区単位で取り組む健康づくり活動の中規模駅、町村会単位での健康づく活動を小規模駅と見立てて、「子育て支援」「幼児・学童期の健全育成」「働き盛り世代の生活習慣病予防」「介護予防」といったそれぞれのライフステージにおける健康支援を行っている。

高橋ゼミでは事業現場の調査に協力し、その報告を行い、今後の健康の駅事業推進のための提言を行った。また、これらの活動は本学のホームページに掲載した。(IV. 特記事項参照)

(3) 秋田県・鹿角市協同事業「元気ムラ・プロジェクト」

平成 23(2011)年度から始まる集落支援事業である。鹿角市は北東北 3 県のほぼ中央となる北東部に位置し、人口 35、606 人、13、385 世帯、高齢化率 32.2% (いずれも平成 22(2010)年) の農業と観光の市である。面積の 8 割を森林が占めており、山間部には集落が点在している。限界集落 (65 歳以上が 50%以上) が 8 集落、準限界集落 (55 歳以上が 50%以上) が 93 集落存在する。

◇鹿角市の平成 23(2011)年度の事業内容

- ①集落支援員を配置し、本学の学生と共に個別調査を行う (本学の夏休み期間中)。
・甚兵エ川原自治会 ・三ツ矢沢下新田自治会 ・三つ矢沢中新田自治会
- ②調査内容の分析結果は平成 24(2012)年度の事業に反映させる。
- ③集落ワークショップを開催し、住民主体で集落の 5 年後を見据えた計画づくりをしてもらう。
- ④本学は学生ボランティア (12 名) と教員 (2 名) が集落調査に協力する。この事業は高齢者の健康支援や「生きがづくり」への支援であり、看護・福祉の学生として地域に役立ち、自分たちの成長にもなるものである。

(2) 10-1 の自己評価

小規模大学であり、活動できる教員数も限られているが、それらの教員の専門知識や専門技術を存分に活用しての地域貢献が行われている。それは本学の地域に根ざしての教育研究活動が認められてきたことを意味する。

(3) 10-1 の改善・向上方策 (将来計画)

大館市や県北地域にとって、本学の存在は揺ぎないものになっている。しかしながら、全国的な視野・国際的な観点に立って知識・技術を吸収し、開発し、それを地域に伝達・啓蒙する努力はまだ十分ではないと感じている。大学における研究活動の活発化と共に、このような面にも努力が必要である。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明（現状）

①の視点

本学は「大学コンソーシアムあきた」に参加し、県内の高等教育機関との交流や連携を図っている。この組織は平成17(2005)年3月に設立された。秋田大学をはじめとする県内14の高等教育機関が相互の交流を深め、それぞれの教育・研究活動の活性化を図り、その成果を地域社会に還元することを目的としている。

また、本学は平成19(2007)年度から「大学コンソーシアムあきた」のメンバーとして県内14の高等教育機関で構成されている「秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定」に参加しており、平成22(2010)年度は前期7科目、後期6科目の授業を提供していると同時に、多くの講座に教員を派遣している。

◇「大学コンソーシアムあきた」構成機関

- ・秋田大学 ・秋田県立大学 ・国際教養大学 ・ノースアジア大学
- ・秋田看護福祉大学 ・日本赤十字秋田看護大学 ・秋田公立美術工芸短期大学
- ・秋田栄養短期大学 ・聖霊女子短期大学 ・日本赤十字秋田短期大学
- ・聖園学園短期大学 ・秋田工業高等専門学校 ・放送大学秋田学習センター
- ・秋田職業能力開発短期大学校

表10-2-1 平成22(2010)年度「大学コンソーシアムあきた」における本学の活動

月 日	テーマ	場 所	講 師	
高大連携授業				
7月10日(土)	日本人のがん予防	秋田看護 福祉大学 (大館市)	看護 学科	水木暢子教授
7月17日(土)	高齢者の特徴を理解する			福岡裕美子 准教授
7月24日(土)	癒しと看護			今野修助教
7月31日(土)	母子の支援 ～母乳と赤ちゃんの清潔～			大瀬富士子 准教授
連携講座				
12月18日(土)	高齢者虐待の現状と課題 ～高齢者虐待防止法の理解 を通じ予防法を考える～	カレッジ プラザ (秋田市)	福祉 学科	工藤英明講師
社会人講座				
7月3日(土)	個人の健康とライフスタイル	カレッジ プラザ (秋田市)	看護 学科	池田信子教授
7月10日(土)	ライフステージでみる家族 の健康課題			
7月17日(土)	地域社会における健康づく りと生活者個人の役割			

表 10-2-2 平成 23(2011)年度「大学コンソーシアムあきた」における本学の活動
(予定)

高大連携授業				
月 日	テーマ	場 所	講 師	
6月4日(土)	人を助けること ～福祉の仕事のやりがい～	秋田看護 福祉大学 (大館市)	福 祉 学 科	高橋和幸准教授
6月11日(土)	福祉と人権			板東一仁講師
6月18日(土)	高齢化における介護について			村田道彦講師
7月2日(土)	カウンセリング技術			成田猛教授
7月9日(土)	地域で行われている看護を知る	秋田看護 福祉大学 (大館市)	看 護 学 科	日景真由美准教授
7月16日(土)	訪問看護ってなあに?			佐藤厚子講師
7月23日(土)	脈を知る			黒澤繭子助教
7月30日(土)	コミュニケーションスキル を磨こう			佐藤純子講師
中大連携授業				
未定	たからもの ～You & I [思春期ピアカウンセリング] (参加型)	未定	看 護 学 科	岩間薫教授
市民公開講座				
8月20日(土)	現代社会と社会保障制度	カレッジ プラザ (秋田市)	福 祉 学 科	柴田博教授
8月27日(土)	社会保障の基本的な考え方 と発達			
9月3日(土)	社会保障制度の仕組み			

表 10-2-3 平成 22(2010)年度・23(2011)年度
単位互換授業履修対象科目

	科 目 名	担当教員
平成 22 年度 前期	心理学	成田猛教授
	社会学	石川雅典教授
	生命科学	奥野智且教授
	環境と人間生活	後藤忠志准教授
	秋田の風土と生活	後藤忠志准教授
	家族看護学	池田信子教授
	発達と老化の理解	成田猛教授
平成 22 年度 後期	倫理と人間	工藤英明講師
	化学	奥野智且教授

	家族論	高橋和幸准教授
	健康づくりと生活	池田信子教授
	人間の成長と発達	成田猛教授
平成 23 年度 前期	心理学	成田猛教授
	生命科学	奥野智旦教授

(2) 10-2 の自己評価

他大学との距離的な問題、大学設置後の歴史が短いことなどから、他大学との教育研究の交流は十分とはいえない。しかしながら、「大学コンソーシアムあきた」の事業を通してある程度は行なわれている。

学生に建学の精神と教育の目標に基づく多彩な授業科目を提供するために、弘前市や秋田市の大学などからの非常勤講師による授業が行われており、今後これらの教員との交流が期待できる。

(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在、教育研究上の企業や他大学との関係はあまり充分とはいえないが、他大学や施設との交流が盛んになりつつある。今後、より一層の努力が必要である。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3 の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3 の事実の説明（現状）

①の視点

地域社会との協力関係は秋田桂城短期大学からの 15 年の歴史がある。実習をお願いしている施設との教育研究上の連携もうまくいっており、スムーズな実習と研究上の協力関係を良好に保っている。それが学生の就職にも反映し、昨今の地元志向にもかかわらず、就職率 100%を維持している。また、地域支援活動も盛んで、福祉学科の「地域を元気にする活動」や看護学科の「ピアカウンセリング活動」は共に教員・学生が一緒になって取り組んでいる活動である（IV. 特記事項を参照）。

また、施設でのボランティア活動、地域の祭りなどには学生が積極的に参加して地域住民との交流を行っており、大学祭（逢星祭）は地域住民との交流をテーマに行っている。

(2) 10-3 の自己評価

地域との協力関係は大学設置の初期段階としてまずまずの成果がみられる。しかしながら、限られた教員によるものとの反省もある。教職員および学生は地域住民の要望のみならず、大学側からの積極的な働きかけも必要に思われる。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職員や学生が地域になじみ、協力関係を持つにはある程度の年数が必要である。今まで構築してきた大学と地域社会の協力関係を土台に、さらに前向きの活動を積み重ねていく努力が必要である。まずは地域からの要望を感知し、可能な限り応えること、また、本学からも積極的に働きかけることである。

[基準 10 の自己評価]

短期大学 9 年・大学 6 年の歴史は浅く、地域における貴重な存在である本学の価値を十分に示すまでにはまだなっていない。まずは、地域に溶けこむ教育・研究をしていくこと、地域の要望に応える努力をしていくことが大切である。

顕著な業績を上げている「秋田県横手市『健康の駅』事業」や「ピアカウンセリング活動」は共に学生が参加しての事業である点が評価できる。

市民の生涯教育としての「大学公開講座」は大学にとって人材育成の場としても貴重である。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

立地条件からも、建学の精神からも、地域に根ざした教育研究は本学が最も重視しなければならないことである。過疎化、高齢化、少子化といった社会問題に貢献することが本学に課されたものである。

これから実践される「元気ムラ・プロジェクト」は超高齢社会における過疎化に悩む集落の活性化を目的とするものがある。すでに継続的に行われて来た「ピアカウンセリング活動」は女性の健康事業であり、「秋田県横手市『健康の駅』事業」と共に学生と教員と一緒に地域社会に貢献するものとして支援する。

基準 11. 社会的責務

11-1 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

11-1-① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定が整備されているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

①の視点

秋田看護福祉大学の社会的機関として必要な組織倫理に関する基本は、「学校法人ノースアジア大学寄付行為」第4条の定める「教育基本法及び学校教育法に従い、真理、調和、実学を基本理念とし、教育事業を行うこと」にある。

さらに、「学則」第1条において、「教育基本法の精神に則り、幅広い教養教育との密接な関連のもとに、保健・医療・福祉領域における奥深い専門教育を教授し、豊かな人間性と知性、高度な専門知識と技術をもって社会に貢献できる人材を養成するとともに、独創的で実際的な研究活動を行い、その研究成果を還元することにより、地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。」ことを明示している。

組織倫理に関する具体的諸事項は次の規則類に定められている。

教職員の就業については、「ノースアジア大学就業規則」において服務規律が定められている。同規則では、教職員が建学の精神に基づき教育目的の達成に努めなければならないことが学園の基本的姿勢であり、教職員の責務であることを規定している（第2条2項）。就業規則、給与規程の変更に際しては、労働基準法第90条第1項の定めにより、教職員代表者による「意見を聴く会」が開催されている。

セクシュアル・ハラスメントについては、快適な教育研究・学習及び労働環境を確保することを目的として「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が定められている。同規程に基づき、防止委員会が設置され、防止の任にあるとともに、教職員からなる相談員が置かれている。

個人情報の保護については、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために「個人情報の保護に関する規程」が定められている。同規程に基づいて個人情報保護管理責任者が個人情報の保護に努めている。

これらの事項に関し、本学は学校法人ノースアジア大学の組織の一員として、法人としての組織倫理に基づいて運営されている。

②の視点

秋田看護福祉大学は、学校法人ノースアジア大学の建学の精神である「真理・調和・実学」を基本理念としながら、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程に基づいて運営されている。

職員の業務執行の当否又はその適法性を判断し、就業規則上その者の処分を要する

と認められたときに理事長に対しその処分を答申するために本法人に業務調査委員会が置かれる。この委員会の委員及び委員長は理事長が指名する（学校法人ノースアジア大学業務調査委員会要綱）。

本学の規程集は学長室、事務部、教務事務室に配布され、教職員は自由に閲覧できる。

(2) 11-1 の自己評価

本学の組織倫理に関する規程については、「ノースアジア大学就業規則」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」「個人情報保護に関する規程」などの規定により、ほぼ整備されているといえる。

近年の社会状況の変化に応じて、組織倫理のあり方も変わりつつあることから、社会の状況に応じた規程の整備を図っている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理に関する諸規定は一応整備されているが、社会状況の変化に応じて諸規程を見直す必要もある。過去には組織倫理に関する深刻な問題は発生していないものの、将来において、組織倫理に関する問題に直面しないとは限らない。

そのため、今後は他大学の先進的事例を参考にしつつ検討を重ね、問題に十分対処できる体制を整える。

11-2 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2 の視点》

11-2-① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2 の事実の説明（現状）

①の視点

本学では、火災その他の災害による物的、人的被害を軽減することを目的として「秋田看護福祉大学防災規程」を定めている。この規程に基づき「防災対策委員会」が設置されている。また、消防法に基づいた防災訓練が実施されている。

学生生活全般については、学務課学生係が窓口となって学生生活の支援を行っている。また、保健室、学務課学生係がそれぞれの問題に対応している。学生の自動車の駐車については、学生に駐車許可証を交付している。さらに、学生が巻き込まれる可能性のあるリスクとして、盗難、セクシュアル・ハラスメント、悪徳商法、ネットワーク・トラブル、クレジット・ローンなどについては、学生便覧で具体的事例を掲げて注意を喚起している。

保険の加入については、学外実習を含めた学生の正課および正課外活動における通学等に備えて大学が経費を負担し、全学生を対象に総合保障制度「Will」に加入している。

また、本学には AED(Automated External Defibrillator) (自動体外式除細動器) を大学保健室前に備えている。消防設備については、学内に火災探知機、屋内消火栓、消火器などを設置し、点検・検査を行って消防機関に報告している。

大学入試センター試験は大館市内の高校で行われるが、本学が主管校となっている。その際には本学の教職員が役割を分担し、他の大学の協力を得て試験を実施する体制をとっている。入試問題等については金庫室に保管し、警備会社に委託して万全の保管管理をとっている。

警備については、委託契約による警備員を常駐させ、学内の安全管理に努めている。本学への訪問者は警備員および事務室職員によるチェックを受ける。教職員は名札を着用している。夜間・休日においても警備員が巡回して学内の安全管理を行っており、万が一の事件・事故に備えて緊急連絡網を配備し、事態に即応できる体制を整えている。

保健室は伝染病などの情報収集に努め、学生および教職員の健康についての相談や日常生活および実習に備えての予防接種等の健康管理を行っている。教職員に対し、月 1 回は産業医による健康相談日が設けられている。

サーバ障害発生時にシステムを迅速に復旧させるために、週 1 回自動的にバックアップをとる体制をとっている。また、コンピューターウイルス対策ソフトが稼動するサーバを設置し、セキュリティを確保している。

(2) 11-2 の自己評価

本学における危機管理体制については、前述に記載された対応をとり、最悪の事態にならないような体制になっている。学内施設に関連する部分および警備等については、十分に危機管理の認識が浸透している。また、昨今、大きく変わりつつある学生のメンタルの面についても、保健室や担任・学科教員を中心に対応にあたっている。

(3) 11-2 の改善・向上方策 (将来計画)

危機管理について、事態の発生を予め防止することは不可能であるが、それを最小限に留めることが最大の課題であることから、教職員が常に不足の事態に備える危機管理の意識を持つことが重要となる。本学においては、様々な諸問題において教職員間の共通認識は小規模大学でもあり、かなり保たれていると考える。しかし、事態は刻一刻と変化することから、学科、委員会などを中心に共通認識のもとに迅速に対応すべく、さらに体制の見直し・実行・改善を行わなければならない。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3 の視点》

11-3-① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3 の事実の説明 (現状)

①の視点

教員の学術研究誌である「秋田看護福祉大学 『研究所報』」は総合研究所所長（学長兼任）を中心に、研究所員による編集で年1回発行されている。本学の専任教員の投稿は順調であり、文献として公開されている。また、ノースアジア大学総合研究所との共同研究はノースアジア大学の学術研究誌に掲載されている。これらの学術研究誌はすべて国立国会図書館書誌部に ISSN(国際標準逐次刊行物番号)に登録されている。

秋田看護福祉大学総合研究所 研究所報 第6号
目次
《総説》
秋田県における思春期健康教育としてのピアカウンセリング活動 岩間薫
《原著論文》
福祉サービスにおける第三者評価者の資質や専門性に関する研究 村田道彦
高齢者に関する住宅政策 —有料老人ホームと高齢者賃貸住宅との関係を 中心として— 板東一仁
開発途上国における児童養護施設の現状と課題 —フィリピンの事例より—白石雅紀
在宅療養者のための簡易シャワーシートの開発とニーズに関する一考察 福岡裕美子ら
双極性障害の人格水準と社会適応度との関連 —ふたつの病相間歇期からの検討— 成田猛
住民の健康食品に対する意識 田中禮子
大学生の生活習慣・経済状況・身体状況と栄養バランスとの関連 —標準モデル栄養バランス表ソフトを用いた分析— 佐藤厚子ら
《研究報告》
タッチがもたらす癒し効果のエビデンスについての文献検討 今野修
《報告》
2010年度日本社会福祉士養成校協会・日本社会福祉教育学校連盟
東北ブロック教職員研修会報告 高橋和幸ら
(社団法人)日本介護福祉士養成施設協会東北ブロック教員研修会 新カリキュラム施行 後における介護福祉士教育の展望—新カリキュラム施行の1年を振り返って— 工藤久ら
《第16回大学公開講座》
上手に使おう薬と食品 田中禮子
福祉夜話あれこれ 柴田博
地域社会における健康づくりと生活個人の役割 池田信子
《平成22年教員の研究および社会活動状況》
《専任教員一覧》

また、大館市教育委員会と共催で、市民を対象に毎年大学公開講座が年1回開かれる。この講座は本学の前身である秋田桂城短期大学の開設以来続いており、平成

23(2011)年度で 17 回を数えている。

本学の広報活動はホームページを中心としており、教育研究活動を随時紹介している。さらに、高校生、高校教諭および保護者対象では、「オープンキャンパス」や出張授業がある。「オープンキャンパス」では模擬授業が行われて教員の活動が直に伝わる機会も設けられている。本学が参加している「大学コンソーシアムあきた」の高大連携授業では、毎年 2 回（夏と秋）、高校生を対象に 4～5 回シリーズで教員による授業を行い、大学の教育研究を紹介している。

秋田県の新聞社が企画している「キャンパス発信」では、県内 11 の高等教育機関と共に、学生が本学の教育研究に関する活動を紹介している。

(2) 11-3 の自己評価

本学の広報活動については、理事長総室広報担当者、本学の広報委員会が中心になって行っている。

教員は研究成果を学会発表し、外部の学術誌にも積極的に投稿している。本学単独での企画は少ないが、「大学コンソーシアムあきた」における活動、大館市教育委員会等との共催による市民への公開講座は一応の成果を挙げている。

高校・中学校でのキャリア教育の影響で、このところ本学への見学・授業の申込みも多くなった。この機会を利用しての大学教育の紹介・看護や福祉の仕事、本学の紹介などを行っていることは評価できる。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学開学以来 6 年目を経過し、本学は今回、最初の大学機関別認証評価を受ける。今後は「自己評価報告書」を定期的に刊行し、常に大学運営の見直しと改善のサイクルを円滑にしなければならない。

本学の広報活動は法人に依存することが多いが、今後は本学独自の企画の提案を行って、外部への広報活動を積極的に行わなければならない。

教員においては、研究会や学会の開催を行い、地域の人材育成のためにも研究者としての積極的な活動が求められる。

[基準 11 の自己評価]

本学では、セクシャル・ハラスメントや個人情報保護をはじめとした社会的組織として必要な組織倫理に関する諸規定が定められ、適切な運営がなされている。

また、危機管理の体制は、防災管理、警備、学生相談、保健管理についても基盤が整備されている。

さらに、さまざまな広報誌による情報や「研究所報」により、教育研究成果を公正かつ適切に学内外に発信されているが、更なる努力が必要である。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

組織倫理、危機管理、教育研究成果の広報活動は、それぞれ時代の社会的要請にしたがってその内容を迅速に見直し、充実を図ることによって整備する。

とりわけ、学生と教職員の生命・健康・権利を脅かす不測の事態への対処については、諸規定の周知とともに、今までの経験を生かしながら、全教職員の協力のもとに各機能の向上に努める。

IV. 特記事項

※ 個人情報により個人名と写真については削除させていただきました。

1. 学生支援活動（キャリア教育への取り組み）

(1) 就職委員会の取り組み

本学の就職率は、福祉学科・看護学科両学科とも 100%という実績があり、今後も継続を目標としている。就職委員会は両学科の就職委員、事務部学務課就職担当職員で構成され、両学科ともゼミ担当・学年担任と連携し、学生の就職希望、就職活動状況、内定報告等の情報を相互に伝達し、学生支援を行っている。

また、もう一つの目標として、学生が就職活動・採用試験において、マナーを守り、自主的に行動できるように導くことができることとして、就職ガイダンスの年間行事を計画実施している。

◇平成 22(2010)年度 就職委員会の活動

4月 「合同就職面談会」

秋田県内・東北・関東より多数の（50施設以上）病院が参加し、学生との面談が行われた。

7月 「看護学科対象 就職ガイダンス病院説明会」

病院人事担当者と就職した卒業生による講演会

10月 「両学科3年生対象 就職ガイダンス」

看護学科および福祉学科の就職の現状についての就職委員によるガイダンス

10月 「就職ガイドブック 一大学生の就活編一」の配布

自己分析から内定までのポイントが詳しく書かれた冊子の配布

12月 「福祉学科3年生対象 4年生による内定者報告会」

介護職、相談・支援員、一般企業、公務員に内定した4年生より、就職活動の開始時期、内定を決めるまでの道のり、決めた理由、就職活動の心構えのアドバイス、インターンシップ、筆記試験や面接試験についての経験談や出来事の報告会

12月 「福祉学科3年生対象 マナー講座」

マナー講座として、人材情報やサービス、出版物を発行している企業より講師を招き、就職支援講座を行い、第一印象の重要性、説明会・面接時のマナー、敬語の使い方、御辞儀、電話、メール、手紙など、実践に即した内容の講座

12月 「福祉学科3年生対象 専門家（学外講師）による就職講演会」

目的：福祉の現場に造詣が深い専門家を招き、最新の情報を提供してもらうことにより、学生の職業観の確立と就職意識の高揚を図る。

講師：井上義孝氏：特別養護老人ホーム「神山荘」施設長

12月 「看護学科3年生対象 専門家（学外講師）による就職講演会」

目的：医療機関における看護師採用活動をサポートする業務を担当している講師による最新情報の提供により、学生の職業観の確立と就職意識の高揚を図る。

講師：森下雅彦氏：(株)文化放送キャリアパートナーズ〔東京都〕

12月 「看護学科3年生対象 4年生による内定者報告会」

看護師（県内1名、大館市立総合病院1名）、助産師、保健師に内定した4年生より、就職活動の開始時期、内定を決めるまでの道のり、決めた理由、就職活動の心構えのアドバイス、インターンシップ、筆記試験や面接試験についての経験談や出来事の報告会

平成 23(2011)年

1月 「看護学科3年生・福祉学科3年生対象 個人登録票について」

「看護学科3年生対象 マナー講座」

マナー講座として、人材情報やサービス、出版物を発行している企業より講師を招き、就職支援講座を行い、第一印象の重要性、説明会・面接時のマナー、敬語の使い方、御辞儀、電話、メール、手紙など、実践に即した内容の講座

その他、随時、学生に対して履歴書・エントリーシートの書き方や、面接の指導を受けられる体制にしている。就職を受け入れる側が、採用にあたり重視する点では、人柄・コミュニケーション能力であり、学生に指導・助言して欲しい点でも、コミュニケーション力・マナーであり、本学の教育の中で強化支援しているところである。

本学には就職支援室が設置されており、就職に関する情報を充実させ、卒業生による就職先から後輩へのメッセージなども掲載している。

◇就職活動おける「併願」について

・基本的な考え方

- ①学生は、就職活動に関する選択や判断の自由を有する。
- ②教職員はそれを踏まえつつ、社会通念に照らして必要な助言を行う。

・活動上の留意事項

- ①事業所の希望優先度、募集・内定時期等を十分検討した上で計画的に就職活動をする。
- ②複数の内定を得る可能性がある場合は、志望手続きの段階から、担任もしくは就職担当の教職員にその旨を伝えて助言を得る。
- ③実際に「内定辞退」の必要が生じた場合は、後輩の実習や就職活動への影響等に十分配慮し、教職員と相談の上で必要な対応をとる。
- ③本学の推薦で内定を得た場合や、内定後に誓約書等を提出した場合は、原則として辞退できない。

◇さらなる成長に向けて

就職率 100%の大学を維持し、本大学の学生を求められるような人材を育成していく必要がある。低学年からの就職に対する動機づけを行っていく機会を作り、さらに、コミュニケーション能力の向上や、マナーを身につけさせ、就職が厳しい時代が到来しても、就職に強い大学であることを目指したい。

(2) 国家試験対策

<看護学科>

看護師国家試験・保健師国家試験・助産師国家試験の合格を目指して小グループ制をとり、専門科目担当の全教員が指導にあたっている。

①全体

- ・ 国家試験対策は、1年生から4年生の全学生を対象に年間計画に沿いながら、看護学科専門科目担当者全員が行っている。
- ・ 国家試験不合格者（既卒者）への対応も、計画に沿いながら在学時の担任および国家試験対策委員長が適宜、実施する。

②4年生

- ・ 卒業研究担当教員が担当する小グループ制を取り、学生指導を行う。
- ・ 週1回のクラス全体の学習会（定期学習会）と小グループによる勉強会、個人の勉強による。学生は演習室、附属図書館、使用していない教場、食堂などを利用し、なるべく大学内で勉強することを基本にする。
- ・ 定期学習会では、毎週1回、本学教員による指導が行われる。
- ・ 秋期には基礎知識の底上げのために国家試験対策強化週間学習会を開催している。
- ・ 業者による講習会、模擬試験、模擬試験後の講義のほか、適宜、教員作成による模擬試験も行っている。
- ・ 模擬試験後は、学生による自己採点を行わせる。この方法は、業者からの成績結果が届くのを待たずして即日、個々の学生の成績を本人及び教員が把握することができる。そのため、教員は個々の学生の学習進捗状況を早期に把握でき、学生もまた担当教員から適切な指導を受けることができ、学生の学習意欲向上にもつながっている。
- ・ 模擬試験の成績が不良であった学生を対象として特別学習会（特訓コース）のメンバーを選抜し、夏季以降継続的に学習会を開催し、さらなる基礎知識の底上げに努めている。
- ・ 学生の学習意欲の向上及び学習習慣の習得のため、学生の学習環境（少人数・個別指導、学習場の確保・提供等）の整備をしている。
- ・ 学生の保護者には、年2回学習状況等の近況報告（模擬試験の成績等も含む）のための書簡を送付している。そうすることで、国家試験対策のため教員のみならず家族の協力及び支援を得ることに努めている。

表Ⅳ-1-1 平成22(2010)年度 看護学科国家試験対策年間計画

	看護師国家試験対策	保健師国家試験対策	助産師国家試験対策
4月	4年生：国家試験対策オリエンテーション		
	4年生：定期学習会		
5月	4年生：定期学習会 模擬試験		
	3年生：学習習慣に関する指導		
6月	4年生：定期学習会 国家試験対策指導 国家試験ガイダンス		
	4年生：定期学習会		
7月	4年生：模擬試験		

秋田看護福祉大学

	国家試験対策指導 模擬試験 夏季集中学習会		
8月	4年生：夏季集中学習会 保護者へ学習状況等の近況報告		
9月	・保護者懇談会において国家試験およびその対策、経費について説明 ・既卒者への国家試験の情報提供（助産師国家試験受験予定者へは資料送付）		
	4年生：模擬試験 国家試験対策強化週間学習会 国家試験対策秋季講座		
10月	4年生：定期学習会、模擬試験 国家試験対策オリエンテーション 特別学習会 1・2・3年生：国家試験対策オリエンテーション	4年生：模擬試験 国家試験対策秋季講座	4年生：模擬試験
11月	4年生：定期学習会、模擬試験 特別学習会 国家試験受験手続等に対する説明	4年生：模擬試験	
12月	4年生：定期学習会 特別学習会、卒業試験 保護者へ学習状況等の近況報告 国家試験受験手続、国家試験受験のための宿泊手続		4年生：模擬試験
1月	4年生：模擬試験	4年生：模擬試験	4年生：模擬試験
2月	4年生：直前演習ゼミ 国家試験受験、自己採点	4年生：国家試験受験、自己採点	4年生：国家試験受験、自己採点
	4年生：国家試験合格後の諸手続に対する説明		
	1・2・3年生：模擬試験		
3月	4年生：国家試験合格発表		

<福祉学科>

福祉学科の国家試験対策は、通常授業とは連携を図りながらも、別枠で1年次より年間計画を基に体系的に取り組んでいる。この取り組みは、国家試験直前の4年次の集中的な取り組みよりも、既修得科目の復習を積み重ね、就職活動やゼミ論文にも追われる4年生であわてず国家試験へ臨んでもらうことを意図している。

①全体

学生の国家資格取得（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士）を支援することを目的として、全学年とも年間を通じ計画的に取り組んでいる。

②4年生（旧カリキュラム）

4年生に対しての取り組み意図は、社会福祉士国家資格取得のための「得点力アップ」と「新カリキュラム科目」の理解を図る事である。その内容は、外部・内部の模擬試験の実施とその解説、新カリキュラム科目や模擬試験による低得点科目の集中講座、学生個人に対する個別指導を実施する。

模擬試験は、内部模試・外部模試を計6回実施した。模擬試験終了後には、学生自身に解説を作成してもらい解説会を実施した。新カリキュラム科目や低得点科目は学生全体への集中講座として実施し、一方では土曜日を活用して、学生個人々の課題や理解度に合わせて個別指導を実施する。

③3年生

3年生に対しての取り組み意図は、社会福祉士国家試験受験の「本格的スタート」と学生個人の「レベルの意識化」を図る事である。3年次は授業が徐々に減る半面、ゼミ論文や実習、就職活動の入口の時期である。自らのレベルを客観的に把握し、目標に向かって自主的に取り組むことも求められる時期もある。そのための取り組み内容は、社会福祉士国家試験の過去問題テストとその解説を中心としつつ、他大学との合同合宿を通じて初めての模擬試験を実施した。

青森県立保健大学との合同合宿は、本格的な国家試験への取り組みスタート時期と位置付け、成績順位の公表、他大学生との交流・情報交換を通じて自らのレベルを客観的に把握する機会とした。また同時に進路相談や学業相談等を行った。

また、他大学の学生を交えた模擬試験や集中講義、情報交換は、学生自身のモチベーションの向上に役立った。

④2年生

2年生に対しての取り組み意図は、各種国家試験レベルの「体感」と1年次履修科目の「復習」である。2年次からは、学生個々が卒業時受験する国家試験ごとに履修科目がわかる。そのため3つの国家資格全てについて、対策の機会を設けている。その内容は、3つの福祉士国家試験の過去問題テストとその解説を中心に行う。

⑤1年生

1年生に対しての取り組みの意図は、「動機づけ」である。入学後早い段階から各種資格の理解を深め、そのイメージ形成を図る事を目的として取り組む。その内容は学内教員による勉強方法や卒業生による学生時代の受験体験談や現在の職業体験談などの講話が中心である（卒業生講話写真）。

表Ⅳ-1-2 平成22(2010)年度 福祉学科国家試験対策

	1年生	2年生	3年生	4年生
4月	オリエンテーション			学内模擬試験
5月	「講話」 社会福祉士の	介護福祉士国家 試験過去問題	社会福祉士国家 試験過去問題	模擬試験解説会

秋田看護福祉大学

	理解			
6月	「講話」 精神保健福祉 士の理解	介護福祉士国家 試験過去問題	社会福祉士国家 試験過去問題	学内模擬試験
7月	「講話」 介護福祉士の 理解	介護福祉士国家 試験過去問題	社会福祉士国家 試験過去問題	
9月				模擬試験
10月	「講話」 国家試験の勉 強方法	社会福祉士国家 試験過去問題	社会福祉士国家 試験過去問題	模擬試験
11月	「講話」二期生 社会福祉士合 格者 (勉強方法と 仕事、受験体験 談)	社会福祉士国家 試験過去問題	社会福祉士国家 試験過去問題 合同合宿	模擬試験 集中講座 個別指導
12月	「講話」二期生 社会福祉士合 格者 (勉強方法と 仕事、受験体験 談)	社会福祉士国家 試験過去問題	ミニテスト	個別指導
1月		精神保健福祉士 国家試験過去問 題	ミニテスト 人名と理論	学内模擬試験
2月			模擬問題づくり	自己採点会
3月				登録・再試験ガイ ダンス

(3) 福祉行政研究室

福祉行政研究室は平成 21(2009)年 4 月、福祉行政にかかわる国家公務員及び地方公務員試験の受験の指導等を行い、また、資格取得及び職業能力の向上を志す学生の学習活動を支援し、社会に有用な人材を育成することを目的として設立された。

福祉行政研究室は、福祉行政コースに進んだ学生の中から、福祉行政研究室入室試験を実施し合格した学生に入室を許可している。また、これらの学生たちを対象に、単なる受験指導ではなく、良き公務員になるべく、学生たちによる自由でかつ自主的な研鑽、討論、ボランティア活動、指導室の運営などが行われている。

また、本学の学生の場合、その志望対象が公務員に限定されず、医療機関、社会福

秋田看護福祉大学

祉協議会など多方面にわたっていることから、広範囲の学生を指導対象として受け入れ、現状に則した指導を行っている。

◇福祉行政コース

福祉行政の分野において活躍できる公務員の養成を目的にして平成 21 年度から開設された。

- ・ 2 年生進級時に行政研究室入室試験を実施し、入室した学生のみが履修できる。
- ・ 履修モデルによる科目選択のほかに、福祉行政研究室学生のための特別講義及び指導を受ける。
- ・ 国家試験対策などの実学上の資格獲得を目的に、学生それぞれの将来設計に応じた自主的選択を促し、教育効果を上げることを目標にしている。
- ・ 必ず履修しなければならない科目：民法、行政法、地方自治と財政、経済原論、保健医療論、就労支援論、更生保護制度論
- ・ 履修した方が望ましい科目：法律と生活、生活と経済、統計学

表Ⅳ－1－3 平成 22(2010)年度 福祉行政研究室 公務員試験等に関する諸活動

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
4 月	公務員（福祉行政職）試験および福祉行政研究室選抜試験説明会			
5 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政研究室選抜試験実施 ・ 前期公務員講座（5 月～7 月） 		
6 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前期公務員講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内模擬試験 	
7 月			<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接指導 	
8 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政研究室夏休み特別講座 		
9 月				<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内模擬試験 ・ 面接指導
10 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政研究室選抜試験実施 ・ 後期公務員講座（10 月～12 月） 		
11 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期公務員講座 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 面接指導
12 月				
1 月				
2 月				
3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題研究（模擬問題づくり） 		

◇福祉行政研究室所属学生の進路について

□就職に内定した福祉行政研究室所属学生3人のメッセージ

A さん

大学では公務員を目指す福祉行政研究室に所属し、採用試験に向けての勉強をしました。勉強以外にも、社会から求められる人材についての議論や読書会を開いて自分の意見をまとめることなどから、多くのことを考えることができました。また、同じ目的で勉強する仲間が近くにおり、互いに問題を出し合うなどして助け合いながら勉強ができました。この勉強が成果となり、目標とする採用試験に合格できました。これからは大学で学んだ事をいかして、地域に貢献できる人材になりたいと思います。

B さん

福祉行政研究室では、担当の先生が親身に自分の進路や公務員としての就職先、また将来などについて相談に乗ってくれました。その中で私は、大学で学んだ福祉の知識をいかした警察官になることを決意しました。これから人口が減少する社会で高齢者や障害者などの問題に各部署と連携して解決することも必要になると思います。今後は、これまで私を支えてくれた周囲の方々への感謝の気持ちを忘れず、身近で親しみのある警察官となって地域に貢献していきます。

C さん

大学での社会福祉士試験対策の特別講義の一環として、病院で働く医療ソーシャルワーカーの方の話を聞く機会があり、この仕事に興味を持ちました。後日、先生に相談したところ、詳しい業務内容に加え、就職先の紹介などをしてくださいました。自分で集めた情報に加え、先生からのアドバイスをもとに就職活動を進めた結果、志望する職種で病院から内定をいただきました。これも学生と先生の距離が近く、いつでも相談できたからだと思います。

2. 地域貢献

学生と教員が一体となつての地域貢献活動について紹介する。

(1) ピアカウンセリング活動

秋田県では、「健やか親子 21」による思春期対策の効果的な手法として、ピアカウンセリング（仲間同士で又は先輩が後輩などに行うカウンセリング）活動が推奨されている。本学は平成 16(2004)年度よりピアカウンセリング事業に取り組み、平成 17(2005)年度からの 4 年間は、ピアカウンセラー養成者の所属する本学が北秋田地域振興局大館福祉環境部から、平成 21(2009)年度から 2 年間は秋田県健康推進課より事業委託を受けて実施している。

平成 17(2005)年度から 20(2008)年度は、北秋田地域振興局大館福祉環境部において、北秋田地区の次世代を担う子どもたちの健やかな成長を目指すことを目的に、「いきいき北秋田思春期ヘルスサポート事業」を実施した。この事業は、関係機関との体制整備のための「トップセミナー、研修会及び検討会の開催」と、ピアカウンセラーの育成・支援のための「ピアカウンセリング事業」が 2 つの柱となっている。そのうち、「ピアカウンセリング事業」を、管内唯一の 4 年制大学であり、養成者の所属する本学が事業委託を受けて実施するという、全国でも類をみない事業実施形態で行った。

その結果、中・長期的な効果としては

- ① 学校と地域が連携した思春期教育の取り組みができる。
- ② 地域で思春期世代を見守る環境ができる。
- ③ 本学単独でピアカウンセリング事業の実施ができる。

という、3 つの効果が認められた。

また、この 4 年間の事業を終えて

- ① 思春期保健関係者を対象にした講演会やグループワークなどを行い、また対象者を思春期保健関係者だけでなく、広く保護者や地域住民を含めた講演会とシンポジウムを開催してきた。
- ② 思春期保健を協議する組織として「思春期保健ネットワーク会議」を設置できた。
- ③ ピアカウンセリングという手法を確立できた。

ことが大きな成果であったと評価された。

その後、平成 21(2009)年度は「女性の健康支援対策事業における思春期からの健康支援事業（高校生を対象にしたピアカウンセリングの開催等）」、平成 22(2010)年度は「思春期からの健康支援モデル事業（高校生を対象としたピアカウンセリングの開催等）」を行うことによって、これまでに養成を受けた思春期ピアカウンセラー（大学生）が、中高校生を対象にピアカウンセリングを実施し、中高生の健康づくりに関する情報提供を行うことや、北秋田地域振興局大館福祉環境部管内をモデル地域とし、思春期からの健康支援体制の効果的に推進することを目的とし、これら思春期ピアカウンセリング事業を養成者がいる本学が事業委託された。

このように、本学では 6 年間継続してピアカウンセリング事業を秋田県から事業委託され実施している。その間、思春期ピアカウンセラーをベーシックセミナーで 65 名、フォローアップセミナーで 38 名を養成し、ピアカウンセリングの実践回数は 47 回である。

この間、北秋田地域振興局管内の高校および中学校関係者への理解も深まり、着実な進展がみられている。

また、ピアカウンセラー養成セミナーは青森県内の大学と共同で開催し、ピアカウンセリング活動においても両県のピアカウンセラーが協力しながら実践するなど、他大学との交流も深めている。

さらに、平成 22 年度は、JICA(Japan International Cooperation Agency)（日本国際協力事業団）青年研修事業の研修生（モンゴル）に本学のピアカウンセラーが実際のピアカウンセリング活動について紹介している。

表Ⅳ－２－１ 平成 22(2010)年度ピアカウンセリング活動

	平成 22 年度
実施主体	秋田県健康推進課
ピアカウンセラー養成セミナー<実施回数：合計>	<2 回>
1. ベーシックセミナー	
1) 実施回数	1 回
2) 場所	秋田看護福祉大学
3) 養成者数（秋田県）	14 名
2. フォローアップセミナー	
1) 実施回数	1 回
2) 場所	秋田看護福祉大学
3) 養成者数（秋田県）	12 名
ピアカウンセリングの実践<実施回数：合計>	<12 回>
1. ピアエデュケーション	
1) 実施回数	2 回
2) 参加者数（高校生）	256 名
2. ピアカウンセリング	
1) 実施回数	4 回
2) 参加者数（中学生）	119 名
3. ピアルーム	
1) 実施回数	4 回
2) 場所：大学祭（展示も含む）	(1 回)
秋田拠点センター アルヴェ市民交流サロン	(1 回：70 名)
いとく大館ショッピングセンター	(1 回)
4. 全国同時一斉ピア：エイズ予防啓発グッズ等配付	
1) 実施回数	2 回
2) 場所：いとく大館ショッピングセンター（配付数）	(1 回：210 個)
秋田拠点センター アルヴェ（配付数）	(1 回：170 個)

◇ピアカウンセリングについて

ピア（＝仲間）カウンセリングとは、「仲間相談活動」であり、思春期の子どもが主体となり同世代の中で価値観を共感・共有し、同じような悩みや不安などを分かち合うことによって、性＝生の問題に正しく対処できる自己決定能力や問題解決能力を高める活動である。

また、ピアカウンセラーとは、仲間意識を持ったうえで、解決策を与えるのではなく、相談者自らが持っている“解決する力”を引き出すように援助している人のことを言う。現在、全国で養成されたピアカウンセラーが、中学校や高校で、性に関する相談活動や性教育講座の中で、自分って何？人を好きになるって？性って？などのセクシュアリティについて中学生や高校生と一緒に考えながら活動している。なお、秋田県では、唯一、秋田看護福祉大学でこの活動が行われている。

(2) 横手市「健康の駅」事業

秋田看護福祉大学福祉学科高橋和幸准教授ゼミナールでは秋田県横手市が全国に先駆けてモデルケースとなっている行政主導型「健康の駅」事業の推進に協力をしている。横手市では、健康をテーマとした交流拠点をメインコンセプトに、子どもから全ての大人までを対象とした「健康の駅」事業を推進中である。この事業では、交流拠点となるトレーニングセンターを大規模駅。公民館・校区単位で取り組む健康づくり活動を中規模駅、市町内会単位での健康づくり活動を小規模駅と見立て、「子育て支援」「幼児・学童期の健全育成」「働き盛り世代の生活習慣病予防」「介護予防」といったそれぞれのライフステージにおける健康支援を行っている。

高橋ゼミでは平成 22(2010)年には 2 つの事業現場に調査協力を行い、調査報告を発表した。

- ①平成 17 年後期に試行事業から始まった横手市健康の駅事業の足跡を辿り、どのような予算規模、職員体制、小・中・大規模駅設置数とその活動の実態、事業効果を発揮したかを調べ、5 年間の発展史を作成し、今後の健康の駅事業推進のための提言も行った（平成 22(2010)年 4 月に行われた横手市役所健康づくり担当課長会議）。
- ②平成 22(2010)年 7 月から 9 月にかけて市立金沢小学校で「毎月 1 日はテレビやテレビゲームをしない日（ノーテレビ・ノーゲームデー）」を実施した際、ゼミの学生がこの介入効果調査に協力した。

具体的には、アンケートにより毎月の全児童の取り組み状況を把握し、これにより家族や地域住民と話す時間が増えた児童が過半数に達したという健康イベント介入の成果を情報提供した。また、この介入調査では 3 か月後の児童の学校生活における様子の変化について教師への聞き取りも行い、保護者アンケート結果も踏まえてより多角的な視点からノーテレビ・ノーゲームデーの実施検証ができた。横手市でも一連の結果を活用して次年度以降はノーテレビ・ノーゲームデーの実施校数を増やす計画をしている。

平成 21(2009)年と 20(2008)年は、トレーニング施設を完備した大規模駅に通うこと

が難しい山間地に暮らす高齢者の方々の健康づくり支援を行う目的で小規模駅の増設が課題とされていた。小規模駅を新たに設置するに当たり、候補となる地域の高齢者に集ってもらい小規模駅設置に関する要望、現在困っている健康課題について調査し、それぞれ調査の1か月後に現地で調査報告会を開き、地域のニーズに適合した小規模駅活動ができるように提言を行った。この成果として当該地域では小規模駅を設置し自主運営していくことにつながった。

平成20(2008)年12月には、小規模駅活動の中で最も活発な地域を選定し、活発な活動ができる様々な人的、物的条件や諸々の要因について探るため活動者全員に聞き取りを実施した。その結果、

- ① 地域の共有財産を守り、そこからの益金を地域高齢者の「健康・生きがいづくり活動」の拠点となっている自治会館の修繕費に充てている。
- ② 50年以上も同じところに暮らし続けている顔馴染みの間柄となっている信頼関係があり、出席しない人を心配するといった見守りもある。
- ③ 住民リーダーの調整力のもとで会館の暖房、施設、お茶出し当番がうまく機能し、負担が少なく楽しく活動できる雰囲気形成されている。

ことなどから、参加率の高さが維持できることが判明した。

これらの条件を整えることが、言い換えれば横手市健康の駅事業小規模駅の設置数増加と活動継続において欠かせない条件でもあることから、現地で調査報告会を開催し指摘すると共に、調査報告書を作成し、横手市役所担当課に提言した。

このように、市の保健事業推進にあたり参加住民の満足度や参加して得られた成果の調査、あるいはこれから活動しようという地域に入って行き健康づくりに対してどのようなニーズがあるのかについて聞き取り調査を行い、これらの地域に最もふさわしい健康づくり活動が実践できるように調査結果を返しながら提言するといった形で地域貢献活動を継続している。

これらの活動は本学のホームページに掲載されている。

◇平成22(2010)年の掲載 (<http://www.well.ac.jp>)

- ・高橋ゼミナール活動報告№21(2010年1月)
4年ゼミナールの『ゼミ論要旨集』を作りました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№22(2010年2月)
横手市福祉環境部健康の駅推進室「調査研究事業」に協力してきました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№23(2010年2月)
3年生がゼミIの集大成である『研究計画(構想)』を作成し終わりました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№24(2010年2月)
4年ゼミ生と慰労会をしました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№25(2010年3月)
4年ゼミ生がめでたく卒業式を迎えました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№26(2010年4月)
横手市健康の駅関連事業調査報告書が完成しました!
- ・高橋ゼミナール活動報告№27(2010年5月)

横手市健康の駅事業（共同研究事業）「5か年の軌跡と今後の課題について」現地で調査報告会を開催してきました！

- 高橋ゼミナール活動報告№28（平成 22(2010)年 7 月）
ゼミナールで地域視察を行いました！
- 高橋ゼミナール活動報告№29（平成 22(2010)年 9 月）
ゼミ生が横手市健康の駅事業に協力しながら、現地調査を行いました！
- 高橋ゼミナール活動報告№30（平成 22(2010)年 9 月）
ゼミ生が元気ムラプロジェクト（県）指定『大館市山田部落会』の現地調査を頑張っています！
- 高橋ゼミナール活動報告№31（平成 22 年(2010)年 10 月）
平成 22 年度『3 年ゼミの活動がスタート』しました！
- 高橋ゼミナール活動報告№32（平成 22(2010)年 11 月）
大学祭でゼミ論の中間報告をしました！
- 高橋ゼミナール活動報告 No.33（平成 22(2010)年 12 月）
- 高橋ゼミナール活動報告 No.34（平成 22(2010)年 12 月）
調査報告会の打ち上げをしました！
- 高橋ゼミナール活動報告 No.35（平成 23(2011)年 2 月）
4 年ゼミ生と慰労会をしました！
- 高橋ゼミナール活動報告 No.36（平成 23(2011)年 2 月）
3 年ゼミ生がゼミ I の集大成である「研究計画（構想）」を作成し終わりました！
- 高橋ゼミナール活動報告 No.37（平成 23(2011)年 2 月）
4 年ゼミナールの「ゼミ論要旨集」を作りました！